

独立行政法人日本学生支援機構の
平成27年度における業務の実績に関する評価

平成28年9月
文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成27年度(第3期)
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課、井上 諭一
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、信濃 正範

3. 評価の実施に関する事項
平成28年7月4日 政策評価に関する有識者会議 日本学生支援機構ワーキングチームに評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
なし

5. 日本学生支援機構ワーキングチーム 委員名簿
荒 張 健 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
加 藤 泰 建 埼玉大学名誉教授
佐 藤 淳 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
高 石 恭 子 甲南大学文学部 教授
山 本 清 東京大学大学院教育学研究科 教授

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		B	B			
評定に至った理由	個別の評定は業務の一部がA、Cであるものの概ねBであり、また全体の評定を引き下げる事象もなかったため、本省の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	奨学金貸与の的確な実施及び返還金の回収促進、留学生支援事業及び学生生活支援事業の充実、一般管理費の削減、外部委託の推進、内部統制・ガバナンスの強化など、 <u>業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。</u> 具体的には、奨学金貸与事業については、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、 <u>当年度分回収率及び総回収率が年度計画値を大きく上回った。</u>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人信用情報機関への誤登録事案については、事案発覚後ただちに危機管理対策本部を設置し、当事者及び国民への説明・お詫びを含め適切な事後措置を行っている」と認められるが、事案の重大さを十分に認識した上で、今後再発防止策を確実に実施することが求められる。(P46、47参照) ・個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、役職員、担当者等に対し研修を実施したことは評価できるが、一方、個人情報漏えいの再発防止に向けて取組を行っているものの漏えい事案が昨年度に引き続き増加していることから、職員の研修回数を増やすなど個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、抜本的な業務遂行の見直しや組織が一丸となった仕組みの改善を講じることが求められる。(P153、154参照)
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、その設置目的に沿い法令、規程、その他の定め及び予算に従い、適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認められる。また、内部統制全般の状況については、業務の適性を確保するための体制等が法人全体として整備されており、役員についても内部統制システム整備の推進役としての役割を十分に果たしており、内部統制システムの整備が図られていると確認できるため指摘すべき重大な事項はない。
その他特記事項	特になし。

様式3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 共通的事項							
(1) 透明性及び公平性の確保	B	B				I -1-(1)	
運営評議会の実施状況	B	B					
外部評価の実施状況	B	B					
(2) 広報・広聴の充実	B	B				I -1-(2)	
広報活動の実施状況	B	B					
広聴活動の実施状況	B	B					
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B				I -1-(3)	
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B					
(4) 情報セキュリティ対策の実施	B	B				I -1-(4)	
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B					
2 奨学金貸与事業							
(1) 奨学金貸与の的確な実施	B	B				I -2-(1)	
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B					
(2) 適格認定の実施	B	B				I -2-(2)	
適格認定の実施状況	B	B					
(3) 返還金の回収促進	B	B				I -2-(3)	
①返還金回収状況の把握と分析							
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B					
②回収の取組							
当年度分回収率	A	A					
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B					
総回収率	A	A					
リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B					
初期延滞における督促の実施状況	B	B					
中長期延滞における督促の実施状況	B	B					
法的処理の実施状況	B	B					
延滞者の実態調査の実施状況	B	B					
住所調査の実施状況	B	B					
個人信用情報機関の活用状況	B	C					

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③機関保証制度の運用						I -2-(3)	
機関保証制度の運用状況	B	B					
④減額返還・返還期限猶予及び返還免除 制度の適切な運用							
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B					
⑤所得連動返還型奨学金制度の導入							
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B					
(4) 情報提供等の充実	B	B				I -2-(4)	
情報提供等の実施状況	B	B					
(5) 学校との連携強化	B	B				I -2-(5)	
学校との連携の実施状況	B	B					
3 留学生支援事業							
(1) 日本への留学前の学生に対する支援	B	B				I -3-(1)	
①日本留学に関する情報提供等の充実							
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B					
②日本留学試験の適切な実施							
日本留学試験の実施状況	B	B					
年間応募者数	B	B					
収支改善に係る検討状況	B	B					
③日本語教育センターにおける教育の実施							
質の高い教育の実施状況	B	B					
留学生受入れに係る取組状況	B	B					
卒業予定者の満足度	A	B					
(2) 外国人留学生に対する在学中の支援	B	B				I -3-(2)	
①外国人留学生に対する学資金の支給							
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B					
②外国人留学生に対する宿舍の支援等							
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B					
東京国際交流館における収支の改善状況	B	C					
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B					
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B					
留学生借り上げ宿舍支援事業の実施状況	B	B					

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③外国人留学生等の交流推進						I -3-(2)	
国際交流事業の実施状況	B	B					
(3)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援	B	B				I -3-(3)	
①外国人留学生に対する就職支援							
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B					
②外国人留学生に対するフォローアップ						I -3-(4)	
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B					
(4)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実	B	B				I -3-(5)	
海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B					
(5)日本人留学生に対する学資金の支給	B	B				I -3-(6)	
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B					
(6)日本人留学生に対する留学前後の支援	B	B				I -3-(6)	
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B					
4 学生生活支援事業							
(1)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実	B	B				I -4-(1)	
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B					
(2)障害のある学生等に対する支援の充実	B	B				I -4-(2)	
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B					
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B					
(3)キャリア・就職支援の実施	B	B				I -4-(3)	
キャリア・就職支援の実施状況	B	B					
5 その他の附帯業務							
(1)高校生等に対する学資金貸与事業への協力	B	B				I -5-(1)	
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B					
(2)寄附金事業の実施	B	B				I -5-(2)	
寄附金事業の実施状況	B	B					
項目評価	B	B					
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
1 業務の効率化							
(1)一般管理費等の削減	B	B				II -1-(1)	
一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況	A	A					

業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況	A	A				II -1-(1)	
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B					
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B					
(2)外部委託等の推進	B	B				II -1-(2)	
外部委託の実施状況	B	B					
(3)契約の適正化	B	B				II -1-(3)	
契約の適正化に係る実施状況	B	B					
(4)情報システムの活用	B	B				II -1-(4)	
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B					
2 組織の効果的な機能発揮							
組織改善の状況	B	B				II-2	
3 内部統制・ガバナンスの強化							
(1)事業の確実な実施	B	B				II -3-(1)	
ガバナンス確保の状況	B	B					
(2)監査の実施	B	B				II -3-(2)	
内部監査の実施状況	B	B					
(3)コンプライアンスの推進	B	B				II -3-(3)	
コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B					
個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	C					
情報公開の実施状況	B	B					
項目評価	B	B					
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画							
(1)収入の確保等	B	B				III-(1)	
収入の確保等の状況	B	B					
(2)奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B				III-(2)	
適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B					
(3)予算	B	B				III-(3)	
予算の執行状況	B	B					
(4)収支計画	B	B				III-(4)	
計画と実績の対比	B	B					
(5)資金計画	B	B				III-(5)	
計画と実績の対比	B	B					
項目評価	B	B					

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 評価	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅳ 短期借入金の限度額							
短期借入金の調達状況	B	B				IV	
項目評定	B	B					
Ⅴ 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画							
国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B				V	
項目評定	B	B					
Ⅵ 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画							
職員宿舍の処分に係る実施状況	—	—				VI	
項目評定	—	—					
Ⅶ 剰余金の使途							
剰余金の活用状況	—	—				VII	
項目評定	—	—					
Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	B	B				VIII-1	
施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B					
2 人事に関する計画	B	B				VIII-2	
(1)方針							
人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B					
(2)人事に係る指標							
業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B					
3 中期目標の期間を超える債務負担							
※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。							
4 積立金の使途	—	—				VIII-4	
積立金の利用状況	—	—					
項目評定	B	B					

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評定は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会）に基づく。

また、平成26年度以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
<p>S：特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)</p> <p>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)</p> <p>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)</p> <p>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p>	<p>S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。</p> <p>A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)</p> <p>B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。</p> <p>C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。</p> <p>D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1-1	共通的事項 (1) 透明性及び公平性の確保				
当該事業実施に係る根拠	—	当該事業実施に係る根拠	—	当該事業実施に係る根拠	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値											決算額（千円）	57,765	58,200		
実績値											従事人員数（人）	8	8		
達成度															

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。</p>	<p><1>運営評議会の実施状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P4~5</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P4~5</p>	<p>透明性及び公平性の確保については、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評価を B とする。</p> <p><評価に至った理由> 外部有識者から構成される運営評議会を 2 回開催し、奨学金制度におけるマイナンバー制度の活用、所得連動返還型奨学金制度、学校別の奨学金情報の公表等について助言を得るなど、機構の業務の適切性を図ったことにより適切な運営の確保につながったことは目標を達成したと認められる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>	
				<p>○運営評議会の開催 運営評議会を 2 回開催し（平成 26 年度は 1 回）、機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、外部有識者から、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。</p> <p>(1) 第 1 回 ①日程：平成 27 年 10 月 15 日 ②議題：・奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度の導入について ・日本留学を取り巻く状況と国際交流拠点事業について ・学生生活支援を取り巻く状況と JASSO の取組について ・平成 28 年度概算要求について ③主な審議内容：奨学金制度におけるマイナンバー制度の活用等に係る助言</p> <p>(2) 第 2 回 ①日程：平成 28 年 2 月 26 日 ②議題：・新所得連動返還型奨学金制度について ・学校別奨学金情報の公表について ・官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）について ・平成 28 年度予算案について ③主な審議内容：文部科学省に設置された所得連動返還型奨学金制度有識者会議にて検討中の新所得連動返還型奨学金制度、機構が平成 28 年度に予定している学校別の奨学金情報の公表等に係る助言</p>	<p><評価> B <評価根拠> 運営評議会の開催回数を 2 回とし、外部有識者から助言を得る機会を増やし、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。</p>		
	<p>② 外部評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとと</p>	<p>② 外部有識者の活用による自己評価の実施 外部有識者による評価委員会を開催し、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率</p>	<p><2> 外部評価の実施状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標></p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 (1)平成 26 年度の業務実績に関する評価の実施 ・独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人は業務実績について自ら評価を行い主務大臣に提出するとされたことを踏まえ、機構においては、厳格かつ客観的</p>	<p><評価> B <評価根拠> ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・平成 26 年度の評価結果に留意して平成</p>	<p><評価に至った理由> 外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を公表したと認められる。 また、平成 26 年度の評価結果に留意して平成 27 年度の業務の進捗状況や課題を確認し、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業</p>	

	<p>もに、事業の改善に活用する。</p>	<p>的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。</p>	<p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>な評価を行うために、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取した上で評価を決定することとした。</p> <p>・平成 26 年度の業務実績に関する評価に当たっては、業務実績及び自己評価案をとりまとめた上で、平成 27 年度第 1 回評価委員会（平成 27 年 6 月 19 日）を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、平成 26 年度業務実績等報告書としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した（平成 27 年 6 月 24 日）。</p> <p>(2)平成 27 年度の業務実績に係る評価指標の決定</p> <p>平成 27 年度の業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、Dの基準）の案を策定し、平成 27 年度第 2 回評価委員会（平成 28 年 2 月～3 月（書面審議））を開催し、意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用</p> <p>平成 26 年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、平成 27 年 10 月～11 月にかけて、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかにも留意しつつ、ヒアリング等を通じて業務の進捗状況等を確認し、計画の達成に課題があると認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。</p> <p>なお、進捗状況やフォローアップの結果については、適宜役員に報告した。</p>	<p>27 年度の業務の進捗状況や課題を確認し、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。</p>	<p>の改善という点において評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>・業務改善について役員に報告したことは評価できる。</p>
--	-----------------------	--	---	--	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1-(2)		共通的事項(2) 広報・広聴の充実			
当該事業実施に係る根拠	—	当該事業実施に係る根拠	—	当該事業実施に係る根拠	—

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値										決算額（千円）	56,923	91,589		
	実績値										従事人員数（人）	5	6		
	達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。	① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	<p><3> 広報活動の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P6~7</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P6~7</p>	<p>評価 B</p>
				<p>○広報活動基本計画の策定 各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、広報活動に関する基本的な計画等の方針を定めた「平成27年度広報活動基本計画」を策定し、各部等に周知の上、事業と広報の一体的な推進に取り組んだ。</p> <p>○組織全体に関する広報 広報活動基本計画に基づき、組織全体に関わる以下の広報活動を行った。</p> <p>(1) 報道対応 ・誤解等を招きかねない報道については、国民に十分な理解が得られていない事柄などを適切にフォローアップする機会と捉えて、ホームページの「報道等について」ページにて迅速に正しい説明を行い、事業に対する理解の促進に努めた。 ・報道機関に対し、プレスリリースを40件行った。</p> <p>(2) ホームページの運営 ①ホームページのリニューアル 機構のホームページを利用者にとって分かりやすく使いやすいものとするため、掲載情報やサイト構造を全面的に見直した上で、コンテンツ・マネジメント・システム(ウェブサイト構成する情報を体系的に管理するシステム)を導入して再構築し、平成28年1月に公開した。 [主な改善点] (ア) サイト構造の見直し (イ) デザインの見直し (ウ) スマートフォンへの最適化 (エ) ウェブアクセシビリティへの対応 (オ) 国内の大学等や地方公共団体等が行う奨学金制度の検索機能の導入 (カ) 「よくある質問(FAQ)」の改善 ・事業ごとに中項目・小項目を定めて質問内容を分かりやすく分類 ・FAQ専用の検索機能の導入 ・クリック数の多い質問等のおすすめ表示</p> <p>②ホームページの更新・管理 ・サイト内検索における検索頻度の高いキーワードを把握し、サイトトップにバナー等を設置する他、検索結果ページにおすすめコンテンツを表示するなど、利用者のニーズに合った情報を提供するように適時対応した。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・広報企画委員会において広報基本計画を策定し、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組んだことは評価できる。 ・誤解等を含む報道に対し、国民に正確な情報を提供する機会と捉えて、迅速に対応したことは評価できる。 ・ホームページのリニューアルにより、利用者の利便性向上を図ったことは評価できる。</p>	<p>広報・広聴の充実については、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評価をBとする。</p> <p><評価に至った理由> 広報企画委員会において広報基本計画を策定し、機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組んだことは評価できる。 誤解等を招きかねない報道に対し、国民に正確な情報を提供する機会と捉えて、迅速に対応し事業に対する理解促進に努めたことは評価できる。 また、掲載情報やサイト構造を見直し、ホームページのリニューアルを図ったことにより、ホームページアクセス件数が前年度比21.2%増と大幅な増加となったことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・ホームページをリニューアルし、随時新しいニュースを配信していることは評価できるが、その際に情報の正確性を確認する作業も求められるため留意して欲しい。</p>

				<p>・障害のある利用者等の閲覧に配慮し、ページ作成・更新時において入念にチェックを行い、アクセシビリティの向上に努めた。また、ウェブアクセシビリティ試験を行い、JIS X 8341-3:2010のウェブアクセシビリティ達成等級Aを満たしたうえで、AAに一部準拠していることを確認した。</p> <p>〈ホームページ年間アクセス件数〉</p> <table border="1" data-bbox="1151 352 1795 478"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61,069,211件</td> <td>50,387,439件</td> <td>21.2%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) メールマガジンの配信 メールマガジンを学校の教職員等を対象に月1回（毎月15日）、合計12回配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。</p>	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	61,069,211件	50,387,439件	21.2%増		
平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比										
61,069,211件	50,387,439件	21.2%増										
	<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターを活用等により、広聴の充実を図る</p>	<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、平成26年度に実施した広聴モニター・アンケート調査等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。</p>	<p>〈4〉 広聴活動の実施状況</p> <p>〈主な定量的指標〉 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 -</p>	<p>○広聴調査結果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生及び大学生の子供をもつ親を対象とした「進学、留学及び機構に関する広聴調査」（平成26年11月実施）の調査結果を機構内に周知し、各事業の広報の改善の参考とするよう促すとともに、学生のホームページ閲覧環境の調査結果を踏まえ、ホームページのリニューアルに際し、スマートフォンサイト構築の参考にした。 ・機構や機構事業の認知度のほか、進学先学校の決定時期、親子での進学資金についての話し合いや海外留学の予定の有無など、広く教育関係者等にとって参考となる情報も含め、結果概要をホームページにおいて公表した（平成27年4月）。 <p>[（参考）調査概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> ①趣旨及び目的：今後の広報活動に活かすため、高等教育への進学時の状況、留学予定及び機構に関する認知度等について調査 ②調査対象：全国の大学生と、大学生の親（親子関係ではない）の男女 ③調査方法：インターネットモニター調査により、大学1・2年生400名、大学1・2年生の子どもをもつ親400名を確保する方法で実施 ④調査時期：平成26年11月6日から11月8日 ⑤有効回答数：800名 ⑥調査項目： <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の際に参考とする情報源（テレビ、新聞、ホームページ等） ・大学進学について（進学情報の入手経路、進学資金の話し合いの有無等） ・海外留学について（留学予定の有無等） ・日本学生支援機構について（機構の認知度等） ・日本学生支援機構の奨学金事業について（事業内容の 	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴調査結果をホームページリニューアルの際の参考にしたこと、結果を公表し、高等教育への進学及び海外留学の希望者に参考となる情報提供をしたことは評価できる。 ・意見投稿フォームに寄せられた意見を具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。 	<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>学生のホームページ閲覧調査の結果を反映し、新たにスマートフォン用のホームページを構築することとし、その構築にあたっては、スマートフォンユーザーのニーズに対応するため、スマートフォンのデザインに適した利便性の高い情報を提供できた。以上のように、広聴調査の結果を具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。さらに、広聴調査結果を公表し、高等教育への進学及び海外留学の希望者に参考となる情報を提供したことは評価できる。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 -</p> <p>〈その他事項〉 -</p>						

				認知度等) ○意見投稿フォームの運用及び業務改善への活用 ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、従来から要望のあった奨学金振込・振替口座の取扱金融機関の拡大（平成28年4月開始）や、スカラネット・パーソナルのログイン画面のデザインの変更等、業務改善の参考とした。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-1-(3)	共通的事項(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0150

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値										決算額（千円）	81,438	76,928		
実績値										従事人員数（人）	9	9		
達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生在の在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。</p>	<p><5> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P8~9</p> <p><主要な業務実績> ○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1) 学生生活調査 学生の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 27 年度は、平成 26 年 11 月に実施した調査について、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、有識者による分析項目を以下のとおり追加した。 調査結果・分析結果については、機構のホームページにて公表した(平成 28 年 3 月)。 [分析項目の追加] ・大学生等の経済状況と学習状況の関連分析を行った。 ・従来、大学(屋間部)のみを分析の対象としてきたが、大学院と短期大学(屋間部)についても分析を行った。 [(参考)平成 26 年度調査内容の主な変更点] ・国立教育政策研究所との共同による「大学生等の学習状況に関する調査」を追加した。 ・文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」の全国的なインターンシップ推進組織として、大学生等のインターンシップの経験に関する調査項目を追加した。</p> <p>(2) 奨学事業に関する実態調査等 ・奨学事業に関する実態調査は、学校、地</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P8~9</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・学生生活調査、奨学事業に関する実態調査、外国人留学生在在籍状況等調査を計画的に実施したことは評価できる。特に、学生生活調査については、新たに大学生等の経済状況と学習状況の関連分析を行うとともに、有識者による分析の範囲を拡大して行ったことは評価できる。 ・ホームページで提供する大学、地方公共団体等が行う奨学金制度の情報を更新し、検索機能を導入して利用者の利便性の向上を図ったことは評価できる。 ・国際シンポジウムの報告書を刊行し、高等教育にかかる費用負担や学生への経済的支援における各国の実状について情報共有に努めたこと、ドイツ及びフランスにおけるインターンシップ等の実地調査を行ったことは、機構や国の施策の検討に役立つものであり、評価できる。 ・機構が実施している調査について、研究者等が調査を実施する際の参考等に資するよう、調査票集としてとりまとめ配付したことは評価できる。 ・調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題の検討を行い、また、調査データの散逸防止のため集中保管を行ったことは、今後の調査分析機能の充実に向けた取組として評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在在籍状況調査を計画的に実施していると認められる。また、日本再興戦略 2015 の提言を受け、国内のインターンシップ等の推進に資する調査をドイツ及びフランスにおいて実施したことは評価できる。 調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題の検討を行い、調査データの散逸防止のため集中保管を行ったことは、今後の調査分析機能の充実に向けた取組として評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・学生生活調査の継続的な実施は、長期的な経年比較を可能にするという観点からも、重要な業務であり、評価できる。加えて、時宜にかなった項目の変更・追加を行っていることも評価できる。 ・共同による調査は今後も充実、強化して欲しい。</p>	

			<p>方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握し、奨学事業の発展に資するため、平成 23 年度以降 3 年ごとに実施することとしており、平成 27 年度は平成 26 年度に実施した平成 25 年度調査の結果を公表した（平成 27 年 5 月）。</p> <p>・上記調査のほか、大学、地方公共団体、奨学事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報提供については、平成 28 年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新するとともに、検索機能を導入することにより利用者の利便性の向上を図った（平成 28 年 1 月）。</p> <p>(3) 留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。 [外国人留学生在籍状況に関する調査] ①外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生在籍状況（5 月 1 日現在）を把握するため実施し、調査結果についてプレスリリースを行うとともに、機構のホームページで公表した（平成 28 年 3 月）。 また、同調査実施に併せ、以下の 2 つの調査を実施し、併せて公表した。 ②外国人留学生年間受入れ状況調査 ③短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査</p> <p>[その他調査] 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施し、調査結果を機構のホームページで公表した。 ①外国人留学生進路状況調査（平成 28 年 4 月公表） ②外国人留学生学位授与状況調査（平成 28 年 4 月公表）</p>		
--	--	--	--	--	--

				<p>③日本人学生留学状況調査(平成28年3月公表)</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」を開催し、各調査に係る進捗報告や改善点等について議論するとともに、第三者への調査データ提供に向けて検討を開始した(年間4回)。 ・平成26年度に実施した国際シンポジウム「高等教育の費用負担と学生支援—日本への示唆—」での成果を広く一般に共有するため、報告書を作成した(平成28年4月配付)。 ・日本再興戦略2015の提言を受け、国内のインターンシップ等の推進に必要な調査をドイツ及びフランスにおいて実施した(平成27年10月)。 ・大学等及び研究者等が各種調査を実施する際の設問立ての参考等に資することを目的に、機構が学生等に対して行う調査の中でも代表的な「学生生活調査」、「奨学金の返還者に関する属性調査」、「私費外国人留学生生活実態調査」の調査票及び調査結果を取りまとめ、冊子化した(平成28年4月配付)。 ・過去に実施した調査データの散逸防止のため、集中保管を実施した。 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-1-(4)	共通的事項(4) 情報セキュリティ対策の実施			
当該事業実施に係る根拠	—	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	98,756	115,820		
実績値									従事人員数（人）	9	9		
達成度													

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p>	<p>大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。</p>	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p><6> 情報セキュリティ対策の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P10~11</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P10~11</p>	<p>評価</p>	<p>B</p>
				<p>○情報セキュリティポリシーの改定 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成 26 年 12 月 24 日特定個人情報保護委員会）等に基づき、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ対策基準）の改定案を策定し、情報セキュリティ委員会において審議の上決定した（平成 28 年 3 月 22 日）。 [主な改定事項] 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成 26 年 12 月 24 日特定個人情報保護委員会）及びこれに基づく個人情報保護規定の改正を踏まえ、要保護情報を取り扱う端末や情報システムをインターネットから独立させる等の方針を追加した。</p> <p>○情報セキュリティ対策の実施 (1) 情報セキュリティ対策の強化 日本年金機構の個人情報漏えい事案を契機に、以下の対策を講じた。 ・個人情報を取扱う業務用端末とインターネットに接続する端末を論理的に分離した。 ・全端末に個人情報の取扱いに関する注意喚起や緊急時の問い合わせ先を明記したシールを貼付することにより、日頃より、個人情報の漏えいの防止についての意識を高めるとともに、事案が発生した際にも迅速に対応が行えるよう周知を図った。 ・標的型メール攻撃を入口で防御する機能や不正アクセスを受けた場合に情報流出を防止する機能を持つ機器を設置した。 ・緊急時の連絡体制の再点検を行うとともに、インシデント対応手順書の見直しを行った。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> 情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じ、さらに標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の意識が向上したことは大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化するという点から評価できる。</p>	<p><評価に至った理由> 政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じていると認められる。とくに、標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の意識が向上したことは大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化するものであると評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・インターネット犯罪の手口は時々刻々と高度化しているため、情報セキュリティ対応部局は常に対策の見直しをしていくことが重要である。</p> <p><その他事項> ・様々なセキュリティ対策を講じ、また全職員への悉皆研修を行って意識向上に努めたことは評価できる。 ・最近のセキュリティ対策として侵入を防ぐのは困難であると考えられており、侵入されていることを前提として密かに情報が漏えいされていないことを定期的な通信ログの解析などで確認するなどの事前調査の措置が追加的に必要である。</p>	

			<p>(2) その他の情報セキュリティ対策</p> <p>①脆弱性に対する対策 Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等のWeb システムに対する脆弱性診断を実施し、ミドルウェアのバージョンアップ等の対策を講じた。</p> <p>②コンピュータウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得して、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週1回全ファイルのウイルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1)個人情報保護・情報セキュリティ緊急合同委員会の開催 日本年金機構における個人情報漏えい事案を受けて、個人情報保護及び情報セキュリティに係る各部内での周知徹底のため、首都圏事務所の個人情報保護担当者及び情報セキュリティ管理者が出席する「個人情報保護・情報セキュリティ緊急合同委員会」を開催した。</p> <p>(2)標的型メール攻撃に対する訓練の実施 役職員の情報セキュリティ意識を向上させることを目的として、標的型メール攻撃に対する訓練を実施した。 また、標的型メール訓練後、アンケートを実施し、不審なメール受信時における役職員の行動及び意識等について確認した。</p> <p>(3)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修等を実施した。</p> <p>①コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修（主任級を対象とした研修、参加者：44名）</p> <p>②情報セキュリティ管理者および主に外部からのメールの受信を担当する職員を</p>	
--	--	--	--	--

				<p>対象とした研修（参加者：63名）</p> <p>③新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）を対象とした研修</p> <p>(4)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員（非常勤を含む。）及び業務委託職員・派遣職員を対象とした情報セキュリティポリシー自己点検を実施した。なお、自己点検の質問項目を見直し、不審なメール受信時における連絡先及び連絡手順について認知しているか、メールソフトの設定内容について認知しているか等の確認を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(1)	奨学金貸与事業（1）奨学金貸与の的確な実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 1 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値										決算額（千円）	875,122	1,139,587		
	実績値										従事人員数（人）	31	28		
	達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p>	<p>18歳人口が減少していく一方で、18歳人口の約8割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に資することを目的として、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行うことにより収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p>	<p>収入基準の見直しを図るため、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行う。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。</p>	<p><7> 奨学金貸与の確かな実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P12~14</p> <p><主要な業務実績> ○収入基準の見直し 平成28年度事業予算案の策定にあたって文部科学省と財務省が協議した内容を踏まえ、最新の奨学金適格者の収入分布等のデータに基づき、ひとり親世帯や多子世帯が安心して子育てができるよう配慮しつつ、限りある財源を有効活用するために、以下の見直しを行った。(平成29年度入学の予約採用者から適用予定) [見直し内容] (1) 給与所得控除額の見直し 経済的理由により就学に困難がある者に対して貸与される奨学金の制度的位置付けを明確にするため、給与所得控除額を引き下げ。 (2) 母子・父子世帯に係る控除額の見直し 母子・父子世帯の特別控除額を引き上げ。 (3) 多子世帯に係る控除額の見直し 子どもが二人を超える世帯において、超える人数について控除する額を引き上げ。</p> <p>○奨学生に対する貸与の適格性確保について 貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として以下の施策について文部科学省と協議の上実施した。(平成28年度採用者より適用) (1) 第二種奨学金における貸与期間の制限 (2) 併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等 (3) 申込時における過去の奨学生番号の届出 また、借り過ぎ防止策として、通算貸与総額の制限及び奨学生の年齢制限について</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P12~14</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・奨学生の家庭実態に配慮した収入基準の見直しを行ったことは評価できる。 ・貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した借り過ぎ防止策について、文部科学省と連携して検討を進め、実施したことは評価できる。 ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 奨学生の生活実態や家計実態等、最新のデータに基づく具体的な根拠により収入基準の見直しを行い、給与所得控除額を引き下げ、母子・父子世帯の特別控除額を引き上げ、多子世帯に配慮した控除額を引き上げなど、真に支援を必要とする者に貸与が行われるように配慮したと認められる。また、貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策を文部科学省と協議して、第二種奨学金における貸与期間の制限、併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導、申込時における過去の奨学生番号の届出の施策を決定し実施したことは評価できる。 意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。</p>	

も文部科学省と引き続き検討した。

○奨学生採用状況

奨学生の新規採用及び平成 28 年度大学等進学予定者の予約採用を以下のとおり行った。

(1)平成 27 年度奨学生新規採用状況

①全体の採用状況

平成 27 年度採用者数は 445,783 人であり、うち予約採用は 288,162 人であった。

また、家計状況が厳しい世帯（年収 300 万円以下）の学生等が安心して教育を受けられるよう設けられた所得連動返還型無利子奨学金（第一種奨学金）について 42,659 人を採用した。

<平成 27 年度奨学生新規採用状況>

（単位：人）

区分	採用者数	（うち予約採用）	（うち所得連動）
総 数	445,783	288,162	42,659
第一種 計	169,520	103,055	42,659
大学・短期 大学	113,971	72,581	30,984
大学院	26,932	9,302	—
高等専門学 校	1,076	377	388
専修学校 （専門課 程）	27,516	20,785	11,282
海外留学奨 学金	25	10	5
第二種 計	276,263	185,107	—
大学・短期 大学	193,979	132,008	—
大学院	6,978	1,849	—
高等専門学 校	222	—	—
専修学校 （専門課 程）	74,437	50,603	—

程)			
海外留学奨学金	647	647	—

②東日本大震災復興枠の採用状況
東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、定期採用において「第一種奨学生（震災復興枠）」を設け、学校に推薦基準を満たす該当者全員を推薦するよう依頼し、推薦された全員を採用した。また、平成 27 年度予約採用候補者のうち東日本大震災の被災世帯の学生等については「第一種奨学生（震災復興枠）」として採用した。

<平成 27 年度東日本大震災復興枠（無利子）採用者数>

第一種採用者	（うち震災復興枠採用者数）
169,520 人	1,153 人

(2)平成 28 年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況
平成 28 年度大学等進学予定者に係る採用候補者は 356,336 人であり、うち所得連動返還型無利子奨学金の該当者は 36,928 人であった。

<平成 28 年度大学等進学予定者に係る採用候補者決定状況>

区分	採用候補者決定数	（うち所得連動）
第一種奨学金	115,013 人	36,928 人
第二種奨学金	241,323 人	—
計	356,336 人	36,928 人

○振込超過金の取扱いについて
—「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」（是正改善要求）（平成

			<p>26年10月30日会計検査院)における指摘事項</p> <p>学校担当者向けの研修会等において、学籍事務担当者と奨学金事務担当者が、退学者等に関する情報を学内で直ちに共有するよう周知徹底した。また、退学者等に対して奨学金を3ヶ月以上超過して振り込んだことにより、振込超過金を組入処理(※)した学校から提出された再発防止策に対して、その実施状況を確認する調査を平成27年6月から開始し(平成28年3月までの調査実績:延べ123校)、調査対象の全校が再発防止に係る取組を実施していることを確認した。さらに、調査開始後、3ヶ月以上の振込超過金の組入処理が3度目になった2校に対しては訪問調査を実施(平成28年1月、2月)した。その結果を受けて、学校の学籍異動上避けられない振込超過への対応を行った。</p> <p>(※)組入処理とは、経済的な事情等により即座の返金が困難な振込超過金を返還金とし返還させるために借用金額に組入れる処理。</p> <p>○返還誓約書の徴取について</p> <p>―「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における指摘事項</p> <p>平成27年度新規採用者から、返還誓約書未提出者に対する奨学金振込の一括保留等のスケジュールを一ヶ月前倒しすることとし、適切に運用した。</p> <p>また、学校に対しては、研修会等において、返還誓約書の徴取に係る対応が適切に実施されるよう周知徹底を図るとともに、学校が指定する提出期限までに返還誓約書の提出がない者については、直ちに奨学金の振込を保留するよう文書により要請し、併せて機構における振込保留の前倒しについてもリマインドを行った。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(2)	奨学金貸与事業（2）適格認定の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条 第 1 項第 1 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値										決算額（千円）	146,800	145,312		
	実績値										従事人員数（人）	18	18		
	達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	B											
<p>大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。</p> <p>また、不適切な認定を防止するための方策を講ずるとともに、適格認定に係る調査を引き続き実施する。</p>	<p><8> 適格認定の実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P15～16</p> <p>○適格認定の実施状況</p> <p>(1) 適切な貸与月額指導</p> <p>・平成 27 年 10 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額について指導することの周知を図った。</p> <p>・平成 26 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した(平成 28 年 1 月)。</p> <p>・必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校(37 校)に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め(平成 27 年 9 月)、個別の内容について点検を行った。</p> <p>(2) 「適格基準の細目」の改定</p> <p>平成 27 年度以降の適格認定において、より実効性のある制度となるよう以下のとおり「適格基準の細目」を改定し、奨学金事務担当者ホームページを通じて周知を図った(平成 27 年 9 月)。</p> <p>① 「激励」区分の廃止</p> <p>「廃止」、「停止」の基準を引き続き明確に示して厳格な認定を求めるとともに、「激励」を廃止してその前段階における区分を整理することにより、学校における認定業務の簡素化を図り、「廃止」、「停止」に係る認定の一層の適正化を促した。</p> <p>② 「停止」の認定基準の緩和</p> <p>成績回復に向けたインセンティブの付与となることから、卒業延期が確定した者であっても成業の見込みがある者については、「廃止」とせず「停止」とすることを可能とした。</p> <p>(3) 適格認定による奨学生処置状況</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年度実績</th> <th>(参考) 平成 26 年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>936,524 件中</td> <td>939,937 件中</td> </tr> <tr> <td>奨学金廃止(学業成績不振者等)</td> <td>11,816 (1.3%)</td> <td>14,189 (1.5%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止(学業成績不振者等)</td> <td>10,729 (1.1%)</td> <td>9,558 (1.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 27 年度実績	(参考) 平成 26 年度実績		936,524 件中	939,937 件中	奨学金廃止(学業成績不振者等)	11,816 (1.3%)	14,189 (1.5%)	奨学金停止(学業成績不振者等)	10,729 (1.1%)	9,558 (1.0%)	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P15～16</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <p>・適切な貸与月額指導等について研修会で周知を図り、各学校が実施した指導の結果をとりまとめ奨学金担当者ページに公表したことは、大学等との連携により奨学生に対して自覚を促し奨学金の必要性等を自ら判断させるという観点から、評価できる。</p> <p>・「適格認定の区分」の見直し(「激励」の廃止)を実施し、大学等に対して周知を図ったことは評価できる。</p> <p>・平成 26 年度適格認定における「警告」及び「激励」の認定者全員について実態調査を行い、調査結果を公表するとともに、不適切な認定のあった学校への対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>適格認定がより実効性のある制度となるように「適格基準の細目」を改定し、「激励」区分の廃止と「停止」の認定基準の緩和を定めるなど、これまで以上に厳格な適格認定の実施を図った。</p> <p>また、平成 26 年度適格認定に係る実態調査を実施し、結果をホームページに公表したほか、不適切な認定について必要な対応措置を講じた。平成 26 年度適格認定より、学校における認定が適切でなかったことが判明した場合は、遡って認定の変更を求めるとし、研修会や協議会においても当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。その結果、平成 25 年度適格認定実態調査において「警告」と認定した全件の中に、本来「廃止」と認定すべき不適切な認定事例が 113 件であったが、平成 26 年度は不適切な認定事例が 18 件に減少するなど、制度がより適切に運用されるようになったと認められる。適格認定における適切な貸与月額の指導等について学校に周知し、指導の結果を公表したことは、大学等との連携により奨学生に対して自覚を促し奨学金の必要性等を自ら判断させるという観点から、評価できる。</p> <p>以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>・目標と年度計画に沿った取組みを地</p>
区分	平成 27 年度実績	(参考) 平成 26 年度実績																
	936,524 件中	939,937 件中																
奨学金廃止(学業成績不振者等)	11,816 (1.3%)	14,189 (1.5%)																
奨学金停止(学業成績不振者等)	10,729 (1.1%)	9,558 (1.0%)																

警告（学修評価が著しく劣る者等）	18,182 (1.9%)	15,516 (1.7%)
激励（学修評価が劣る者）	— —	42,490 (4.5%)
合計	40,727 (4.3%)	81,753 (8.7%)

○適格認定実態調査

(1)平成26年度適格認定に係る実態調査の実施

平成26年度適格認定による「警告」及び「激励」認定者について、以下の調査を実施した（平成27年6月）。また、調査結果をとりまとめてホームページに公表した（平成27年12月）。

[調査内容]

①平成26年度適格認定「警告」認定実態調査（全件調査）

「警告」と認定した全件（15,453件925校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果18件8校の不適切な認定事例を確認した。

②平成26年度適格認定「激励」認定実態調査（全件調査）

「激励」と認定した全件（42,400件1,354校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果19件8校の不適切な認定事例を確認した。

(2)調査結果に基づく対応

①改善計画書による確認

不適切な認定のあった学校全校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。

②訪問調査又は面談の実施

不適切な認定が4年連続となった実態調査開始以降1校に対して機構職員及び文部科学省職員による訪問調査を実施し、調査開始以降2回目となった3校に対しては面談を行い、事務の実施状況を確認した。

③不適切な認定の是正

不適切な認定が確認された37件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理された。

(3)不適切な認定の防止

平成26年度適格認定実態調査の結果に基づいて実施した訪問調査の結果を踏まえ、不適切な認定事例の発生を防止するため、平成27年度適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。

道に行っていることが窺われ、評価できる。

				<p>○不適切な認定への対応</p> <p>－「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求) (平成 26 年 10 月 30 日会計検査院)における指摘事項</p> <p>平成 26 年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めるとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、平成 27 年 10 月及び平成 28 年 3 月に開催した学校担当者向け研修会や平成 28 年 2 月に開催した業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。さらに、平成 27 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(3)	奨学金貸与事業（3）返還金の回収促進				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(1) 当年度分回収率	計画値	中期目標期間中に96%とする。	—	95.82%以上	95.88%以上						決算額（千円）	5,462,466	6,013,156		
	実績値	—	95.75%	96.4%	96.7%						従事人員数（人）	193	187		
	達成度	—	—	928.6%	730.8%										
(2) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	計画値	平成25年度実績に対して中期目標期間中に20%以上削減する。	—	6.02%以上	10.40%以上										
	実績値	—	0.921%	0.876% ※対25年度削減率4.89%	0.808% ※対25年度削減率12.27%										
	達成度	—	—	81.2%	118.0%										
(3) 総回収率	計画値	中期目標期間中に83%以上とする。	—	82.75%以上	82.87%以上										
	実績値	—	82.56%	84.8%	85.9%										
	達成度	—	—	1,178.9%	1077.4%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p>	<p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p>	<p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。</p> <p>また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p>	<p><9> 回収状況の把握・分析等の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P17～32</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P17～32</p>	<p>評価 B</p> <p>返還金の回収促進については、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評価を B とする。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、また、次年度の回収促進に向けた施策提言をとりまとめた。さらに、平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施した。</p> <p>以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>・委員会の検証結果に基づき様々な対策を有機的に実施し、この結果、回収実績も着実に向上している。</p>
				<p>○平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証</p> <p>債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を平成 27 年度に 4 回開催した。</p> <p>本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。</p> <p>○平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（提言概要）</p> <p>機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。</p> <p>今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要である。</p> <p>(1) 広く全体的に行うべき施策</p> <p>① 高等学校等に対する奨学金制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約採用が増加している状況を踏まえ、奨学金希望者及びその保護者、高等学校の教職員に奨学金制度を周知する取組は、一層充実のうえ継続する必要がある。 ・都道府県教育委員会が主催する教職員向けの説明会等については、文部科学省の協力を得て、全ての都道府県に開催を促すべきである。また、進路指導担当の教員や組織に向けた働きかけを行うことも重要である。 ・教職員が生徒や保護者に対して、機構の奨学金は貸与制であることを適切かつ分かりやすく説明することができるよう、映像資料の内容の改善等の工夫を引き続き 	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。 ・同委員会において、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。 ・平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。 	

				<p>行う必要がある。</p> <p>②適切な貸与月額選択の指導 ・「奨学金貸与・返還シミュレーション」について、複数学種で貸与を受けた場合や、貸与月額を変更した場合の試算が行えるよう機能を改善する必要がある。 ・奨学金希望者が、マネーライフプランを立て、将来の返還計画を踏まえた適切な貸与月額を選択できるよう、金融教育などを実施している関係機関等と連携した取組を進めることも検討する必要がある。</p> <p>③返還意識の涵養 奨学生等に対して貸与前・採用・貸与中の様々な場面で情報提供を行うことや、学校の担当者に対して返還の重要性について奨学生等に伝えてもらうよう依頼すること等、返還意識の涵養のための取組は、今後も一層充実のうえ継続する必要がある。</p> <p>④学校（大学等）と連携した働きかけ 学校長から卒業生に働きかけの文書を送付することについては、学校の協力を得て取組を継続していくべきである。なお、今後の具体的な実施方法については、より円滑かつ効果的に実施できるよう、更に検討していくべきである。</p> <p>⑤学校別奨学金情報の公表 奨学金事業の運営には、公的資金が投入されている点に鑑み、機構は納税者への説明責任を果たしていく必要があることから、各学校の貸与及び返還状況に関する情報の公表は継続して行う必要がある。なお、奨学金情報の公表に当たっては、公表細目などについて必要に応じて検討することが望ましい。</p> <p>⑥減額返還制度の利用促進 延滞防止の観点から、減額返還制度の周知に一層努める必要がある。</p> <p>(2) 重点的に働きかけるグループを抽出して行う施策 ①減額返還・返還期限猶予の期間満了を控えた者、期間満了後に延滞に陥った者に対する働きかけ 電話やSMSを利用した減額返還・返還期限猶予制度の利用に向けた指導の拡充が必</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>要である。</p> <p>②口座未加入者に対する口座加入督促の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SMS の活用等により督促の一層の充実を図るべきである。 ・奨学生の申込時に返還のための振替口座の登録ができるよう検討する必要がある。 <p>③退学者等に対する働きかけ</p> <p>振替口座加入手続きの徹底、減額返還制度や在学猶予も含めた返還期限猶予制度の周知及び手続きの徹底を図る必要がある。特に退学を理由として貸与終了する者については、学校における在籍管理との連携が重要であるため、学校と連携した取組の一層の充実を検討する必要がある。</p> <p>(参考) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 平成 27 年 10 月 26 日 ・第 2 回 平成 28 年 1 月 25 日 ・第 3 回 平成 28 年 2 月 29 日 ・第 4 回 平成 28 年 3 月 23 日 <p>○平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 27 年度の新しい取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度に実施した回収委託に係る試行的取組の分析結果を踏まえ、回収委託を実施した。具体的には、延滞 8 月目に、延滞が続くと法的処理が行われる旨を記載した文書を送付することにより、強い督促を行った。 ・口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象として、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス (SMS) を用いた口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内を実施した。 ・学校長から卒業生に働きかけの文書を送付する取組において、各学校からの文書送付時期を 10 月 (初回返還に係る時期) から 12 月 (返還開始後 2 ヶ月に係る時期) に変更した。 	
--	--	--	--	--	--

<p>② 回収の取組 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。</p>	<p>② 回収の取組 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする</p>	<p>② 回収の取組 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを指す。</p>	<p><10> 当年度分回収率 <主な定量的指標> S：回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：95.91%以上 B：95.88%以上 C：95.85%以上 D：95.85%未満 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 平成25年度見込回収率95.75%（第3期中期目標を定めた時点での推計値）と、当年度の目標値95.88%の差（0.13%）を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。 目標値は、過去の当該事項の改善状況の実績及び中期目標の確実な達成を踏まえた推計に基づいて設定。 A = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 120%以上 B = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 100%以上 C = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 80%以上</p>	<p>○当年度分回収率 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めた。この結果、平成27年度に返還期日が到来する要回収額に対する回収額の割合（当年度分回収率）は96.7%となった。</p> <p><当年度分回収率></p> <table border="1" data-bbox="1003 317 1917 485"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>542,460百万円</td> <td>507,056百万円</td> <td>35,403百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>524,504百万円</td> <td>488,633百万円</td> <td>35,871百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.7%</td> <td>96.4%</td> <td>0.3ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考：新規返還者の回収率></p> <table border="1" data-bbox="1003 569 1819 722"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>24,573百万円</td> <td>23,979百万円</td> <td>594百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>23,932百万円</td> <td>23,306百万円</td> <td>625百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.4%</td> <td>97.2%</td> <td>0.2ポイント増</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	要回収額	542,460百万円	507,056百万円	35,403百万円増	回収額	524,504百万円	488,633百万円	35,871百万円増	回収率	96.7%	96.4%	0.3ポイント増	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	要回収額	24,573百万円	23,979百万円	594百万円増	回収額	23,932百万円	23,306百万円	625百万円増	回収率	97.4%	97.2%	0.2ポイント増	<p><評定> A <評定根拠> 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が96.7%に達し、年度計画値95.88%を大きく上回ったことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、年度計画値95.88%を大きく上回り、中期目標期間中に達成すべき目標96%も上回った。返還金の確実な回収に努めた結果として高く評価する。 以上のことから当該評定をAとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																			
要回収額	542,460百万円	507,056百万円	35,403百万円増																																			
回収額	524,504百万円	488,633百万円	35,871百万円増																																			
回収率	96.7%	96.4%	0.3ポイント増																																			
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																			
要回収額	24,573百万円	23,979百万円	594百万円増																																			
回収額	23,932百万円	23,306百万円	625百万円増																																			
回収率	97.4%	97.2%	0.2ポイント増																																			

			<p>D = 平成 25 年度見込 + (当年度目標 - 平成 25 年度見込) × 80%未満</p> <p>なお、回収率が指標 A と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価を S とする。</p>																							
<p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。</p>	<p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。</p>	<p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを旨とする。</p>	<p><11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率</p> <p><主な定量的指標> S: 改善率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 12.48%以上 B: 10.40%以上 12.48%未満 C: 8.32%以上 10.40%未満 D: 8.32%未満</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 当年度の目標削減率 10.40%以上を基準として、以下のとお</p>	<p>○要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の状況 携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)による口座加入の督促や返還期限猶予制度の案内、学校と連携して実施した新規返還開始者への働きかけ等により、新たな3ヶ月以上の延滞の抑制に努めた結果、平成27年度末段階で新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合は、平成25年度末の同割合に対して12.27%削減された。</p> <p><要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考) 平成26年度</th> <th>【基準】 平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要返還債権数(A)</td> <td>4,191,181件</td> <td>3,998,668件</td> <td>3,788,801件</td> </tr> <tr> <td>新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B)</td> <td>33,846件</td> <td>35,031件</td> <td>34,890件</td> </tr> <tr> <td>割合(B÷A)</td> <td>0.808%</td> <td>0.876%</td> <td>0.921%</td> </tr> <tr> <td>対平成25年度削減率</td> <td>12.27%</td> <td>4.89%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年度	(参考) 平成26年度	【基準】 平成25年度	要返還債権数(A)	4,191,181件	3,998,668件	3,788,801件	新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B)	33,846件	35,031件	34,890件	割合(B÷A)	0.808%	0.876%	0.921%	対平成25年度削減率	12.27%	4.89%	-	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> SMSによる口座加入の督促や返還期限猶予制度の案内、学校との連携による新規返還開始者への働きかけ等により、新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合が、平成25年度に対して12.27%削減され、年度計画値10.40%を上回ったことは評価できる。</p>	<p><評価に至った理由> 昨年度の評価では、事務処理等の運用上の見直しを行う等、延滞発生防止に努め削減率の改善を図ることが指摘されていた。昨年度の指摘を踏まえ、SMSによる口座加入の督促や返還期限猶予制度の案内、学校との連携による新規返還開始者への働きかけ等を行った。その結果、新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合が、平成25年度に対して12.27%削減され、中期目標期間中に20%以上改善するための年度計画値10.40%を大きく上回ったことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・中期目標期間中に20%以上改善するための年度計画値10.40%を大きく上回ったことは評価できる。 ・携帯電話のSMSを活用するなど、現代の若年層に有効な手段を活用し、効果を上げていることは評価できる。</p>
区分	平成27年度	(参考) 平成26年度	【基準】 平成25年度																							
要返還債権数(A)	4,191,181件	3,998,668件	3,788,801件																							
新たに3か月以上延滞債権となった債権数(B)	33,846件	35,031件	34,890件																							
割合(B÷A)	0.808%	0.876%	0.921%																							
対平成25年度削減率	12.27%	4.89%	-																							

り A～D の指標を設定。

A = 当年度目標削減率 × 120%以上

B = 当年度目標削減率 × 100%以上

C = 当年度目標削減率 × 80%以上

D = 当年度目標削減率 × 80%未満

なお、改善率が指標 A と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価を S とする。

<p>総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にする。</p>	<p>総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にする。</p>	<p>総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることを指す。</p>	<p><12> 総回収率 <主な定量的指標> S：総回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：82.93%以上 B：82.87%以上 82.93%未満 C：82.81%以上 82.87%未満 D：82.81%未満 <その他の評価> 特になし <評価の視点> 平成25年度見込回収率82.56%（第3期中期目標を定めた時点での推計値）と、当年度の目標値82.87%の差（0.31%）を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。目標値は、過去の当該事項の改善状況の実績及び中期目標の確実な達成を踏まえた推計に基づいて設定。 A = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 120%以上 B = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 100%以上 C = 平成25年</p>	<p>○総回収率 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めた。この結果、平成27年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合（総回収率）は85.9%となった。</p> <p><総回収率></p> <table border="1" data-bbox="1003 279 1917 443"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>626,171百万円</td> <td>590,929百万円</td> <td>35,243百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>538,172百万円</td> <td>501,100百万円</td> <td>37,072百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>85.9%</td> <td>84.8%</td> <td>1.1ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考1：繰上返還額を考慮した場合の回収率> 前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1018 596 1754 716"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰上額</td> <td>1,003億円</td> <td>906億円</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>87.9%</td> <td>86.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考2：割賦の区分別回収実績></p> <table border="1" data-bbox="1018 789 1982 1539"> <thead> <tr> <th rowspan="2">割賦の区分 (期首)</th> <th rowspan="2">要回収額 (千円)</th> <th rowspan="2">回収額 (千円)</th> <th colspan="2">回収率(%)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年以上延滞</td> <td>17,781,450</td> <td>1,581,544</td> <td>8.9</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>1年以上8年未満</td> <td>49,818,033</td> <td>5,686,685</td> <td>11.4</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>7年以上8年未満</td> <td>3,807,730</td> <td>407,848</td> <td>10.7</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>6年以上7年未満</td> <td>4,705,437</td> <td>514,045</td> <td>10.9</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>5年以上6年未満</td> <td>6,179,688</td> <td>684,502</td> <td>11.1</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>7,147,952</td> <td>778,234</td> <td>10.9</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>8,474,676</td> <td>961,672</td> <td>11.3</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>9,486,495</td> <td>1,099,712</td> <td>11.6</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>10,016,055</td> <td>1,240,672</td> <td>12.4</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>16,112,058</td> <td>6,399,262</td> <td>39.7</td> <td>35.5</td> </tr> <tr> <td>3月以上1年未満</td> <td>9,355,139</td> <td>2,151,642</td> <td>23.0</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>6,756,918</td> <td>4,247,620</td> <td>62.9</td> <td>55.8</td> </tr> <tr> <td>○延滞分計</td> <td>83,711,541</td> <td>13,667,491</td> <td>16.3</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>○当年度分</td> <td>542,459,649</td> <td>524,504,170</td> <td>96.7</td> <td>96.4</td> </tr> <tr> <td>総回収実績</td> <td>626,171,190</td> <td>538,171,661</td> <td>85.9</td> <td>84.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。</p>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	要回収額	626,171百万円	590,929百万円	35,243百万円増	回収額	538,172百万円	501,100百万円	37,072百万円増	回収率	85.9%	84.8%	1.1ポイント増	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	繰上額	1,003億円	906億円	回収率	87.9%	86.8%	割賦の区分 (期首)	要回収額 (千円)	回収額 (千円)	回収率(%)		平成27年度	(参考)平成26年度	8年以上延滞	17,781,450	1,581,544	8.9	7.7	1年以上8年未満	49,818,033	5,686,685	11.4	10.5	7年以上8年未満	3,807,730	407,848	10.7	7.5	6年以上7年未満	4,705,437	514,045	10.9	6.7	5年以上6年未満	6,179,688	684,502	11.1	8.0	4年以上5年未満	7,147,952	778,234	10.9	9.9	3年以上4年未満	8,474,676	961,672	11.3	11.0	2年以上3年未満	9,486,495	1,099,712	11.6	11.2	1年以上2年未満	10,016,055	1,240,672	12.4	13.8	1年未満	16,112,058	6,399,262	39.7	35.5	3月以上1年未満	9,355,139	2,151,642	23.0	23.2	3月未満	6,756,918	4,247,620	62.9	55.8	○延滞分計	83,711,541	13,667,491	16.3	14.9	○当年度分	542,459,649	524,504,170	96.7	96.4	総回収実績	626,171,190	538,171,661	85.9	84.8	<p><評定> A <評定根拠> 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率が85.9%に達し、年度計画値82.87%を大きく上回り、中期目標期間中に達成すべき目標83%も上回った。返還金の確実な回収に努めた結果として高く評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率が85.9%に達し、年度計画値82.87%を大きく上回り、中期目標期間中に達成すべき目標83%も上回った。返還金の確実な回収に努めた結果として高く評価する。 以上のことから当該評定をAとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・中期目標をすでにクリアしている状況で、さらに平成26年度よりも回収率が向上したことは評価できる。 ・返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、年度計画値より回収率が大幅に上回ったことは、高く評価できる。</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																																																																																														
要回収額	626,171百万円	590,929百万円	35,243百万円増																																																																																																														
回収額	538,172百万円	501,100百万円	37,072百万円増																																																																																																														
回収率	85.9%	84.8%	1.1ポイント増																																																																																																														
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																																																																																															
繰上額	1,003億円	906億円																																																																																																															
回収率	87.9%	86.8%																																																																																																															
割賦の区分 (期首)	要回収額 (千円)	回収額 (千円)	回収率(%)																																																																																																														
			平成27年度	(参考)平成26年度																																																																																																													
8年以上延滞	17,781,450	1,581,544	8.9	7.7																																																																																																													
1年以上8年未満	49,818,033	5,686,685	11.4	10.5																																																																																																													
7年以上8年未満	3,807,730	407,848	10.7	7.5																																																																																																													
6年以上7年未満	4,705,437	514,045	10.9	6.7																																																																																																													
5年以上6年未満	6,179,688	684,502	11.1	8.0																																																																																																													
4年以上5年未満	7,147,952	778,234	10.9	9.9																																																																																																													
3年以上4年未満	8,474,676	961,672	11.3	11.0																																																																																																													
2年以上3年未満	9,486,495	1,099,712	11.6	11.2																																																																																																													
1年以上2年未満	10,016,055	1,240,672	12.4	13.8																																																																																																													
1年未満	16,112,058	6,399,262	39.7	35.5																																																																																																													
3月以上1年未満	9,355,139	2,151,642	23.0	23.2																																																																																																													
3月未満	6,756,918	4,247,620	62.9	55.8																																																																																																													
○延滞分計	83,711,541	13,667,491	16.3	14.9																																																																																																													
○当年度分	542,459,649	524,504,170	96.7	96.4																																																																																																													
総回収実績	626,171,190	538,171,661	85.9	84.8																																																																																																													

			<p>度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 80%以上</p> <p>D = 平成25年度見込 + (当年度目標 - 平成25年度見込) × 80%未満</p> <p>なお、回収率が指標Aと同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価をSとする。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p><13> リレー口座（口座振替）の加入徹底及び返還相談に係る取組状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし （定量的な指標はそぐわないため）</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○リレー口座（口座振替）加入率</p> <p>(1) 新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1" data-bbox="1003 128 1694 285"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>99.7%</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>99.7%</td> <td>99.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1" data-bbox="1003 359 1694 516"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>97.4%</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>97.0%</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>97.7%</td> <td>97.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○コールセンターによる返還相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、返還相談の充実を図った。 ・返還者への文書発送時等、相談業務の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。 ・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明をより分かりやすい内容に改める等、改善を図った。 	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	総合	99.7%	99.7%	無利子	99.8%	99.8%	有利子	99.7%	99.6%	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	総合	97.4%	97.2%	無利子	97.0%	96.6%	有利子	97.7%	97.5%	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <p>受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還相談を実施しており、評価できる。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>コールセンターによる返還相談は、受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながら、適切に実施されている。また、リレー口座（口座振替）の加入を徹底しており、すでに加入率は上限に近づいていると評価する。以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還相談を実施しており、評価できる。
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																											
総合	99.7%	99.7%																											
無利子	99.8%	99.8%																											
有利子	99.7%	99.6%																											
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																											
総合	97.4%	97.2%																											
無利子	97.0%	96.6%																											
有利子	97.7%	97.5%																											

	<p>イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を行う。</p>	<p>イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。</p>	<p><14> 初期延滞における督促の実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>（定量的な指標はそぐわないため）</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○初期延滞債権の回収委託実施状況</p> <p>(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電 振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替不能1回目…本人への通知及び架電 ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人（人的保証）への通知及び架電 ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人（人的保証）への通知及び架電 <p><督促架電の状況></p> <table border="1" data-bbox="1003 394 1685 478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架電件数</td> <td>1,687,996件</td> <td>1,617,116件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)延滞3ヶ月以上の者に係る回収委託 早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3ヶ月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。 サービサーにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施 ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付 <p>また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、回収委託を継続して実施した(8,929件)。</p> <p><初期延滞債権の回収委託実績></p> <table border="1" data-bbox="1003 961 1638 1087"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>35,479件</td> <td>5,590件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>2,388,656千円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委託開始当初の委託件数 75,454件 " 請求金額 4,623,723千円</p> </div> <p>(注1)「件数」は債権数である。 (注2)「回収金額」とは委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。 (注3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。 (注4)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。</p>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	架電件数	1,687,996件	1,617,116件		回収	猶予	件数	35,479件	5,590件	回収金額	2,388,656千円	-	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施した。その結果、昨年度と比較し回収件数・回収金額・猶予件数ともに27年度実績が上回っていることは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																			
架電件数	1,687,996件	1,617,116件																			
	回収	猶予																			
件数	35,479件	5,590件																			
回収金額	2,388,656千円	-																			

ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処理による督促及び回収を行う。

ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービスに委託するほか、計画的に法的処理を行う。

<15> 中長期延滞における督促の実施状況
 <主な定量的指標>
 特になし
 (定量的な指標はそぐわないため)

<その他の指標>
 特になし

<評価の視点>
 -

○中長期延滞債権の回収委託実施状況
 中長期延滞債権については、延滞2年半以上8年未満かつ6月以上入金無しである債権の回収業務を計画的にサービスへ委託した。
 また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、回収委託を継続して実施した。

<平成27年4月～平成28年3月回収委託実績>

①平成26年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)

	回収	猶予
件数	6,215件	296件
回収金額	1,143,836千円	-

(平成27年度当初委託件数 12,280件
 " 請求金額 9,139,804千円)

②平成27年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)

	回収	猶予
件数	3,246件	238件
回収金額	454,738千円	-

(委託開始当初の委託件数 11,491件
 " 請求金額 8,383,301千円)

③委託継続分

	回収	猶予
件数	12,696件	106件
回収金額	2,005,520千円	-

(平成27年度当初委託件数 14,877件
 " 請求金額 12,305,277千円)

(注1)「件数」は、債権数である。
 (注2)「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
 (注3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
 (注4)上記②平成27年度契約分の回収件数については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。
 (注5)「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

<東日本大震災への対応>
 東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、平成26年度まで督促の対象から除外していた沿岸部の居住者に対し、「被災状況調査票」の送付及びサービスを活用した架電による状況確認を踏まえ、督促を再開した。(原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外。)
 回収委託をするにあたり、被災状況が確認できていないものについては状況確認し、状況が確認できた場合は状況を踏まえて猶予指導等の対応を行った。
 内陸部の居住者については、当初委託期間中(平成26年4月～平成27年10月)に一部入金があるがなお延滞解消しないものについて、平成27年11月以降委託の継続を実施した。

<評定> B

<評定根拠>
 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービスに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

<評定に至った理由>
 東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中・長期延滞債権について回収業務をサービスに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。
 以上のことから当該評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
 -

<その他事項>
 -

④平成 26 年度契約分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部）

	回収	猶予
件数	812 件	110 件
回収金額	110,860 千円	—

平成 27 年度当初委託件数 2,396 件
 " 請求金額 1,596,811 千円

⑤委託継続分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部）

	回収	猶予
件数	537 件	11 件
回収金額	43,853 千円	—

委託開始当初の委託件数 787 件
 " 請求金額 531,382 千円

⑥平成 27 年度契約分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部）

	回収	猶予
件数	196 件	64 件
回収金額	32,123 千円	—

委託開始当初の委託件数 476 件
 " 請求金額 310,034 千円

（注 1）「件数」は、債権数である。
 （注 2）「回収金額」とは、委託期間中に債権回収会社に入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
 （注 3）「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
 （注 4）⑤の「委託件数」は、④の委託件数の内数である。
 （注 5）「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

<16> 法的処理の実施状況
 <主な定量的指標>
 特になし
 （定量的な指標はそぐわないため）
 <その他の指標>
 特になし

○法的処理実施状況
 法的処理の対象を定めた「平成 27 年度法的処理実施計画」において、平成 26 年度財政融資資金通先等実施監査における指摘事項への対処方針を踏まえ、返還誓約書未提出者に対する優先的な法的処理の実施を含め、計画的に法的処理を実施した。
 返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人または保証人に対して法的処理を実施した。
 (1) 初期延滞債権に係る法的処理
 延滞 3 ヶ月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞 9 ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。
 (2) 中長期延滞債権に係る法的処理
 ①返還誓約書未提出者

<評定> B
 <評定根拠>
 法的処理実施計画において法的処理の対象や処理計画件数等を定め、計画的に法的処理を実施したことは評価できる。

<評定に至った理由>
 「平成 27 年度法的処理実施計画」に基づき、初期延滞債権・中長期延滞債権について計画的に法的処理を実施したことは評価できる。
 以上のことから当該評定を B とする。
 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
 -

			<p><評価の視点> -</p>	<p>平成 26 年度末時点で延滞 1 年以上であり、1 年以上入金のない者（過去に一度も入金がない者を含む）を対象に、優先して法的処理を実施した。</p> <p>②返還誓約書提出者 平成 26 年度末時点で延滞 1 年以上であり、かつ過去に一度も入金のない者を対象に、法的処理を実施した。</p> <p>また、時効中断を目的として、平成 26 年度末時点で延滞 9 年以上であり 7 年以上入金のない者を対象に、法的処理を実施した。</p> <p><法的処理実施状況> (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年度</th> <th>(参考)26 年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払督促申立予告</td> <td>16,737</td> <td>16,707</td> <td>0.2%増</td> </tr> <tr> <td>支払督促申立</td> <td>8,713</td> <td>8,495</td> <td>2.6%増</td> </tr> <tr> <td>仮執行宣言付支払督促申立</td> <td>2,268</td> <td>1,960</td> <td>15.7%増</td> </tr> <tr> <td>強制執行予告</td> <td>3,622</td> <td>4,436</td> <td>18.4%減</td> </tr> <tr> <td>強制執行申立</td> <td>778</td> <td>646</td> <td>20.4%増</td> </tr> <tr> <td>強制執行</td> <td>498</td> <td>320</td> <td>55.6%増</td> </tr> <tr> <td>和解</td> <td>4,634</td> <td>4,551</td> <td>1.8%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 件数は、債権数である。</p> <p><平成 27 年度支払督促申立予告処理の実施結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応答があったもの（入金・猶予等）</td> <td>5,691</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>対応中（支払督促申立準備中等）</td> <td>5,670</td> <td>33.9%</td> </tr> <tr> <td>支払督促申立実施</td> <td>5,376</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>実施総数</td> <td>16,737</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 支払督促申立予告については、平成 27 年度（平成 27 年 4 月～28 年 3 月）毎月発送した。</p>	区分	平成 27 年度	(参考)26 年度	前年度比	支払督促申立予告	16,737	16,707	0.2%増	支払督促申立	8,713	8,495	2.6%増	仮執行宣言付支払督促申立	2,268	1,960	15.7%増	強制執行予告	3,622	4,436	18.4%減	強制執行申立	778	646	20.4%増	強制執行	498	320	55.6%増	和解	4,634	4,551	1.8%増	区分	件数	割合	応答があったもの（入金・猶予等）	5,691	34.0%	対応中（支払督促申立準備中等）	5,670	33.9%	支払督促申立実施	5,376	32.1%	実施総数	16,737	100.0%		<p><その他事項> -</p>
区分	平成 27 年度	(参考)26 年度	前年度比																																																		
支払督促申立予告	16,737	16,707	0.2%増																																																		
支払督促申立	8,713	8,495	2.6%増																																																		
仮執行宣言付支払督促申立	2,268	1,960	15.7%増																																																		
強制執行予告	3,622	4,436	18.4%減																																																		
強制執行申立	778	646	20.4%増																																																		
強制執行	498	320	55.6%増																																																		
和解	4,634	4,551	1.8%増																																																		
区分	件数	割合																																																			
応答があったもの（入金・猶予等）	5,691	34.0%																																																			
対応中（支払督促申立準備中等）	5,670	33.9%																																																			
支払督促申立実施	5,376	32.1%																																																			
実施総数	16,737	100.0%																																																			
<p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p>	<p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。</p>	<p><17> 延滞者の実態調査の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はすぐわかないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○延滞者の実態調査（奨学金の返還者に関する属性調査）の実施</p> <p>(1)平成26年度実施調査の結果公表 平成26年度に実施した調査については、集計・分析結果をホームページに公表した（平成28年2月公表）。</p> <p>(2)平成27年度調査の実施 延滞者の実態を把握するため、平成26年度に引き続き、延滞者及び無延滞者から対象を抽出して「奨学金の返還者に関する属性調査」を実施した（平成28年1月）。今回から、従来の郵送で回答する方法に加え、新たにWEBで回答することも可能とした。期日までに回答のない者には督促を行った。</p> <p><回答率（延滞者分）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>19,658件</td> <td>19,518件</td> </tr> <tr> <td>回答者</td> <td>2,941件</td> <td>3,764件</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>15.0%</td> <td>19.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○回収促進策への反映 ・平成26年度調査の結果によれば、延滞者における返還期限猶予制度の認知度は15ポイント以上改善してはいるものの、延滞の督促を受けてから制度を知った者が44%、制度を知</p>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	対象者	19,658件	19,518件	回答者	2,941件	3,764件	回答率	15.0%	19.3%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・平成26年度に実施した調査の集計・分析結果を公表したことは評価できる。 ・延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 平成 26 年度に実施した延滞者の実態調査の集計・分析結果を公表するとともに、認知度が低いことがあきらかになった返還期限猶予制度の周知徹底を各学校に依頼するなど回収促進策へ反映させた。また平成 27 年度も「奨学金の返還者に関する属性調査」を実施して延滞者の実態を把握することに努めている。延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。</p>																																				
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																																			
対象者	19,658件	19,518件																																																			
回答者	2,941件	3,764件																																																			
回答率	15.0%	19.3%																																																			

				<p>らない者が35%いることから、平成26年度に引き続き各学校に対して、在学猶予手続きの周知徹底を依頼した（平成27年7月）。また、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供をし、在学猶予期間終了後に返還を始める者への返還指導の強化を依頼した（平成27年8月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における返還指導に資するため、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行った（平成28年2月）。 		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度よりも回答率が4.3ポイント下がっている理由について分析を行い、結果に基づき改善する必要がある。 <p><その他事項></p> <p>-</p>							
<p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p><18> 住所調査の実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>（定量的な指標はそぐわないため）</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○住所調査の実施</p> <p>(1) 役場照会による住所調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度も引き続き、役場への住所照会業務等の外部委託を活用し住所調査を実施した（463,517件）。 ・役場照会時に添付する返還誓約書の画像化（PDF化）の推進により、返還誓約書の索出に要する時間を減らし、住所不明者に対する追跡調査の迅速化と徹底を図った。 <p>(2) 学校への協力依頼</p> <p>各学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から年3回必要な卒業生の住所情報の提供を受けて調査を行い、判明した新住所を登録した。</p> <p>(3) その他の調査</p> <p>役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者等について、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構に登録されている携帯電話へSMS（ショートメッセージサービス）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年5回、16,868件に送信したところ、1,624件の住所が判明した。 ・平成26年度に引き続き、電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に照会した。（11,481件） <p><住所不明数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度末</th> <th>(参考)平成26年度末</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所不明数</td> <td>34,389人</td> <td>30,352人</td> <td>4,037人増</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい（正しい）住所が判明・登録されるまでの状態である。なお、平成27年度末の住所不明数は、平成28年3月に役場に対する住所照会を実施し、回答待ちのものを含む。</p>	区分	平成27年度末	(参考)平成26年度末	前年度比	住所不明数	34,389人	30,352人	4,037人増	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>住所不明者に関して、追跡調査を迅速に行うとともに、SMSや業者を活用する等、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>住所不明者に関して、役場照会等の追跡調査を迅速に行うとともに、SMSや業者を活用する等、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所不明者に関して、追跡調査を迅速に行うとともに、SMSや業者を活用する等、住所調査の徹底を図ったことは評価できる。 ・住所不明数の減少への努力が望まれる。
区分	平成27年度末	(参考)平成26年度末	前年度比										
住所不明数	34,389人	30,352人	4,037人増										
<p>カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人情報機関を活用する。</p>	<p>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人情報機関への登録を行う。</p>	<p><19> 個人情報機関の活用状況</p> <p><主な定量的指標></p>	<p>○個人情報機関の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付（延べ916千通）及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。 ・あわせて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。 	<p><評定> C</p> <p><評定根拠></p> <p>・事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>事前に文書送付や架電により登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を</p>								

		う。	<p>標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞3ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録した。</p> <p><個人信用情報機関への登録状況></p> <table border="1" data-bbox="1003 205 1472 283"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>登録件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>20,350件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 登録件数は債権数であり人員ではない。</p> <p>○個人信用情報機関への誤登録に係る対応 システムの不具合のため、奨学金返還の延滞により全国銀行個人信用情報センターへ登録された返還者のうち、月賦・半年賦併用を選択している者679件(638名)について登録した入金情報に誤りがあることが発覚した。発覚後、ただちに危機管理対策本部を立ち上げ、状況把握、原因究明、679件に対しお詫びの文書を送付、特に誤登録によって影響を受けた可能性のある28件(26名)には電話にてお詫びと説明、報道発表による国民への説明・お詫び(9月17日)、誤登録した情報の訂正、システムの修正及び再発防止策の策定などにより適切な事後措置を講じた。</p>	区分	登録件数	平成27年度	20,350件	<p>対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。</p> <p>・個人信用情報機関への誤登録事案については、事案発覚後ただちに危機管理対策本部を設置し、当事者及び国民への説明・お詫びを含め適切な事後措置を行っていることと認められるが、事案の重大さを十分に認識した上で、今後再発防止策を確実に実施することが必要である。</p>	<p>個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。</p> <p>個人信用情報機関への誤登録事案については、事案発覚後ただちに危機管理対策本部を設置し、当事者及び国民への説明・お詫びを含め適切な事後措置を行っていることと認められるが、今後、再発防止策を確実に実施するとともに、その有効性を確認する努力が必要である。誤登録という事案の重大さを鑑みて、当該評定をCとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>・個人信用情報機関への誤登録事案については原因を究明し、再発防止には万全を期すべきである。</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
区分	登録件数									
平成27年度	20,350件									

<p>③機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。</p>	<p>③機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、機関保証制度が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年度検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理</p>	<p>③機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。</p>	<p><20> 機関保証制度の運用状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○機関保証制度(※)の周知及び返還意識の徹底</p> <p>大学等と連携し、学校を通じ機関保証制度周知用チラシを奨学金の希望者に配布するとともに、保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で平成27年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続き等について掲載し、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <p>(※) 機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。</p> <p>平成27年度における機関保証選択状況及び機関保証選択者の返還金回収状況は以下のとおりである。</p> <p><機関保証制度の選択状況></p> <table border="1" data-bbox="1101 680 1881 1010"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>67,634件</td> <td>73,768件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>131,602件</td> <td>142,404件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>199,236件</td> <td>216,172件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択率</td> <td>第一種</td> <td>40.15%</td> <td>42.95%</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>45.38%</td> <td>48.33%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>43.46%</td> <td>46.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 保証の変更者は含まない。</p> <p><機関保証制度を選択した新規返還者の回収率></p> <table border="1" data-bbox="1101 1142 1881 1373"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>11,693百万円</td> <td>11,180百万円</td> <td>514百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収金</td> <td>11,282百万円</td> <td>10,752百万円</td> <td>530百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.5%</td> <td>96.2%</td> <td>0.3ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p><要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合></p> <table border="1" data-bbox="1101 1463 1792 1558"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>88.8%</td> <td>87.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○代位弁済履行状況</p> <p>延滞者に対しては、延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの間はサービサーに回収を委託する他、催告書(期限の利益剥奪予告)には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図った。催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービサー</p>	区分		平成27年度	(参考)平成26年度	選択者数	第一種	67,634件	73,768件	第二種	131,602件	142,404件	全体	199,236件	216,172件	選択率	第一種	40.15%	42.95%	第二種	45.38%	48.33%	全体	43.46%	46.35%	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	要回収額	11,693百万円	11,180百万円	514百万円増	回収金	11,282百万円	10,752百万円	530百万円増	回収率	96.5%	96.2%	0.3ポイント増	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	割合	88.8%	87.8%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。 ・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。また、延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。</p> <p>文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の健全性を検証するとともに、保証料率水準について他の保証機関と比較し、審議した結果、機関保証制度の妥当性及び保証料率の合理性について確認を行ったことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関保証制度の選択率が減少している点が気がりである。
区分		平成27年度	(参考)平成26年度																																																	
選択者数	第一種	67,634件	73,768件																																																	
	第二種	131,602件	142,404件																																																	
	全体	199,236件	216,172件																																																	
選択率	第一種	40.15%	42.95%																																																	
	第二種	45.38%	48.33%																																																	
	全体	43.46%	46.35%																																																	
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																																	
要回収額	11,693百万円	11,180百万円	514百万円増																																																	
回収金	11,282百万円	10,752百万円	530百万円増																																																	
回収率	96.5%	96.2%	0.3ポイント増																																																	
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																																		
割合	88.8%	87.8%																																																		

性を明らかにするものとする。

による訪問督促・居住確認等業務を実施し、確実な代位弁済請求を実施した。

<代位弁済履行状況>

区分	平成 27 年度	(参考)平成 26 年度
件数	7,168 件	6,848 件
金額	153.0 億円	144.1 億円

(注) 金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

○機関保証制度の「妥当性」の検証

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成 20 年 9 月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。

(1) 財政収支シミュレーションによる機関保証制度の健全性確保に係る検証

機構と保証機関の回収促進策の効果を織り込み、更に保証機関の事業計画を踏まえ実施した財政収支シミュレーションにより、向こう 25 年間(平成 52 年度まで)、財政的な健全性が維持される可能性が高いことを確認することができた。

(2) 保証料率水準の検証

保証料率の合理性を明らかにするため、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を昨年度に引き続き行った。
調査の結果、機構の奨学金の保証料率は、調査対象とした他の金融機関の教育ローンの保証料率と比較しても、低廉であると言えることを確認した。

<参考 1>平成 27 年度機関保証制度検証委員会報告書(概要)

(1) 機構における返還金の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について

・ 機構における機関保証債権の回収状況については、要回収額が年々増加しているなかで、依然として高い水準を維持している。
・ 平成 22 年度から平成 25 年度の各年度に代位弁済された債権の経過年数別の累積回収率は、ほぼ同程度で推移している。

(2) 協会の事業計画について

・ 代位弁済の規模や求償権の回収状況、資産の運用状況等、協会の策定した将来の事業コスト等を明らかにさせつつ、協会の「事業計画」

の実効性、妥当性について審議を行った。

- ・協会における足元の事業実績については、概ね平成 26 年度までの事業計画通りに推移している。平成 27 年度の事業計画についても、前年度より大きな変更は行われていないことから、作成された「事業計画」は妥当性のあるものと考えられる。

(3) 外部シンクタンクを活用した財政収支シミュレーションについて

- ・機構と協会における回収促進策の効果を織り込み、更に協会の策定する事業計画に採用されている詳細なパラメータを使用し、向こう 25 年間の財政収支シミュレーションを行った。
- ・その結果、現状のスキームにおいて財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認された。なお、景気情勢等の悪化によるストレスを加えたシナリオ等を想定した場合でも、保証金残高について現状並みの水準を確保できる見通しであることを確認した。
- ・これらのシミュレーション結果を踏まえると、今後も機関保証制度の安定的な運営の維持が期待できるうえ、現行の保証料率の設定について引下げの余地があると考えられる。

(4) 他の保証機関との保証料率の比較について

- ・保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を平成 26 年度に続行した。
- ・その結果、協会の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることが確認された。

(5) 今後の方向性について

- ・今後、機関保証制度の重要性が益々高まることが予想されるなかで、より少ない負担で効率よく機関保証制度を運営する方法を模索することが必要である。
- ・そのためには、機構と協会が協力し、円滑な事業モデルの構築を目指すことが重要である。
- ・平成 29 年度採用者より導入が予定されている「新たな所得連動返還型奨学金制度」が「原則として機関保証」とされていることを踏まえ、保証料率も含めた今後の保証制度の運営に関しては、改めて対応を検討する必要がある。

〈参考 2〉平成 27 年度機関保証制度検証委員会審議経過

- ・第 1 回 平成 27 年 12 月 1 日
- ・第 2 回 平成 28 年 1 月 26 日
- ・第 3 回 平成 28 年 2 月 24 日
- ・第 4 回 平成 28 年 3 月 25 日

○代位弁済請求について

－「財政融資資金本省金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における指摘事項

- ・生活困窮に係る代位弁済請求基準について、保証機関である公益財団法人日本国際教育支援協会と協議を行った。
- ・返還促進課と債権回収会社が月例で開催する定例会に機関保証業務課も新たに加わり、延滞者ときめ細かく接触するための方策として、回収状況の確認やより効果的な施策の実施方法を協議することとした。

また、延滞者との接触の機会を増やすため、延滞 4 月～9 月の期間における債権回収会社への回収委託について、以下の施策を実施した。

- ①応答がない返還者に対して、本人以外の連絡先に、毎月 1 回以上架電を実施。
- ②連絡が取れない返還者に対して、携帯電話番号宛 SMS（ショートメッセージサービス）による連絡依頼メールを配信開始（回収委託 2 月目に実施）。
- ③延滞が続くと期限の利益が剥奪される旨、その後に代位弁済が行われる旨を記載した「強い督促」文書を送付（回収委託 5 月目に実施）。さらに、催告書に代位弁済時の請求予定額を印字するためのシステム改修を行った。

- ・返還者から返還期限猶予等の申出があった場合、提出期限を原則 2 週間以内に設定し、また、手続きが 1 ヶ月以内に完了するよう徹底し、請求未了債権の縮減に努めた。

<平成 27 年度末請求未了債権件数>

平成 28 年 3 月末	(参考)平成 27 年 3 月末
959 件	1,726 件

<p>④減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。</p>	<p>④減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p>	<p>④減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。</p> <p>また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p>	<p><21> 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況</p>	<p>○減額返還制度（※）の運用</p> <p>（※）減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。</p> <p>(1)減額返還の承認</p> <p>減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p><減額返還の承認件数></p> <table border="1" data-bbox="1092 464 1751 541"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認件数</td> <td>18,464件</td> <td>16,017件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)減額返還制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業後初年度で未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の承認を受けた者に、今後は減額返還制度の利用を検討するよう促すため、減額返還制度の特長を説明したチラシを新たに作成し、返還期限猶予承認通知とともに送付した。 ガイダンスDVD「返還を始める皆さんへ」を刷新し、減額返還制度と返還期限猶予制度の違いを図解したスライドを挿入するなど、各制度に関する解りやすい説明を盛り込み、学校へ配付するとともにホームページにおいても配信した。 返還期限猶予期間終了者が年間で最も多い10月返還開始者に向けて、JASSO モバイルサイトメールマガジン（8月、9月配信）及びJASSO メールマガジン（8月、9月配信）への記事掲載を実施し、引き続き返還が困難な場合でも半額なら返還可能であれば減額返還を申請するよう促した。 <p>○返還期限猶予制度の運用</p> <p>(1)返還期限猶予の承認</p> <p>返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。</p> <p><返還期限猶予の承認件数> (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1092 1402 1774 1833"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在学猶予</td> <td>150,279</td> <td>152,879</td> </tr> <tr> <td>一般猶予</td> <td>148,090</td> <td>137,561</td> </tr> <tr> <td>病氣中</td> <td>9,152</td> <td>9,295</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>329</td> <td>551</td> </tr> <tr> <td>入学準備</td> <td>399</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td>3,850</td> <td>3,411</td> </tr> <tr> <td>生活困窮</td> <td>130,018</td> <td>120,216</td> </tr> <tr> <td>育児休暇等</td> <td>3,319</td> <td>3,177</td> </tr> <tr> <td>所得連動</td> <td>1,023</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>298,369</td> <td>290,440</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	承認件数	18,464件	16,017件	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	在学猶予	150,279	152,879	一般猶予	148,090	137,561	病氣中	9,152	9,295	災害	329	551	入学準備	399	518	生活保護	3,850	3,411	生活困窮	130,018	120,216	育児休暇等	3,319	3,177	所得連動	1,023	393	合計	298,369	290,440	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、迅速に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、博士後期課程への進学者の返還免除内定制度の導入や海外の大学院進学者に対する同制度の適用など、制度の充実を図ったことは評価できる。 	<p>減額返還制度及び返還期限猶予制度については適切に運用している。とくに、これらの制度についてより一層の周知を図ったことが評価できる。また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な制度の運用がなされている。
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																											
承認件数	18,464件	16,017件																																											
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																											
在学猶予	150,279	152,879																																											
一般猶予	148,090	137,561																																											
病氣中	9,152	9,295																																											
災害	329	551																																											
入学準備	399	518																																											
生活保護	3,850	3,411																																											
生活困窮	130,018	120,216																																											
育児休暇等	3,319	3,177																																											
所得連動	1,023	393																																											
合計	298,369	290,440																																											

(2) 返還期限猶予制度の周知
 ガイダンス DVD「返還を始める皆さんへ」を刷新し、減額返還制度と返還期限猶予制度の違いを図解したスライドを挿入するなど、各制度に関する解りやすい説明を盛り込み、学校へ配付するとともにホームページにおいても配信した。

(3) 返還期限猶予の申請・承認の迅速化
 返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、ホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約して説明し、申請者の理解を促すことで、提出書類の不備による書類の返送件数を削減し、申請から承認までの手続きの迅速化を図った。

〈返還期限猶予願の不備返送状況〉

区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比
不備返送件数	22,152件	23,776件	1,624件減
不備返送率	16.8%	19.3%	2.5ポイント減

○特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用
 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の認定に基づき、以下のとおり適切に運用した。

- (1) 返還免除制度に係る認定委員会の開催等
- ・平成27年5月22日：第1回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
 - ・平成27年5月31日：平成26年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知
 - ・平成27年11月17日：第2回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
 - ・平成27年12月4日：平成27年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

- (2) 候補者推薦に係る大学への働きかけ
- ・貸与終了者が1名の大学においても推薦の機会を与えるため推薦枠を提示するとともに、奨学生でない学生も含めた中で奨学生の業績を評価するよう、平成26年度同様に各大学へ指導した（平成27年度推薦依頼通知文への記載及び平成27年度奨学業務連絡協議会における口頭説明）。
 - ・大学が推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を得られやすくするために、情報の提供を平成26年度同様に5回行った。

〈平成26年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

課程	貸与終了者数(人)	推薦者数(人)	免除者数(人)		
			全額免除	半額免除	
修士	25,126	7,541	7,537	2,512	5,025
専門職	1,870	566	561	187	374
博士	3,631	1,122	1,090	363	727

計	30,627	9,229	9,188	3,062	6,126
---	--------	-------	-------	-------	-------

○特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査
 特に優れた業績により返還免除を受けた者の社会での活躍状況及び本制度の効果を検証することを目的として、平成21年度に返還免除を受けた者のうち、半数の者を対象に現況等の追跡調査を以下のとおり実施した。(調査結果は、平成28年5月開催の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で報告する予定)

- ・調査実施時期：平成28年1月～2月
- ・調査対象者数：4,791人
- ・回答数：2,533人(回答率52.9%)

○博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度の新設・周知等

学生に大学院博士課程への進学へのインセンティブを付与し、給付的効果を充実することを目的として、平成27年度以降、大学院博士課程において第一種奨学金の貸与を受ける者で博士課程の入試結果等が優秀であった者を対象として、大学が奨学生推薦時(予約採用においては採用候補者推薦時)に返還免除候補者を推薦し、機構が返還免除者を内定する制度を新たに設け、以下のとおり周知等を行った。

- ・平成27年4月28日：博士課程を置く大学院に対し、返還免除内定者の推薦依頼を通知
- ・平成27年5月1日：報道関係者に対しプレスリリースにより周知
- ・平成27年8月12日：本制度の運用実態等を把握し、今後本制度のさらなる改善・充実に向けた検討事項とするために、対象となる大学へ調査依頼
- ・平成27年8月27日：平成28年度大学院博士課程進学時における予約時返還免除候補者の推薦依頼を通知
- ・平成28年2月23日：平成27年度返還免除内定者の認定結果を大学へ通知(1大学2名)

○海外留学支援制度(長期派遣/大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の新設・周知等

学問分野での顕著な成果、専攻分野に関する文化・スポーツ等における活躍、ボランティア等での社会貢献等を評価することにより、海外の大学院における学修へのインセンティブ向上を目的として、海外留学支援制度(長期派遣/大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受けている奨学生に対し、特に優れた業績を挙げた者を対象とする返還免除制度を新たに導入し、対象となる奨学生に対し、以下のとおり周知した。

- ・平成27年8月31日：返還免除制度の案内及び申請依頼を通知
- ・平成28年2月：平成27年度中に貸与終了となる対象者3名中2名から返還免除申請

また、機構ホームページにも返還免除制度の案内を掲載するとともに、平成28年度海外留学支援制度(長期派遣/大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を希望する学生向けの奨学金案内の冊子にも返還免除制度の案内を掲載した。

<p>⑤所得連動返還型奨学金制度の導入</p> <p>所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。</p>	<p>⑤所得連動返還型奨学金制度の導入</p> <p>所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。</p>	<p>⑤所得連動返還型奨学金制度の導入</p> <p>所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還月額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。</p>	<p><22> 所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○柔軟な所得連動返還型奨学金制度導入に向けた検討状況</p> <p>文部科学省に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」にオブザーバーとして出席するとともに、制度導入による回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を外部シンクタンクに委託し、その分析結果に基づいて、制度に関する検討を文部科学省と共同して行った。</p> <p>○マイナンバー制度の導入に向けた検討及び準備の状況</p> <p>所得連動返還型奨学金制度導入の前提となるマイナンバー制度の導入について、以下のとおり検討及び準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度導入に向けて、現行業務における課題分析等を外部シンクタンクに委託し、分析結果に基づいて検討を行った。併せて、理事長を委員長とする「IT戦略委員会」及び理事長代理を委員長とする「マイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会」においても、導入に向けた検討を行った。 ・機構の奨学金貸与業務におけるマイナンバーの利用や学校の奨学金事務に関する留意事項等について、ホームページへのFAQの掲載や業務連絡協議会での説明により周知し、制度の円滑な導入に向けて、関係者への情報の提供に努めた。 	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施し、それを踏まえた検討を行ったことは評価できる。 ・マイナンバー制度導入のために、現行業務における課題分析や関係者への情報提供を行うなど準備を進めたことは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施し、それを踏まえた検討を行ったことは評価できる。</p> <p>マイナンバー制度導入のために、現行業務における課題分析や関係者への情報提供を行うなど準備を進めたことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
--	---	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(4)	奨学金貸与事業（4）情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	実績値	達成度									決算額（千円）	小項目I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）を含む。	I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）を含む。		
											従事人員数（人）	小項目I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）を含む。	I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）を含む。		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	評価	理由		
奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	奨学金制度や手続き等の情報提供にあたっては、ホームページや印刷物等の文章やレイアウト等を奨学生や返還者等にわかりやすいものとする等、適切かつ迅速に伝わるよう充実を図る。	<p><23> 情報提供等の実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書 P33~35</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書 P33~35</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>ホームページのリニューアル及び地方創生の推進に係る新規の情報提供を図り、ガイダンス DVDなどを充実したことは、奨学生や返還者等への積極的かつわかりやすい情報提供の実施や利用者の利便性の向上につながった。その結果、奨学金貸与事業ホームページアクセス件数が前年度比 34.0%と大幅に増加し、奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況も前年度比 14.9%増加したことは評価できる。</p> <p>災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。</p> <p>以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>・的確な情報提供をしている。</p>		
				<p>○ホームページにおける奨学金情報等の充実</p> <p>(1) ホームページリニューアル等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生、返還者、学校担当者等の利用者に奨学金に関する情報が適切かつ迅速に伝わるよう、説明内容・レイアウト・FAQ等全ページを改訂し、わかりやすいものにリニューアルした。 ・FAQについては、カテゴリーごとに分類して内容を精査するとともに、検索機能を導入し、利便性の向上を図った。 ・情報の更新にあたっては、利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。 <p>(2) 地方創生の推進(※)に係る新規の情報提供</p> <p>地方公共団体による奨学金返還支援制度及び平成28年度から実施される無利子奨学金「地方創生枠」に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供をすることで地方公共団体が地方創生の推進に活用できるよう、地方公共団体が設置する基金専用の会員サイトを機構ホームページに開設した。</p> <p>(※)「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、「奨学金を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する」とされたことを受け、地元産業界と協力して地方公共団体が基金を設置し、将来の地域産業の担い手となる学生を支援するため、以下の取組を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子奨学金について地方創生に係る特別枠(地方創生枠)を設け、基金から推薦を受けた者を優先的に採用する。 ・地元企業への一定期間の就業等を要件として奨学金の返還を支援する。 <p><奨学金貸与事業ホームページアクセス件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>37,235,685件</td> <td>27,789,186件</td> <td>34.0%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガイダンス DVD の充実</p> <p>平成26年度に作成したガイダンス DVD「奨学金を希望する皆さんへ(予約採用)」への字幕挿入及び「返還を開始する皆さんへ」の内容刷新・字幕挿入を行い、ホームページにも掲載してパソコン及びスマートフォン等で閲覧できるようにした。</p> <p>○奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付</p> <p>奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド2016」、進学を希望する高校生に奨学金制度をわかりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック2016」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載</p>	区分	平成27年度		(参考)平成26年度	前年度比
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比						
アクセス件数	37,235,685件	27,789,186件	34.0%増						

した。

○モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供の充実

奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回（毎月5日）発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

<モバイルサイトアクセス件数等>

区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比
アクセス件数	292,495件	290,880件	0.6%増
メールマガジン配信件数	34,864件	35,201件	1.0%減

○奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

・学生・生徒が奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーションを行うことのできる機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」をホームページ上で引き続き運用した。

・奨学金貸与・返還シミュレーションの利用方法を説明する印刷物を作成し、対象者とその保護者及び学校に配付した。

<奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況>

区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比
アクセス件数	2,979,738件	2,534,900件	14.9%増

○スカラネット・パーソナルの利用促進

(1)スカラネット・パーソナルの機能追加

在学猶予の願出を、スカラネット・パーソナルを利用して提出できるよう改修を行い、在学猶予についてのチラシ、「返還のてびき」、「返還説明会用マニュアル」において周知した。

(2)スカラネット・パーソナルの周知

・スカラネット・パーソナルへの登録を促進するため、案内チラシを作成し学校に配付した。

・ホームページに掲載しているスカラネット・パーソナルに関するFAQについて、適宜内容を見直しながら更新を行った。

<スカラネット・パーソナル利用状況>

区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比
登録数	1,889,225件	1,332,069件	29.5%増
アクセス件数	80,163,080件	68,205,915件	14.9%増

○災害救助法適用に係る情報提供

(1)奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページ、メールマガジンによる迅速な情報提供、プレスリリース等による関係機関への周知とともに、大学等（約4,000校）に推薦依頼の通知を行った。

<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
----	-----------	-----------

				<table border="1"> <tr> <td>口永良部島（新岳）噴火</td> <td>5月29日</td> <td>南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁を含め2団体</td> </tr> <tr> <td>台風第18号等による大雨</td> <td>9月11日</td> <td>茨城新聞を含め2報道機関、茨城県庁を含め8団体</td> </tr> <tr> <td>台風第21号に係る被害</td> <td>10月2日</td> <td>琉球新報社を含め2報道機関、沖縄県庁を含め2団体</td> </tr> </table>	口永良部島（新岳）噴火	5月29日	南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁を含め2団体	台風第18号等による大雨	9月11日	茨城新聞を含め2報道機関、茨城県庁を含め8団体	台風第21号に係る被害	10月2日	琉球新報社を含め2報道機関、沖縄県庁を含め2団体		
口永良部島（新岳）噴火	5月29日	南日本新聞社を含め6報道機関、鹿児島県庁を含め2団体													
台風第18号等による大雨	9月11日	茨城新聞を含め2報道機関、茨城県庁を含め8団体													
台風第21号に係る被害	10月2日	琉球新報社を含め2報道機関、沖縄県庁を含め2団体													
				<p>(2) 東日本大震災被災者への情報提供</p> <p>ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続き方法について、引き続き周知を図った。</p>											

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-2-(5)	奨学金貸与事業（5）学校との連携強化				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	実績値	達成度									決算額（千円）	小項目I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）に含む。	I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）に含む。		
											従事人員数（人）	小項目I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）に含む。	I-2-（1）、I-2-（2）、I-2-（3）に含む。		
											経常費用（千円）				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、奨学金事業の健全性確保のための取組の成果と情報公開については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。	<p><24> 学校との連携の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P36～38</p> <p>○高等学校等(大学等予約採用)における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申込み高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。 ・高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った(職員派遣8地区9回、資料配付13地区)。 ・新たに作成した大学等予約採用の申込者向けガイダンスDVD「奨学金を希望する皆さんへ(予約採用)」を各高等学校等に配付するとともに、一般向けホームページに掲載した。(平成27年4月)。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続き等に関する記事を連載した(15回)。 ・全国高等学校PTA連合会の全国大会(1回)及び地区大会(8地区)において、奨学金制度や手続きに関する資料を配付した。(平成27年6月～8月)</p> <p>○大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。 ・大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用のマニュアルを改訂し、学校担当者向けホームページに掲載した。 ・「返還誓約書未提出者調書」の未提出校23校に機構職員を派遣し、採用時説明会の視察とあわせて学校における奨学生への指導内容や説明会の実施状況を把握するとともに、学校に対し、説明内容の充実や適切な奨学金事務を行うよう要請・指導した。 ・大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付した。</p> <p>○大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施 過去の研修会開催時におけるアンケート結果等を踏まえ、平成27年度学校担当者向け研修会の年間計画を策定し、10月に異動業務、適格認定、返還指導に関することを中心とした研修会を、3月に採用業務、返還誓約書に関することを中心とした研修会を開催することとした。奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会を以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 日本学生支援機構奨学金学校事務担当者研修会の実施 (研修内容: 異動・補導、適格認定、返還指導等に関する業務) 平成26年度からの変更点として、新任者(8月)と適格認定(11月)</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P36～38</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・学校及び都道府県等とも連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進を図ったことは評価できる。また、大学等の奨学金担当者を対象とした研修会の実施、採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・学校担当者用ホームページ等を活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知し、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」については、内容を確認したか各学校長・学長より理事長宛に回答させ、各学校に延滞状況を把握させるよう努めており、返還金回収方策の広報・周知を図るとい観点から、評価できる。 ・大学等が、確実に効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供として、各学校の貸与者の状況を周知するとともに機構と大学等における取組の成果を適切に公開することとして、その方針等を周知したことは評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 学校及び都道府県とも連携して、高等学校等において、奨学金担当者へ向けた資料配付や大学等予約採用申込者へガイダンスDVDを新たに配布し、指導等の充実を図ったことは大学等予約採用が大半を占める現状に沿った適切な取組であり評価できる。 また、学校担当者用ホームページや事務連絡用メールを活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知を図るとともに、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」の内容を確認したかについて、各学校長・学長より理事長宛に回答させ、各学校に延滞状況を把握させるよう努めていることは、返還金回収方策の広報・周知を図るとい観点から、評価できる。加えて、大学等が、奨学生に対して確実に効果的な指導等を行うための情報提供として、各学校の貸与者の状況を周知するとともに機構と大学等における取組の成果を適切に公開することとし、その方針等を周知したことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・大学等との連携を強化し、奨学金返還意識の涵養に努めていることは評価できる。 ・研修が質・量両面で充実している。</p>	

の研修会を統合し10月に開催した。また、参加規模（回数）を拡大して実施した（新規会場：京都）。

開催地	日程	出席校数 (校)	出席人数 (人)
札幌	10月5日	88	91
名古屋	10月15日	196	212
大阪	10月20日	364	425
京都	10月21日	140	152
福岡	10月23日	237	267
東京	10月29日	331	348
	10月30日	415	424
計（6地区7回）		1,771	1,919
（参考）平成26年度 （5地区5回）		1,188	1,254

(2) 日本学生支援機構奨学金採用業務等研修会の実施

（研修内容：採用、返還誓約書徴取等に関する業務）

平成26年度からの変更点として、人事異動を考慮し、1校2名の申込みを受け付けすることとした（平成26年度は、原則1校1名の申込）。また、参加規模（回数）を拡大して実施した（新規会場：札幌・広島）。

開催地	日程	出席校数 (校)	出席人数 (人)
札幌	3月1日	71	83
仙台	3月3日	84	106
東京	3月7日	299	339
	3月8日	289	336
名古屋	3月10日	175	207
大阪	3月11日	292	344
福岡	3月17日	170	195
広島	3月18日	64	76
計（7地区8回）		1,444	1,686
（参考）平成26年度 （5地区6回）		941	1,046

○延滞率等の状況を踏まえた機構職員の派遣

返還金の回収促進に向けた取組の一環として、延滞率の悪化状況や奨学業務連絡協議会への出席状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる22校に機構職員による学校訪問及び学校関係者との懇談を行い、学校における返還指導の状況確認を行うとともに奨学生への指導の徹底等を要請した。

○返還金回収方策の広報・周知

・学校担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会や研修会等の資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。

・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続き方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（平成27年7月）。

・「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」の内容については、奨学金制度の根幹に関わる重要なものであり、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。

・学校から新規返還者への働きかけとして、学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成27年10月から新たに返還開始する者に対して、平成27年11月から12月にかけて学校から通知文を送付した。

○奨学業務連絡協議会の実施状況

・平成28年2月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、平成28年度の奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点、改正事項に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。

・出席状況の悪い学校（3年連続欠席校）に対し、欠席事由等の状況を確認する調査を実施した。

学校 所在地区	平成27年度			(参考) 平成26年度
	対象校 (校)	出席校 (校)	出席率 (%)	出席率 (%)
北海道	207	154	74.4	70.7
東北	259	181	69.9	65.3
関東・甲信越	1,322	909	68.8	64.9
東海・北陸	552	359	65.0	58.8
近畿	614	459	74.8	70.3
中国・四国	382	235	61.5	58.6
九州・沖縄	498	328	65.9	59.4
合計	3,834	2,625	68.5	63.9

<参考：専修学校以外>

学校 所在地区	平成27年度			(参考) 平成26年度
	対象校 (校)	出席校 (校)	出席率 (%)	出席率 (%)
北海道	58	51	87.9	82.8
東北	82	79	96.3	91.5
関東・甲信越	414	365	88.2	86.0
東海・北陸	164	145	88.4	83.5
近畿	216	196	90.7	85.9
中国・四国	117	104	88.9	85.3
九州・沖縄	128	111	86.7	75.8
合計	1,179	1,051	89.1	84.7

○大学等に関する延滞率等の公表に係る取組

				<ul style="list-style-type: none"> ・延滞を防止するには、奨学生の返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する返還者の理解を深めることが重要であり、在学中から奨学生に指導することが効果的であり、そのための情報提供として、各学校の貸与者の状況（貸与実績、特に優れた業績による返還免除額、延滞状況及び振替状況）を「奨学金の貸与等の実績について」（平成28年1月29日付）により周知した。 ・機構と各学校における奨学金事業の健全性確保のための取組の成果に関する情報公開を適切に行うため、学校毎の延滞率等の情報を平成26年度末時点に更新した上で、全学校に対し「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を発送した。 ・平成28年度中に各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）として、平成27年度末時点の状況をホームページ上で公開を予定している。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3-(1)	留学生支援事業（1）日本への留学前の学生に対する支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第7号	業務に関連する政策・施策	政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標13 国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0416

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①日本留学に関する情報提供等の充実								①日本留学に関する情報提供等の充実					
	計画値								決算額（千円）	151,905	144,642		
	実績値								従事人員数（人）	6	7		
	達成度												
②日本留学試験の適切な実施								②日本留学試験の適切な実施					
日本留学試験の年間応募者数	計画値	中期目標期間中に219,400人以上	—	38,500人以上	41,600人以上				決算額（千円）	438,717	481,139		
	実績値	—	35,930人	38,601人	44,163人				従事人員数（人）	8	8		
	達成度	—	—	100.3%	106.2%								
③日本語教育センターにおける教育の実施								③日本語教育センターにおける教育の実施					
東京日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	—	80%以上	80%以上				決算額（千円）	575,435	522,040		
	実績値	—	97.0%	97.5%	97.1%				従事人員数（人）	38	33		
	達成度	—	—	121.9%	121.4%								
大阪日本語教育センターの卒業予定者の満足度	計画値	80%以上	—	80%以上	80%以上								
	実績値	—	98.9%	98.1%	93.0%								
	達成度	—	—	122.6%	116.3%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価	評価	理由																															
①日本留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	①日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。 留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。	①日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けの「日本留学ポータルサイト」の充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。 また、SNSを通じた情報発信により情報提供の充実を図る。さらに、日本留学情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、文部科学省が配置する留学コーディネーターをはじめ、国内外	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P39～50 ○ホームページ及びSNSによる情報提供の充実 (1)「日本留学ポータルサイト」の充実 「日本留学ポータルサイト」の更なる充実を目的に、外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド(Study in Japan)」の機構サイトへの統合について、検討を開始した。 <日本留学情報ホームページアクセス件数> <table border="1"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> <tr> <td>6,773,393件</td> <td>6,217,779件</td> <td>8.9%増</td> </tr> </table> (2) SNSの利用 留学生事業部のFacebookでは、頻りに投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。 <留学生事業部 Facebook ファン数> <table border="1"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> <tr> <td>3,640件</td> <td>1,863件</td> <td>95.4%増</td> </tr> </table> (注) Facebookのファン数は、年度末時点の件数を表す。 (3) 海外事務所における情報発信の取組 インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページやFacebookによる情報提供を行うとともに、電話、E-mail等による留学相談を行った。 さらに、各国において行われる現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。 <海外事務所ホームページアクセス件数等> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>206,480件</td> <td>231,476件</td> <td>10.8%減</td> </tr> <tr> <td>Facebookファン数</td> <td>26,168件</td> <td>16,253件</td> <td>61.0%増</td> </tr> <tr> <td>事務所相談件数</td> <td>7,603件</td> <td>8,518件</td> <td>10.7%減</td> </tr> <tr> <td>現地説明会情報提供件数</td> <td>23,158件</td> <td>19,630件</td> <td>18.0%増</td> </tr> </table> (注) Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。 ○出版物の作成・提供 「Student Guide to Japan(日本留学総合案内)」等の日本留学の案内・広報を目的とした出版物を作成し、イベントで配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。 また、インターネットでも入手できるよう機構ホームページに掲載した。	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	6,773,393件	6,217,779件	8.9%増	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	3,640件	1,863件	95.4%増	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	ホームページアクセス件数	206,480件	231,476件	10.8%減	Facebookファン数	26,168件	16,253件	61.0%増	事務所相談件数	7,603件	8,518件	10.7%減	現地説明会情報提供件数	23,158件	19,630件	18.0%増	<自己評価書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P39～50 <評価> B <評価根拠> ・日本留学ポータルサイトの更なる充実に向けて、検討を開始するとともに、SNSにより情報更新を頻りに行い、日本留学に関する情報提供の充実を努めたことは評価できる。 ・関係機関と連携し、海外における日本留学情報発信強化に努めたことは評価できる。 ・日本留学フェア等の開催や留学コーディネーター配置事業との連携により、日本の大学等に海外における情報提供の機会を与え、留学希望者等に詳細な情報を提供したことは評価できる。 ・留学生交流業務に携わる教職員に対して、専門的知識を修得させ、留学生受入れ体制の整備等の充実のためのプログラムを実施するとともに、ウェブマガジンの発行により留学生交流に関する情報を提供したことは評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 「日本留学ポータルサイト」の更なる充実を目的に、外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド(Study in Japan)」の機構サイトへの統合について、検討を開始したことは評価できる。 海外事務所への相談件数は減少しているが、SNSによる情報発信を頻りに行うなど、インターネットを活用し、日本留学に関する情報提供の充実を努めている。特に、Facebookを活用し、より詳細でわかりやすい情報を提供していると認められる。 日本留学フェア等の開催や留学コーディネーター配置事業との連携により、日本の大学等に海外における情報提供の機会を与え、留学希望者等に詳細な情報を提供したことは評価できる。 また、留学生交流業務に携わる教職員に対して、専門的知識を修得させ、留学生受入れ体制の整備等の充実のためのプログラムを実施するとともに、ウェブマガジンの発行により留学生交流に関する情報を提供したことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項> ・SNS媒体や現地説明会の開催などを通して、日本留学に関する積極的な情報提供に努めたことは評価できる。なお、昨今のテロ多発情勢に鑑み、交流事業等については、
平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																				
6,773,393件	6,217,779件	8.9%増																																				
平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																				
3,640件	1,863件	95.4%増																																				
区分	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																																			
ホームページアクセス件数	206,480件	231,476件	10.8%減																																			
Facebookファン数	26,168件	16,253件	61.0%増																																			
事務所相談件数	7,603件	8,518件	10.7%減																																			
現地説明会情報提供件数	23,158件	19,630件	18.0%増																																			

の関係機関等が実施する日本留学説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

<出版物の作成状況等>

出版物名	内容		作成部数
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	9か国語	合計 83,000部
Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	11か国語	合計 56,300部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	合計 10,000部

○日本留学フェア等の実施及び他機関主催イベントへの協力

海外13か国・地域20都市において、日本留学フェア等を実施するとともに、他機関が実施するイベントに積極的に参加した。

また、日本国内においては日本語教育機関で学んで進学を目指す外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。

さらに、他機関が実施するイベントにおいて講演等の協力を行った。

(1) 日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加大学等数				来場者数
			大学・短大	日本語教育機関・専門学校	その他	合計	
北米（米国） ※大学間交流促進プログラム	ボストン	5/26～29	62	0	2	64	656人
台湾	高雄	7/18	58	104	3	165	1,407人
	台北	7/19	71	104	5	180	3,175人
中国	香港	8/22	11	0	0	11	410人
タイ（注1）	チェンマイ	中止	-	-	-	-	-
	バンコク	12/13	52	10	5	67	1,961人
ブラジル	サンパウロ	9/8	5	0	0	5	142人
	レシフェ	9/10	5	0	0	5	380人
韓国	釜山	9/12	46	86	2	134	1,670人
	ソウル	9/13	62	86	2	150	2,580人
欧州（英国） ※大学間交流促進プログラム	グラスゴー	9/16～18	29	0	1	30	594人
ミャンマー（注2）	ヤンゴン	9/29	20	7	3	30	1,081人
中国 ※国際教育展	北京	10/24・25	20	7	2	29	1,951人
	上海	10/31・11/1	18	4	3	25	1,039人
ベトナム	ハノイ	10/31	77	15	5	97	1,405人

慎重な実施が望まれる。

	ホーチミン	11/1	71	15	5	91	1,433人
インドネシア	スラバヤ	11/14	38	15	4	57	1,190人
	ジャカルタ	11/15	54	21	6	81	4,115人
バングラデシュ(注3)	チッタゴン	中止	-	-	-	-	-
	ダッカ	中止	-	-	-	-	-
マレーシア ※国際教育展	クアラルンプール	12/19・20	29	8	1	38	3,464人
ネパール	カトマンズ	2/13	10	0	0	10	902人

(注1) タイについては8月に発生した爆発事件を受け、チェンマイ、バンコクともいったん延期としたが、チェンマイについては、在チェンマイ日本国総領事館、タイ国元日本留学生協会北部支部との共催により、説明会を実施し、バンコクについては、参加者の安全を確保しながら12月に日本留学フェアを実施した。

(注2) ミャンマーについては、本来、留学コーディネーター配置事業で採択されている岡山大学が実施すべきところであるが、同学からの強い要請により、経過措置として主催機関として実施した。

(注3) バングラデシュについては、現地の治安状況に鑑み中止とした。なお、ベンガル語版の日本留学ガイド「Student Guide to Japan」を作成した。

(2) 日本留学説明会実施状況

国・地域	都市	日程	来場者数
モンゴル	ウランバートル	10月10日	784人

(3) 外国人学生のための進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加大学等数	来場者数
東京	7月12日	サンシャインシティ文化会館展示ホールD	184	2,844人
大阪	7月18日	梅田スカイビルアウラホール及びステラホール	136	1,322人

(4) 他機関が主催するイベント等への参加

- ・海外では、9か国・地域(韓国、マレーシア、インド、モンゴル、インドネシア、ベトナム、タイ、中国、オーストラリア)11都市において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、ブース出展等により日本留学に関する情報提供を行った。
- ・国内においては、国際交流関係団体等が実施するイベント等に計8回参加・協力し、講演等を行った。

○留学コーディネーター配置事業(※)との連携

留学コーディネーター配置事業に採択された東京大学(インド)、北海道大学(アフリカ(サブサハラ))及び筑波大学(ブラジル)の各大学が実施する説明会へ職員を派遣し、日本留学に関する説明や個別ブースにおける相談を行う等、説明会への協力を行った。

(※) 留学コーディネーター配置事業とは、文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行うもの。

<留学コーディネーター配置事業における説明会への協力>

国・地域	都市	日程
南アフリカ ※北海道大学への協力	プレトリア	9月17日
インド ※東京大学への協力	ムンバイ	9月24日
タンザニア ※北海道大学への協力	ダルエスサラーム	2月12日
ブラジル ※筑波大学への協力	サンパウロ	3月11日
	ブラジリア	3月14日

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識を修得させること等により、留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的としたプログラムを実施した。

また、留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を毎月発行した。

(1) 大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

日程	会場	テーマ	参加者数
3月22日	東京国際交流館 プラザ平成	大学ランキングに関する講演 ・科学計量学者が見る大学ランキング ・QSの大学ランキングから見る国際化の潮流	52人
2月26日	東京国際交流館 プラザ平成	留学生交流拠点整備事業及び住環境・就職支援等受入れ環境の充実事業の報告	74人
3月11日	兵庫国際交流会館多目的ホール		53人

(2) ウェブマガジンの発行

留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した（毎月10日発行）。

②日本留学試験の適切な実施
日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模

②日本留学試験の適切な実施
得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等

②日本留学試験の適切な実施
試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行う

<26> 日本留学試験の実施状況
<主な定量的指標>
特になし
(定量的な指標はそぐわないため)

○適正な試験問題作成及び点検体制の強化

(1) 改訂版シラバスに基づく出題

高等学校における学習指導要領の改訂を踏まえて平成26年度に改訂した基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)に基づいて、理科及び数学について、平成27年度第1回試験より出題を行った。

(2) 得点の等化・標準化等

得点の等化・標準化については、試験終了後得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外での試験実施に当たっては、時差を考慮し複数種類の試験問題を作成し使用した。

<評定> B

<評定根拠>

・適正な試験問題の作成及び試験実施体制の改善、強化を行ったことは評価できる。
・「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の作成・配付等を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施

<評定に至った理由>

適正な試験問題の作成・点検体制及び試験実施体制については、必要な改善、強化を行ったと認められる。また、試験の利用と渡日前入学許可の促進を図り、「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し配布するなどの取組を実施した。
新規実施地については、平成28年度海外実施計画を策定するとと

<p>な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。</p> <p>また、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。</p>	<p>により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。</p> <p>事業の収支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。</p> <p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施する。</p> <p>さらに、外国人留学生の</p>	<p>とともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。また、文部科学省が配置する留学コーディネーターと連携するとともに、国内外の教育機関等への広報の充実や試験利用校の拡大等により、年間応募者数の拡大を図る。事業の収支改善に向けた分析を進め、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、逐次実施する。</p> <p>また、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施する。</p> <p>さらに、新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制、効果的な広報の時</p>	<p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○試験実施体制等の改善・強化</p> <p>(1) 障害のある応募者への合理的配慮の措置 障害のある応募者に対応するため、平成26年度に引き続き、国内外の試験における障害者の受験について造詣の深い有識者2名に調査員を委嘱し、応募者から障害等の理由により合理的配慮の申し出があった場合には、調査員の意見を踏まえて措置を講じた。</p> <p>(2) マニュアル等の改善 答案用紙の回収確認をより確実にを行うため、マニュアルを改善し、回収後の点検手順を強化した。また、試験実施委託業者の意見等を踏まえ、試験実施スタッフの利便性の向上を図り、より確実に試験実施業務を行うため、従来複数あった試験実施マニュアルを1冊の合冊とした。</p> <p>○試験の利用促進のための取組</p> <p>以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び渡日前入学許可(※)等の取組を促した。</p> <p>平成27年度末、日本留学試験利用校は715校(平成26年度708校)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は133校(平成26年度131校)であった。</p> <p>(※) 渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。</p> <p>(1) 「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の改訂・配付 「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を改訂し、大学等への平成28年度の試験実施通知の際に送付した。また、各地域の基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等においても当該冊子を配付し説明を行った。</p> <p>(2) 大学院入試における利用の促進 大学に対する平成28年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。加えて、各大学院の留学生入試担当部局にも入試への利用案内を直接送付し、更なる試験の利用促進を図った。</p> <p>(3) 専門学校における利用の促進 平成26年度に引き続き、「外国人留学生のための専門学校進学相談会」(平成26年度までは「日本語学校生のための専門学校進学相談会」として実施)に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。</p> <p>○海外における試験実施に係る計画の策定</p> <p>(1) 新規実施地検討のための調査 新規実施地検討候補であるカトマンズ(ネパール)において、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、大学等教育機関、日本語教育関係者からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等に関する調査を行った。また、同じく新規実施地検討候補であるプネー(インド)において、インド文部省留学生協会、在インド日本国大使館、在ムンバイ日本国総領事館、大学、高校等教育機関関係者からの意見聴取等、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のための協力体制等について調査を行った。</p> <p>(2) 「日本留学試験 平成28年度海外実施計画」の策定 海外における新たな試験実施国・都市の検討及び既存の実施国・都市の見直しを行うため、検討方針及び平成28年度の取組を定めた「日本留学試験 平成28年度海外実施計画」を策定</p>	<p>校数が増加したことは評価できる。</p> <p>・平成28年度海外実施計画を策定するとともに、カトマンズ(ネパール)及びプネー(インド)での実施について引き続き検討したことは評価できる。</p>	<p>もに、カトマンズ(ネパール)及びプネー(インド)での実施について、引き続き検討を行っており評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
--	--	---	---	--	--	---

	受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。	期等を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を策定する。		した。																																					
		<p>〈27〉年間応募者数 〈主な定量的指標〉 S：年間応募者数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている。 A：49,900人以上 B：41,600人以上49,900人未満 C：33,300人以上41,600人未満 D：33,300人未満</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>当年度の目標応募者数41,600人を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。</p> <p>A = 当年度目標応募者数 × 120%以上 B = 当年度目標応募者数 × 100%以上 C = 当年度目標応募者数</p>	<p>○年間応募者数の拡大のための取組</p> <p>平成27年度日本留学試験においては、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組を行うとともに、海外においては、日本留学フェア等での広報、国際交流基金で研修中の外国人日本語教師に対する説明会の実施、ミャンマーにおける留学コーディネーターとの意見交換・具体的な取組の検討、インドにおける留学コーディネーター配置事業の採択大学が主催する日本留学フェアへの参加など、関係機関や留学コーディネーター配置事業と連携した広報に努めた。</p> <p>また、留学生事業部のFacebookで、日本留学試験の最新情報を発信した。</p> <p>年間応募者数は、以下のとおり平成27年度目標値の41,600人を上回った。</p> <p>〈年間応募者数〉</p> <table border="1" data-bbox="973 787 1768 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2期中期目標期間における合計応募者数</td> <td></td> <td></td> <td>219,393人</td> </tr> <tr> <td>(参考)平成26年度応募者数</td> <td>18,823人</td> <td>19,778人</td> <td>38,601人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度応募者数</td> <td>22,181人</td> <td>21,982人</td> <td>44,163人</td> </tr> <tr> <td>第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)</td> <td></td> <td></td> <td>82,764人</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考：海外実施の状況〉</p> <table border="1" data-bbox="973 1077 1733 1320"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外実施国・地域数</td> <td>14の国・地域17都市</td> <td>14の国・地域17都市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海外応募者数</td> <td>第1回</td> <td>4,169人</td> <td>3,745人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>3,503人</td> <td>2,974人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,672人</td> <td>6,719人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「平成28年度日本留学試験利用促進のための取組」の策定</p> <p>今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、調査結果を分析した上で、更なる利用促進の強化を図るため、「平成28年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。</p>	区分	第1回	第2回	計	第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393人	(参考)平成26年度応募者数	18,823人	19,778人	38,601人	平成27年度応募者数	22,181人	21,982人	44,163人	第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)			82,764人	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	海外実施国・地域数	14の国・地域17都市	14の国・地域17都市	海外応募者数	第1回	4,169人	3,745人	第2回	3,503人	2,974人	合計	7,672人	6,719人	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 留学コーディネーター配置事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、年間応募者数が44,163人に達し、前年度実績及び平成27年度計画値を上回ったことは評価できる。</p>	<p>〈評定に至った理由〉 国内外において幅広く広報活動を実施し、年間応募者数が44,163人に達し、前年度38,601人を上回るとともに、平成27年度計画値41,600人を上回ったことは大学のグローバル化を急速に進めるという観点から評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 -</p> <p>〈その他事項〉 ・幅広く広報活動を実施し、年間応募者数が前年度を上回るとともに、前年度実績及び平成27年度計画値を上回ったことは評価できる。 ・東日本大震災の影響による応募者の落ち込みから、回復傾向にあることがわかる。</p>
区分	第1回	第2回	計																																						
第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393人																																						
(参考)平成26年度応募者数	18,823人	19,778人	38,601人																																						
平成27年度応募者数	22,181人	21,982人	44,163人																																						
第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)			82,764人																																						
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																							
海外実施国・地域数	14の国・地域17都市	14の国・地域17都市																																							
海外応募者数	第1回	4,169人	3,745人																																						
	第2回	3,503人	2,974人																																						
	合計	7,672人	6,719人																																						

			<p>× 80%以上 D = 当年度 目標応募者数 × 80%未満 なお、年間応募 者数が指標 A と同等以上で、 かつ質的に顕 著な成果が得 られていると 認められる場 合は評価を S とする。</p>			
			<p><28> 収支改善 に係る検討状 況</p> <p><主な定量的指 標> 特になし (定量的な指 標はそぐわな いため)</p> <p><その他の指標 > 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○収支改善に係る検討 事業の収支改善に向けて、平成 26 年度の収支状況について、収支の項目別、実施国・地域 別比較等、分析を行った。 また、受験料収入の増に資するため、平成 27 年度日本留学試験からベトナムにおいて受験 料を改定した。さらに、平成 28 年度については、外部有識者から構成される平成 27 年度 日本留学試験実施委員会の承認を得て、モンゴルにおいて受験料を改定することとした。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> 収支改善に向けて収支状況の 現状分析を行い、また、受験 料の改定によって、受験料収 入の増に資する取組を行った ことは評価できる。</p>	<p><評価に至った理由> 収支改善に向けた収支状況の現 状分析や受験料の改定等、受験料 収入の増に資する取組を行ったこ とは評価できる。 以上のことから当該評価を B と する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> -</p> <p><その他事項> ・収支改善に向けた収支状況の現 状分析や受験料の改定等、受験料 収入の増に資する取組を行ったこ とは評価できる。</p>
<p>③日本語教育 センターにお ける教育の実 施 日本語教育 センターにつ いては、国の 留学生政策に 柔軟に対応し、人材育成 の観点から国際貢献に資す るため、私費 外国人留学生</p>	<p>③日本語教育 センターにお ける教育の実 施 日本語教育 センターにつ いては、国の 留学生政策に 柔軟に対応し、人材育成 の観点から国際貢献に資す るため、私費 外国人留学生</p>	<p>③日本語教育 センターにお ける教育の実 施 国の留学生 政策に柔軟に 対応し、人材 育成の観点か ら国際貢献に 資するため、 以下の施策を 実施する。 ア. 留学生及 び派遣国等の</p>	<p><29> 質の高い 教育の実践状 況</p> <p><主な定量的指 標> 特になし (定量的な指 標はそぐわな いため)</p> <p><その他の指標 ></p>	<p>○カリキュラム開発 東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を 行い、学習内容及び学習目標の表記をより分かりやすく示した「日本語教育センター(JLEC) 日本語スタンダード」を作成するとともに、平成 28 年度の運用開始に向け学則等の改正に 取り組んだ。</p> <p>○教材の開発 前年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。 (1)日本語教材の開発・改訂 ①非漢字圏の学生に対応した教材 ・非漢字圏・理科系学生に対応した総合日本語教材として、平成 23 年度に作成した日本語 中級教材 7 分冊(読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リス ト)の改訂を進めた。 ・初級教科書</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・東京・大阪両センターの連 携によりカリキュラムの改善 等を行い、効果的な事業の実 施及び教育の質の向上に努め たことは評価できる。 ・アラビア語圏の学生の学習 背景に配慮した教材の作成・ 改訂を推進し更に内容を充実 させたこと、また、専修学校 進学者を対象とした教材や非 漢字圏学生に対応した教材の</p>	<p><評価に至った理由> 外国人留学生の多様な学習ニー ズに応じ、アラビア語圏の学生 の学習背景に配慮した教材の作成・ 改訂を進め、その内容を充実させ たことや非漢字圏留学生に対応し た教材の改訂版を作成したことは 卒業者の高い進学率につながっ ている。今年度は進学率 99.0%と実 施されたカリキュラムや教材の開 発が質の高いものであったと評価 できる。 また、外国人日本語教員に対す る現職研修として、マレーシア、</p>

<p>に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。</p>	<p>に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。</p>	<p>多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。 東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。</p>	<p>> 特になし <評価の視点> -</p>	<p>「留学生のための日本語初級」の副教材（LL教材、練習帳、漢字教材など）の改訂作業を引き続き行った。 ・中上級教科書 「日本語二（改訂版）」の改訂作業を引き続き行い、試用版の内容を確定した。また、副教材の改訂作業を行った。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・音声・会話を中心とした日本語初級入門教材を試用しつつ改訂を進めた。 ③高等専門学校進学者のための教材 ・非漢字圏・理科系学生である高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成を進めた。 ④専修学校進学者のための教材 ・「専門学校に進学する留学生のための日本事情」（前回改訂平成25年3月）を、平成28年3月に改訂した。</p> <p>(2)基礎科目教材の開発 ①学部進学希望者のための教材 ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、数学教材の改訂を進めた。 ②アラビア語圏の学生のための教材 ・平成22年度に作成し市販した「留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語－英語－アラビア語」について、平成25年4月の新学習指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に基づき、各科目の項目を追加し、改訂増補版として平成28年3月に市販した。 ・「物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（電磁気学編）」を作成した（平成27年7月）。</p> <p>○卒業者の進学率の状況 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材の作成・改訂、また、専修学校進学者を対象とした教材や非漢字圏学生に対応した教材の改訂等の質の高い教育の実践の結果、以下のとおり高い進学率を確保した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="973 1136 1872 1482"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">平成27年度</th> <th colspan="3">(参考)平成26年度</th> </tr> <tr> <th>東京</th> <th>大阪</th> <th>計</th> <th>東京</th> <th>大阪</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進学希望者数(A)</td> <td>163</td> <td>128</td> <td>291</td> <td>189</td> <td>112</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>進学者数(B)</td> <td>162</td> <td>126</td> <td>288</td> <td>187</td> <td>111</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>進学率(B/A)</td> <td>99.4%</td> <td>98.4%</td> <td>99.0%</td> <td>98.9%</td> <td>99.1%</td> <td>99.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○研究協議会の開催 日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者との日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、東京・大阪両センターで以下のとおり開催した。 また、成果の普及を図るため、実施概要報告をホームページ上に掲載した。 ①研究協議会（東京） ・日程：平成28年3月5日（土） ・テーマ：大学のグローバル化推進における外国人留学生の受入れと指導 ・参加者数：57名（20機関） ②研究協議会（大阪） ・日程：平成27年7月11日（土）</p>	区分	平成27年度			(参考)平成26年度			東京	大阪	計	東京	大阪	計	進学希望者数(A)	163	128	291	189	112	301	進学者数(B)	162	126	288	187	111	298	進学率(B/A)	99.4%	98.4%	99.0%	98.9%	99.1%	99.0%	<p>改訂を行ったことは、日本語教育のモデルとなる教育の実践の観点から評価できる。また、その結果として、高い進学率を確保できたことは評価できる。 ・外国人日本語教員に対する現職研修の場として、マレーシア、タイ、ベトナム及び台湾の教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取組として評価できる。</p>	<p>タイ、ベトナム及び台湾の教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取組として評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・アラビア語圏の教材開発を重点的に進め、またカリキュラムやその他の教材の開発を積極的に行った結果、卒業者が高い進学率を維持していることは評価できる。</p>
区分	平成27年度			(参考)平成26年度																																				
	東京	大阪	計	東京	大阪	計																																		
進学希望者数(A)	163	128	291	189	112	301																																		
進学者数(B)	162	126	288	187	111	298																																		
進学率(B/A)	99.4%	98.4%	99.0%	98.9%	99.1%	99.0%																																		

・テーマ：ICTを活用した日本語教育の実践について～教室活動を中心として～
 ・参加者数：61名（30機関）

○外国人の現職日本語教員研修
 海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施しており、平成27年度は、東京日本語教育センターではマレーシアとタイ、大阪日本語教育センターではベトナムと台湾の教員を招き、それぞれ研修を実施した。
 また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

○日本語教員の海外派遣等
 ・文部科学省の要請により、海外の予備教育機関へ日本語教師3名を派遣した（平成27年3月～7月）。
 ・文部科学省より海外の予備教育機関へ派遣される基礎教科教員9名の新規派遣教員研修に協力した（平成28年2月）。

○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊）
 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第11号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配布した。

○東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施
 効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。

(1) 学生募集活動及び留学に関する情報提供
 アラブ首長国連邦での留学フェアへの東京・大阪合同での出展や、海外の奨学金支給機関への説明に使用する日本語教育センターのPR用資料を両センターで作成するなど、東京・大阪両センターのPR活動における連携を一層強固なものとした。

(2) 教職員間の相互交流
 教職員間の相互交流を進め、授業見学や意見交換等を継続的に実施することによって、両センターにおける教育の均質化に努めた。

(3) 教材の相互活用
 カリキュラム・教材研究開発室の管理の下、教材を両センターで分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、効果的・効率的な事業の実施に努めた。

○国際交流活動への参加等
 留学生、日本人双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との架け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。

(1) 国際理解教育授業への参加状況
 日本語教育センター在校生が、地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に参加した。
 ・東京：4校・5回（参加者数：延べ176人）
 ・大阪：6校・7回（参加者数：延べ38人）

(2) 地域交流活動への参加状況
 日本語教育センター在校生が、地域との交流活動に参加した。

・東京：138件（参加者数：述べ1,251人）
 ・大阪：51件（参加者数：述べ897人）

(3) ホームステイ等への参加状況
 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では13件、100名が、大阪では2件、46名がホームステイに参加し、それぞれ日本人との交流を図った。

イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

<30> 留学生受入れに係る取組状況

<主な定量的指標>
 特になし
 （定量的な指標はそぐわなため）

<その他の指標>
 特になし

<評価の視点>
 -

○学生の受入れに係る取組

・外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と連絡を密にし、各国の政府派遣生を柔軟に受け入れる体制、学習指導、生活指導、学習環境等の充実を図り、PRを行った。さらに、UAE、インドネシアなど、各国奨学金支給機関等の来訪を積極的に受け付け、日本留学及び日本語教育センターについての紹介を行った。

・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両センター合同で、アラブ首長国連邦アブダビ首長国「Najah Fair 2015」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及びセンターの広報・学生募集を行った。

・一方、質の高い私費留学生を確保するため、関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。

○国費・政府派遣・私費別受入れ数

我が国の政策や、諸外国の国情・外交政策の変化により、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ数が前年度から減少し、受入れ数全体に占める私費留学生の割合が若干増加した。

<留学生受入れ状況>

区分	平成27年度			(参考)平成26年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数(計)	188	159	347	222	140	362
国費留学生	67	38	105	89	42	131
	(%)	-	30.3	-	-	36.2
政府派留学生	47	33	80	56	27	83
	(%)	-	23.1	-	-	22.9
私費留学生	74	88	162	77	71	148
	(%)	-	46.7	-	-	40.9

<希望教育等別受入れ> (単位：人)

区分	平成27年度				(参考)平成26年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	188	159	347	-	222	140	362	-
大学院進学を希望する学生	35	41	76	21.9%	39	37	76	21.0%
基礎教科の予備教育を希望する学生	153	118	271	78.1%	183	103	286	79.0%
(内数) 準備教育を希望する学生	23	12	35	10.1%	29	4	33	9.1%

(注)「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

<非漢字圏からの学生数> (単位：人)

区分	平成27年度				(参考)平成26年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	188	159	347	-	222	140	362	-

<評定> B

<評定根拠>
 受入れ数全体に占める私費留学生の割合は若干増加したが、関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れて私費留学生の質を確保しつつ、今後の外国政府派遣留学生の増加につながるよう、各国関係機関と連携や関係機関の来訪を積極的に受け入れたことは評価できる。

<評定に至った理由>

関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れて私費留学生の質を確保しつつ、今後の外国政府派遣留学生の増加につながるよう、各国関係機関と密に連携し、各国の政府派遣生を柔軟に受け入れる体制、学習指導、生活指導、学習環境等の充実を図ったことは評価できる。

以上のことから当該評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

・私費留学生の質を確保しつつ、今後の外国政府派遣留学生の増加につながるよう、各国関係機関と密に連携し、各国の政府派遣生を柔軟に受け入れる体制、学習指導、生活指導、学習環境等の充実を図ったことは評価できる。

受入れ数（計）	188	159	347	-	222	140	362	-
非漢字圏からの学生	123	90	213	61.4%	154	82	236	65.2%

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

ウ. 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

<31> 卒業予定者の満足度

<主な定量的指標>

S: 肯定的評価がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

A: 肯定的評価の割合が96%以上

B: 肯定的評価の割合が80%以上96%未満

C: 肯定的評価の割合が64%以上80%未満

D: 肯定的評価の割合が64%未満

<その他の指標>

特になし

<評価の視点>

回答者の80%以上から肯定的な評価を得るという目標値を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。

A = 当年度目標満足度 × 120%以上

B = 当年度目標満足度 × 100%以上

C = 当年度

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成28年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成28年2月に実施した。

(1) 日本語教育センターに対する満足度

「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答があったものの割合（満足度）は、以下のとおりであった。

	平成27年度	(参考)平成26年度
東京日本語教育センター	97.1%	97.5%
大阪日本語教育センター	93.0%	98.1%

(アンケート回収率 東京: 95.8%、大阪: 97.4%)

(2) 個別項目に対する満足度調査

・日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行った結果、基礎科目を除く全ての満足度は80%以上であった。

・平成26年度調査において基礎科目の満足度が80%に達していなかった大阪日本語教育センターでは、基礎科目の担当教員に具体的な助言と指導を実施するとともに、少人数制のきめ細かい指導を徹底させるため、基礎科目の教員を新たに採用した。平成27年度の同センターの基礎科目満足度は77.4%（対平成26年度0.4ポイント改善）であり、依然として80%を下回っているが、引き続き取組を実施し改善を図っていく。

○平成26年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1) アラビア語圏の学生に配慮した対応

アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うため以下の対応を行った。

・音声・会話を中心とした日本語初級入門教材を試用し改訂を進めた。

・平成22年度に作成し市販した「留学生のための理科系専門用語辞典〔数学・物理・化学・生物〕日本語-英語-アラビア語」について、平成25年4月の新学習指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に基づき、各科目の項目を追加し、改訂増補版として平成28年3月に市販した。

・「物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（電磁気学編）」を作成した（平成27年7月）。

(2) その他の教材開発への活用

・「専門学校に進学する留学生のための日本事情」（前回改訂平成25年3月）について、平成28年3月に改訂した。

・非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として、平成23年度に作成した日本語中級教材7分冊（読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト）の改訂を進めた。

・非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成を進めた。

(3) 授業、学生生活に係るサポートの改善

・授業のレベルやスピード、先生やクラスメートについての学生からの相談に対し、でき

<評価> B

<評価根拠>

・修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに、目標値80%を大きく上回っており、評価できる。

・平成26年度のアンケート調査結果を踏まえ、アラビア語圏の学生に配慮した教材の改訂や授業・学生生活におけるきめ細かいサポートを行ったこと等は評価できる。

<評価に至った理由>

平成26年度アンケート調査結果を踏まえ、日本語教育の教材等が適切に改善されており、その結果、修了予定者のアンケート調査の学校満足度が東京・大阪ともに、目標値80%を上回っている。なお、昨年度に引き続き、大阪日本語教育センターの基礎科目の満足度が80%に達していないが、今年度基礎科目の担当教員に具体的な助言と指導を実施するとともに、基礎科目の教員を新たに採用した結果、同センターの基礎科目満足度は77.4%と対前年比0.4ポイント増加したことは評価できる。

以上のことから当該評価をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

			<p>目標満足度 × 80%以上 D = 当年度 目標満足度 × 80%未満 なお、肯定的評価の割合が指標 A と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価を S とする。</p>	<p>る限り柔軟に、クラス替えを含むきめの細かい対応を行った。また、学力レベルが十分でない学生に対して、補習授業等を行い学力アップを図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活における学生の悩みに対し、教職員、レジデント・アシスタント（留学生の生活サポートを行う日本人学生）、カウンセラーが対応にあたり、病院への付き添い等を含めきめの細かいサポートを行った。 		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3-(2)	留学生支援事業（2）外国人留学生に対する在学中の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第3、6号	業務に関連する政策・施策	政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標13 国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0416

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①外国人留学生に対する学資金の支給						①外国人留学生に対する学資金の支給							
									決算額（千円）	7,543,194	7,462,993		
									従業員人数（人）	18	19		
②外国人留学生に対する宿舍の支援等						②外国人留学生に対する宿舍の支援等							
(1)東京国際交流館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	—	81.6%以上	88.1%以上				決算額（千円）	1,450,952	1,439,006		
	実績値	—	76.1%	84.1%	85.5%				従業員人数（人）	6	8		
	達成度	—	—	103.1%	97.0%								
(2)兵庫国際交流会館における収支の改善状況	計画値	収支改善を図る。	—	92.9%以上	94.7%以上								
	実績値	—	91.1%	87.4%	97.1%								
	達成度	—	—	94.1%	102.5%								
③外国人留学生等の交流推進						③外国人留学生等の交流推進							
									決算額（千円）	I-3-(2) -②に含む	I-3-(2) -②に含む。		
									従業員人数（人）	I-3-(2) -②に含む	I-3-(2) -②に含む。		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価	評価	B																							
<p>①外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p>	<p>①外国人留学生に対する学資金の支給 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生</p>	<p>①外国人留学生に対する学資金の支給 国費外国人留学生制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>また、私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生</p>	<p><32> 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P51~60</p> <p>○国費外国人留学生の給与支給業務 国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を行った。</p> <p><国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況></p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度 (平成28年3月分)</td> <td>(参考)平成26年度 (平成27年3月分)</td> </tr> <tr> <td>10,072人</td> <td>9,581人</td> </tr> </table> <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省と事務を分担し、かつ連携のうえ、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p><国費外国人留学生選考委員会の実施状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究留学生専門部会大学推薦分科会 ※文科省が開催した選考委員会（第1回）にて審査</td> <td>4月27日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会</td> <td>6月1日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大学推薦及び国内採用・延長合同分科会</td> <td>6月29日</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校・専修学校留学生専門部会</td> <td>10月27日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会（工学・理学）</td> <td>10月28日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会（人文・芸術、社会科学）</td> <td>10月29日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>11月2日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会（医学・農学）</td> <td>11月2日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会 ※文科省が開催した選考委員会（第2回）にて審査</td> <td>2月23日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の実施 大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり支給した。</p> <p>(1) 支援内容 奨学金月額： 大学院・学部レベル 48,000 円 日本語教育機関 30,000 円</p>	平成27年度 (平成28年3月分)	(参考)平成26年度 (平成27年3月分)	10,072人	9,581人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会大学推薦分科会 ※文科省が開催した選考委員会（第1回）にて審査	4月27日	日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月1日	研究留学生専門部会大学推薦及び国内採用・延長合同分科会	6月29日	高等専門学校・専修学校留学生専門部会	10月27日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会（工学・理学）	10月28日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会（人文・芸術、社会科学）	10月29日	学部留学生専門部会	11月2日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会（医学・農学）	11月2日	研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会 ※文科省が開催した選考委員会（第2回）にて審査	2月23日	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P51~60</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用に向けて、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 ・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 国費外国人留学生制度に係る給与（奨学金）支給業務を円滑に実施するとともに、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したと認められる。 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度については奨学金支給業務の円滑な実施とともに、「不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る取扱基準」の厳格な運用に向けた取組は評価できる。 また、文部科学省外国人留学生学習奨励費において、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 また、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度について、教育再生実行会議の提言等を踏まえて制度の見直しを図ったことは評価できる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 ・今後、専門知識や技能の習得、研究に意欲ある留学生の適正な審査と、就労目的や、修学意欲の低い留学生の見極めを慎重に実施していく必要がある。</p>
平成27年度 (平成28年3月分)	(参考)平成26年度 (平成27年3月分)																													
10,072人	9,581人																													
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																													
研究留学生専門部会大学推薦分科会 ※文科省が開催した選考委員会（第1回）にて審査	4月27日																													
日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月1日																													
研究留学生専門部会大学推薦及び国内採用・延長合同分科会	6月29日																													
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	10月27日																													
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（工学・理学）	10月28日																													
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（人文・芸術、社会科学）	10月29日																													
学部留学生専門部会	11月2日																													
研究留学生専門部会大使館推薦分科会（医学・農学）	11月2日																													
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会 ※文科省が開催した選考委員会（第2回）にて審査	2月23日																													

への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点的に配分する。

期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分する。

(2) 平成 27 年度採用実績

〈採用実績〉

平成27年度	(参考) 平成26年度
8,503人	8,982人

(3) グローバル化のための重点配分

グローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムに採択されたプログラム、留学コーディネーター配置事業に採択された大学に対して重点配分を行い、207 人を採用した。

(4) 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度に係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用

平成 26 年度に導入した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用するため、同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致し、今後推薦依頼数や採用数の削減措置が適用される可能性のある大学等に対して、注意喚起を行った。

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の見直し

教育再生実行会議第三次提言（平成 25 年 5 月 28 日）や財務省予算執行調査の調査結果（平成 27 年 6 月 30 日）等を踏まえ、「留学生 30 万人計画」の実現に向けて、平成 28 年度より、本制度を「留学生受入れ促進プログラム」へと改編して、採用方法等を以下のとおり見直すこととし、大学等に対して周知を行った（平成 28 年 1 月）。

[主な見直し内容]

- ・大学等における渡日前予約採用の状況や大学等の取組状況に応じた重点配分の実施
- ・主に在学している留学生を対象とした配分は、既に日本で学んでいる私費留学生に配慮しつつ、段階的に縮小
- ・大学等がより優秀な留学生を確保できるよう、募集や予約決定時期を早期化
- ・他の奨学金との併給制限を緩和することにより、渡日前の予約採用を促進
- ・大学等における学習環境や住環境・就職支援体制の整備状況等を調査の上、取組状況等について大学等に周知することにより、受入れ環境の整備を促進

○海外留学支援制度（協定受入）（※）の実施

我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。

（※）平成 26 年度までは「海外留学支援制度（短期受入）」

(1) 支援内容

奨学金月額：80,000 円

(2) 平成 27 年度支援実績

〈支援実績〉

区分	平成 27 年度	(参考) 平成 26 年度
採用者数	8,672 人	7,727 人
継続支援者数	2,654 人	1,143 人

				<table border="1"> <tr> <td>計</td> <td>11,326人</td> <td>8,870人</td> </tr> </table> <p>(3)採用の内訳 ①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムを採択し、6,832名を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として以下のとおり採用した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採択プログラム数</th> <th>支給プログラム数</th> <th>採用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>55</td> <td>51</td> <td>738人</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>76</td> <td>69</td> <td>1,102人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)採択後の辞退により、採択プログラム数と支給プログラム数に差が生じている。</p>	計	11,326人	8,870人	区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数	大学の世界展開力強化事業	55	51	738人	スーパーグローバル大学創成支援	76	69	1,102人		
計	11,326人	8,870人																			
区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数																		
大学の世界展開力強化事業	55	51	738人																		
スーパーグローバル大学創成支援	76	69	1,102人																		
<p>②外国人留学生に対する宿舍の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。</p>	<p>②外国人留学生に対する宿舍の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。</p>	<p>②外国人留学生に対する宿舍の支援等 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、売却を進める。売却が完了するまでの間において、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。</p>	<p><33> 札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -</p>	<p>○札幌、金沢、福岡、大分国際交流会館の売却に向けた取組等 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)平成26年度フォローアップ結果」(平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局)により、売却交渉を進めるとされた札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、以下のとおり売却に向けた取組を進めた。</p> <p>(1)大分国際交流会館の売却先の決定及び引渡しの実施 大分国際交流会館については、一般競争入札により売却先が学校法人立命館に決定し、平成28年1月に不動産譲渡契約を締結、3月末に引渡しを行った。</p> <p>(2)福岡国際交流会館の売却先の決定 福岡国際交流会館については、一般競争入札は不調に終わったが、その後地方公共団体との交渉を進めた結果、公益財団法人よかトピア国際交流財団を契約予定者に決定した(平成28年3月31日)。</p> <p>(3)札幌国際交流会館、金沢国際交流会館の売却に向けた取組 札幌、金沢の各国際交流会館については、一般競争入札を実施したものの不調に終わったため、引き続き、地方公共団体等との交渉を進めた。</p> <p>○居室の有効利用 居室の最大限の有効利用を行うために以下の取組を行い、平成27年度における入居率は、ほぼ前年度の水準を維持し、4会館平均で85.2%、前年度比では0.2%増となった。</p> <p>(1)札幌及び金沢国際交流会館 札幌と金沢においては、全室を貸出方式(※)としたことで、前年度に引き続き入居率100%を維持した。 (※)貸出方式とは大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し機構が居室の一部又は全部を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する方式をいう。</p> <p>(2)福岡及び大分国際交流会館 福岡国際交流会館及び大分国際交流会館については、大学推薦方式(※)による入居募集を積極的に行った。</p>	<p><評定> B <評定根拠> ・国際交流会館の売却に向けて一般競争入札や地方公共団体との交渉を行った結果、大分国際交流会館については売却先が決定し引き渡しが行われ、福岡国際交流会館についても売却先が決定したことは評価できる。 ・売却を進める間も、各会館の入居率について前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図っていること、また、入居者の満足度についても、96.6%と高水準を維持したことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・売却に向けた取り組みを進めるとともに、居室の有効利用に努め、入居率と入居者の満足度について、高水準を維持できたことは評価できる。 ・全体として改善が図られていると認められる。</p>	<p><評定に至った理由> 札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、売却等に向けて、一般入札や地域の大学、自治体と引き続き協議を行った結果、大分国際交流会館については売却先が決定し引き渡しが行われ、福岡国際交流会館についても売却先が決定したことは評価できる。また、売却を進める間も、各会館の入居率について前年度の水準を維持し、居室の有効活用を図っていること、また、入居者の満足度についても、96.6%と高水準を維持したことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p>															

				<p>(※) 大学推薦方式とは入居希望者が所属する大学・研究機関からの推薦を受け、日本学生支援機構が入居者へ入居許可を行う方式をいう。</p> <p><入居率></p> <table border="1" data-bbox="1020 205 1709 474"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>平成 27 年度</th> <th>(参考)平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金沢国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>福岡国際交流会館</td> <td>93.8%</td> <td>90.1%</td> </tr> <tr> <td>大分国際交流会館</td> <td>75.7%</td> <td>76.3%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>85.2%</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入居者の満足度 平成 27 年 12 月に入居者に対してアンケートを実施し、生活全般についての満足度に関して、札幌、金沢、福岡、大分の 4 会館を合計して以下の通り回答を得た。</p> <p><入居者アンケートの結果></p> <table border="1" data-bbox="1020 699 1843 930"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 27 年度</th> <th>(参考)平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td> <td>293 人</td> <td>292 人</td> </tr> <tr> <td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td> <td>283 人</td> <td>276 人</td> </tr> <tr> <td>満足と答えた者の割合(b/a)</td> <td>96.6%</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(アンケート回答率： 92.7%)</p>	会館名	平成 27 年度	(参考)平成 26 年度	札幌国際交流会館	100.0%	100.0%	金沢国際交流会館	100.0%	100.0%	福岡国際交流会館	93.8%	90.1%	大分国際交流会館	75.7%	76.3%	平均	85.2%	85.0%	区分	平成 27 年度	(参考)平成 26 年度	満足度に関する設問の回答者数(a)	293 人	292 人	回答者のうち満足と答えた者(b)	283 人	276 人	満足と答えた者の割合(b/a)	96.6%	94.5%		
会館名	平成 27 年度	(参考)平成 26 年度																																		
札幌国際交流会館	100.0%	100.0%																																		
金沢国際交流会館	100.0%	100.0%																																		
福岡国際交流会館	93.8%	90.1%																																		
大分国際交流会館	75.7%	76.3%																																		
平均	85.2%	85.0%																																		
区分	平成 27 年度	(参考)平成 26 年度																																		
満足度に関する設問の回答者数(a)	293 人	292 人																																		
回答者のうち満足と答えた者(b)	283 人	276 人																																		
満足と答えた者の割合(b/a)	96.6%	94.5%																																		
<p>東京国際交流会館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留意す</p>	<p>東京国際交流会館、兵庫国際交流会館については、使用料(館費)の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料(館費)の宿舍の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒</p>	<p>東京国際交流会館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点等としての活用、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究</p>	<p><34> 東京国際交流会館における収支の改善状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>S: 収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A : 収 支 比 105.7%以上</p> <p>B : 収 支 比 88.1 % 以上</p> <p>105.7%未満</p> <p>C : 収 支 比 70.5 % 以上</p> <p>88.1%未満</p> <p>D : 収支比 70.5</p>	<p>○東京国際交流会館における収支改善に向けた取組 収支の改善に向けて以下の取組を行った。</p> <p>(1) 入居率の確保に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流館の認知度を高め、潜在的な需要を掘り起こす目的で、平成 27 年 9 月から不動産ポータルサイトに、施設の概要及び入居者募集の情報の掲載を開始した。 各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請が無かった居室については、配分の取り消しを行い、大学推薦方式の居室として入居募集を行った。また、入居募集の締め切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。 東京国際交流会館は「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用」という政府の方針を受け、居住者の管理についても長期的な視野に立った入退去管理を行うことの重要性に鑑み、文部科学省と協議の上、平成 26 年度に入居者の入居期限の適用の厳格化を行った。その結果、平成 26 年度末に多くの退去者が出たことで 27 年度 4 月の入居率は 60.6%と、前年度を大幅に下回る結果となったが、その後入居率の改善に努めたことで徐々に入居率は上昇し、1～3 月は昨年度を上回る入居率となった。通年では平均入居率は前年度を下回る結果となったものの、入退去の管理状況が改善され、かつ入居率向上の取組にも一定の成果が見られた。 <p>(2) 支出削減に係る取組 宿舍管理運営業務及び施設管理業務(施設運転保守管理・清掃・警備等)の委託を、従来の単年契約から複数年契約(平成 27 年度～平成 30 年度)に変更したことで、業務委託費が縮減された。</p>	<p><評定> C</p> <p><評定根拠> 不動産ポータルサイトへの入居者募集情報等の掲載、大学に配分した居室の募集方法の見直し等により入居率の向上に努めるとともに、支出削減や館費等の改定による収入増に努め、収支比が平成 26 年度比 1.4 ポイント改善したことは評価できるが、年度計画値 88.1%を達成することができず、今後、入居率の確保に向けた一層の取組等により、改善を図ることが必要である。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>東京国際交流会館については、不動産ポータルサイトへの入居者募集情報等の掲載、大学に配分した居室の募集方法の見直し等により入居率の向上に努めるとともに、業務委託費等の支出削減を行った結果、収支比が平成 26 年度比 1.4 ポイント改善したことは評価できる。しかし、年度計画値 88.1%を達成することはできなかったため、当該評定を C とする。</p> <p>計画を達成できなかった理由については、平成 26 年度に文部科学省と協議の上、入居者の入居期限の適用の厳格化を行ったため 27 年度 4 月の入居率が 60.6%となったことが大きく影響していると理解する。この入居率については平成 28 年 1～3 月には昨年度を上回るまで改善された。また、平成 28 年度からは館費、入館</p>																														

<p>る。</p>	<p>業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。</p>	<p>発表会、国際理解ワークショップ及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、同窓会組織の設立に向けた検討を行う。</p>	<p>%未満 ※収支比=収入額÷支出額×100(%) 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 当年度の目標収支比 88.1%以上を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。 A = 当年度目標値 × 120%以上 B = 当年度目標値 × 100%以上 C = 当年度目標値 × 80%以上 D = 当年度目標値 × 80%未満 なお、収支比が指標Aと同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価をSとする。</p>	<p>(3) 館費等の改定に係る取組 平成 28 年度からの館費、入館費、駐車場料金の値上げを円滑に実施するため、27 年度中に関係機関や居住者への周知を行った。</p> <p>〈東京国際交流館の収支の状況〉</p> <table border="1" data-bbox="1023 241 1727 445"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>460,407千円</td> <td>483,417千円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>538,706千円</td> <td>574,502千円</td> </tr> <tr> <td>収入-支出</td> <td>△78,299千円</td> <td>△91,085千円</td> </tr> <tr> <td>収入÷支出</td> <td>85.5%</td> <td>84.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈東京国際交流館の入居率〉</p> <table border="1" data-bbox="1023 525 1727 604"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国際交流館</td> <td>81.5%</td> <td>90.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○入居者の満足度 国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 27 年 12 月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。</p> <p>〈入居者アンケート結果〉</p> <table border="1" data-bbox="1023 865 1792 1045"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td> <td>586人</td> <td>591人</td> </tr> <tr> <td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td> <td>570人</td> <td>582人</td> </tr> <tr> <td>満足と答えた者の割合(b/a)</td> <td>97.3%</td> <td>98.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(アンケート回答率: 80.3%)</p>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	収入	460,407千円	483,417千円	支出	538,706千円	574,502千円	収入-支出	△78,299千円	△91,085千円	収入÷支出	85.5%	84.1%	会館名	平成27年度	(参考)平成26年度	東京国際交流館	81.5%	90.1%	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	満足度に関する設問の回答者数(a)	586人	591人	回答者のうち満足と答えた者(b)	570人	582人	満足と答えた者の割合(b/a)	97.3%	98.5%		<p>費、駐車場料金の値上げを予定しており、これを円滑に実施するため、27 年度には関係機関や居住者への周知を行っている。したがって平成 28 年度の収支は大きく改善されるものと期待できる。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 ・入居率の改善を図り、収支を改善することが求められる。</p> <p>〈その他事項〉 ・東京国際交流会館の入居率は 27 年度末には改善したとのことなので、平成 28 年度報告では収支比率の改善を期待する。 ・東京国際交流館については、「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用」という政府の方針を受け、入居者の条件を見直したことは評価できる。方針が転換するなかで、一時的に入居率が下がったことはやむを得ないものと考えられる。 ・収支差の改善に努力して欲しい。</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																					
収入	460,407千円	483,417千円																																					
支出	538,706千円	574,502千円																																					
収入-支出	△78,299千円	△91,085千円																																					
収入÷支出	85.5%	84.1%																																					
会館名	平成27年度	(参考)平成26年度																																					
東京国際交流館	81.5%	90.1%																																					
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																					
満足度に関する設問の回答者数(a)	586人	591人																																					
回答者のうち満足と答えた者(b)	570人	582人																																					
満足と答えた者の割合(b/a)	97.3%	98.5%																																					
		<p>〈35〉兵庫国際交流会館における収支の改善状況</p>		<p>○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組 収支の改善に向けて以下の取組を行った。</p> <p>(1) 入居率の確保に係る取組 ・各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請が無かった居室について</p>	<p>〈評定〉 B 〈評定根拠〉 大学に配分した居室の募集方法の見直し等により入居率の向上に努</p>	<p>〈評定に至った理由〉 兵庫国際交流会館については、大学に配分した居室の募集方法の見直し等により入居率の向上に努めるな</p>																																	

〈主な定量的指標〉
 S: 収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
 A : 収支比 113.6%以上
 B : 収支比 94.7%以上 113.6%未満
 C : 収支比 75.8%以上 94.7%未満
 D : 収支比 75.8%未満
 ※収支比=収入額÷支出額×100(%)
 〈その他の指標〉
 特になし
 〈評価の視点〉
 当年度の目標収支比 94.7%以上を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。
 A = 当年度目標値 × 120%以上
 B = 当年度目標値 × 100%以上
 C = 当年度目標値 × 80%以上
 D = 当年度目標値 × 80%未満

ては、配分の取り消しを行い、大学推薦方式の居室として入居募集を行った。また、入居募集の締め切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。これらの取組の結果、平均入居率は昨年度を上回った。
 ・入居率の一層の向上のため、需要が低く、入居率の改善が困難な夫婦用居室については、一定の条件のもとで、単身者の入居を許可することについて検討を行い、平成 28 年度からの実施に向けて大学や入居者等に周知を行った。
 ・単身用居室の館費を 37,000 円から 35,000 円に改定したことにより、単身棟の固定資産税が平成 28 年度から減免される予定であり、更なる支出削減が見込まれる。

(2) 支出削減に係る取組

宿舍管理運営業務の委託を、従来の単年契約から複数年契約（平成 27 年度～平成 30 年度）に変更したことで、業務委託費が縮減された。

〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉

区分	平成27年度	(参考)平成26年度
収入	75,488千円	72,154千円
支出	77,726千円	82,570千円
収入－支出	△2,238千円	△10,416千円
収入÷支出	97.1%	87.4%

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

会館名	平成27年度	(参考)平成26年度
兵庫国際交流会館	81.9%	73.3%

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成 27 年 12 月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成27年度	(参考)平成26年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	136人	148人
回答者のうち満足と答えた者(b)	135人	145人
満足と答えた者の割合(b/a)	99.3%	98.0%

(アンケート回答率：81.9%)

める、また、支出削減に努めた結果、収支比が平成 26 年度比 9.7 ポイント改善するとともに、年度計画値 94.7%を上回ったことは評価できる。

ど、支出削減に努めた結果、収支比が平成 26 年度比 9.7 ポイント改善するとともに、年度計画値 94.7%を上回ったことは評価できる。
 以上のことから当該評定を B とする。

〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉

〈その他事項〉

・収支比率が大きく改善しており高く評価できる。平成 28 年度にはさらなる改善が期待できる。

		<p>なお、収支比が指標Aと同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価をSとする。</p>																																																									
		<p><36> 東京国際交流館、兵庫国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動</p> <p>(1)「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームの設置 機構内に「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチーム(以下、「PT」という。)を設置し、「国際交流の拠点事業」の形成を円滑に行うための事項の検討及び企画運営を行った。</p> <p>(2)東京国際交流館における国際交流事業 PTにおける検討及び調整等を踏まえ、東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プログラム名</th> <th>内容等</th> <th>日程</th> <th>使用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">講演会 「国際塾」</td> <td>第34回 「学力の伸長と格差是正をめぐる世界の潮流ー日本と米国を焦点にー」</td> <td>5月16日</td> <td>国際交流会議場</td> </tr> <tr> <td>第35回 「キャラ弁づくりで日本の特有の弁当文化を学ぼう！」</td> <td>10月3日</td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>第36回 和太鼓演奏及び雷おこし製造に係る講義解説及び体験</td> <td>10月25日</td> <td>外部施設</td> </tr> <tr> <td>第37回 「震災と原発事故後の南相馬市の復興」</td> <td>2月18日</td> <td>国際交流会議場</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交流研究発表会</td> <td>第48回 「What is MY STUDY ?」</td> <td>6月20日</td> <td>メディアホール</td> </tr> <tr> <td>第49回 「What is MY STUDY ?」</td> <td>9月12日</td> <td>メディアホール</td> </tr> <tr> <td>第50回 「What is MY STUDY ?」</td> <td>12月12日</td> <td>メディアホール</td> </tr> <tr> <td>第51回 国際理解ワークショップ</td> <td>2月13日</td> <td>メディアホール</td> </tr> <tr> <td colspan="4">* 国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施している</td> </tr> <tr> <td>国際シンポジウム</td> <td>「21世紀型学習への多角的な評価のあり方ー自ら学ぶ力をつけるためにー」</td> <td>11月27日</td> <td>国際交流会議場</td> </tr> <tr> <td colspan="4">* 放送大学との共催により実施</td> </tr> <tr> <td>地域住民等との交流</td> <td>国際交流フェスティバル</td> <td>8月15日</td> <td>交流広場等</td> </tr> <tr> <td>文化・芸術展</td> <td>国際研究交流大学村フォトコンテスト</td> <td>11月5日～15日</td> <td>多目的スペース</td> </tr> <tr> <td>入居者交流事業</td> <td>春季新入居者ウェルカム</td> <td>5月30日</td> <td>メディアホール</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム名	内容等	日程	使用施設	講演会 「国際塾」	第34回 「学力の伸長と格差是正をめぐる世界の潮流ー日本と米国を焦点にー」	5月16日	国際交流会議場	第35回 「キャラ弁づくりで日本の特有の弁当文化を学ぼう！」	10月3日	会議室	第36回 和太鼓演奏及び雷おこし製造に係る講義解説及び体験	10月25日	外部施設	第37回 「震災と原発事故後の南相馬市の復興」	2月18日	国際交流会議場	交流研究発表会	第48回 「What is MY STUDY ?」	6月20日	メディアホール	第49回 「What is MY STUDY ?」	9月12日	メディアホール	第50回 「What is MY STUDY ?」	12月12日	メディアホール	第51回 国際理解ワークショップ	2月13日	メディアホール	* 国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施している				国際シンポジウム	「21世紀型学習への多角的な評価のあり方ー自ら学ぶ力をつけるためにー」	11月27日	国際交流会議場	* 放送大学との共催により実施				地域住民等との交流	国際交流フェスティバル	8月15日	交流広場等	文化・芸術展	国際研究交流大学村フォトコンテスト	11月5日～15日	多目的スペース	入居者交流事業	春季新入居者ウェルカム	5月30日	メディアホール	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に向け、プロジェクトチームを設置して検討を開始するとともに、各施設等を利用し、様々なプログラムの国際交流活動を実施し、また、他機関との連携を深めたことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に向け、プロジェクトチームを設置して検討を開始するとともに、各施設等を利用し、様々なプログラムの国際交流活動を実施し、また、他機関との連携を深めたことは評価できる。</p> <p>また、兵庫国際交流会館においてインターンシップ研修事業及び合同企業研修会を開催し日本における就職支援の機会を提供するなど、日本における就職支援の機会を提供したことは国際交流拠点としての役割を果たしているといえ、評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・プロジェクトチームを設置して検討を開始するとともに、各施設等を利用し、様々なプログラムの国際交流活動を実施し、また、他機関との連携を深めたことは評価できる。 ・参加者の数や内訳の記載がないため、どの程度の効果実績がみられたのかがわかりにくいので平成28年度は改善していただきたい。</p>
プログラム名	内容等	日程	使用施設																																																								
講演会 「国際塾」	第34回 「学力の伸長と格差是正をめぐる世界の潮流ー日本と米国を焦点にー」	5月16日	国際交流会議場																																																								
	第35回 「キャラ弁づくりで日本の特有の弁当文化を学ぼう！」	10月3日	会議室																																																								
	第36回 和太鼓演奏及び雷おこし製造に係る講義解説及び体験	10月25日	外部施設																																																								
	第37回 「震災と原発事故後の南相馬市の復興」	2月18日	国際交流会議場																																																								
交流研究発表会	第48回 「What is MY STUDY ?」	6月20日	メディアホール																																																								
	第49回 「What is MY STUDY ?」	9月12日	メディアホール																																																								
	第50回 「What is MY STUDY ?」	12月12日	メディアホール																																																								
	第51回 国際理解ワークショップ	2月13日	メディアホール																																																								
* 国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施している																																																											
国際シンポジウム	「21世紀型学習への多角的な評価のあり方ー自ら学ぶ力をつけるためにー」	11月27日	国際交流会議場																																																								
* 放送大学との共催により実施																																																											
地域住民等との交流	国際交流フェスティバル	8月15日	交流広場等																																																								
文化・芸術展	国際研究交流大学村フォトコンテスト	11月5日～15日	多目的スペース																																																								
入居者交流事業	春季新入居者ウェルカム	5月30日	メディアホール																																																								

	パーティー・バザー		等
	秋季新入居者ウェルカムパーティー	10月22日	体育室等
	感謝祭 LoveOurHome 2016	2月27日	国際交流会議場 他
他機関主催事業への 連携・協力	東京都所管事業「東京2020オリンピックカウントダウンイベント」への入居者参加	7月24日	(外部施設)
	東京都所管事業「TOKYOガンダムプロジェクト2015」への入居者参加	9月27日	(外部施設)
	東京湾岸警察署主催事業「平成27年地域安全のつどい」への協力	10月13日	国際交流会議場
	東京都所管事業「東京都教育の日」記念行事への入居者参加	11月7日	(外部施設)
	科学技術振興機構主催「サイエンスアゴラ2015」の共催	11月13日 ～15日	国際交流会議場 等
	江東区観光協会主催「江東湾岸まつり2015」への共催・後援	11月28日 ・29日	国際交流会議場 他
	国費外国人留学生歓迎会	12月6日	国際交流会議場 他

(3) 兵庫国際交流会館における国際交流事業

・兵庫国際交流会館において、大学コンソーシアムひょうご神戸が、「ひょうご留学生インターンシップ研修事業」(7月4日、7月18日、8月7日、9月26日、10月17日)及び「兵庫県下の外国人留学生のための合同企業研修会」(10月3日)を開催し、兵庫国際交流会館入居者(外国人留学生及び研究者等)を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した。

・国際交流の一層の活性化を図るため、兵庫国際交流会館を中心に連携・協働することを目的として、大学コンソーシアムひょうご神戸と協定を締結した(平成27年12月16日)。また、本協定に基づき、大学コンソーシアムひょうご神戸事務所が兵庫国際交流会館に移転した(平成28年3月10日)。

・PTにおける検討及び調整等を踏まえ、兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化へのいっそうの理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

プログラム名	内容等	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	第1回 「学力の伸長と格差是正をめぐる世界の潮流－日本と米国を焦点に－」	6月6日	研修室
交流研究発表会	第2回 「What is MY STUDY ?」	7月25日	多目的ホール
地域住民等との交流	兵庫国際交流会館文化祭	11月23日	多目的ホール等
入居者交流事業	春季新入居者ウェルカムパーティー・バザー	4月10日	多目的ホール

				秋季新入居者ウェルカムパーティー	10月22日	多目的ホール		
外国人留学生のための大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。	外国人留学生に対する借り上げ宿舎を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。	また、文部科学省学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施する。	<p><37> 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 採択結果：延べ130校 2,389戸 154,532千円</p> <p>(2) 海外留学支援制度(協定受入)支援 採択結果：延べ7校 87戸 6,799千円</p> <p>(3) ホームステイ支援 採択結果：延べ26校 249世帯 4,867千円</p> <p>○不正受給、不正使用を防ぐための取組 一独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、平成26年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を実施するとともに、支援金の取扱い等に関するQ&Aを見直した上で公開する等、大学等における適正処理を促す取組を実施した。 ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する募集停止措置に係る取扱基準について、募集通知の送付に併せ、各大学等へ周知した(平成27年5月)。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、事業を円滑に実施したことは評価できる。 ・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度(協定受入)と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を円滑に実施したと認められる。 不正受給等に対する募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>		

<p>③外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p>	<p>③外国人留学生等の交流推進 外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p>	<p>③外国人留学生等の交流推進 国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。</p>	<p><38> 国際交流事業の実施状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -</p>	<p>○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 平成27年度は一般公募により44事業を支援した。</p> <p>[事業別内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業 10件 ・外国人留学生の生活支援体制整備のための事業 9件 ・外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業 24件 ・国際交流会館等地域交流事業 1件 <p><地域別採用件数></p> <table border="1" data-bbox="1023 541 1240 892"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>採用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	地域	採用数	北海道	3	東北	13	関東	9	中部	4	近畿	6	中国	4	四国	1	九州	4	<p><評定> B <評定根拠> 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の44事業を支援したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の44事業を支援したことは評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の44事業を支援したことは評価できる。</p>
地域	採用数																							
北海道	3																							
東北	13																							
関東	9																							
中部	4																							
近畿	6																							
中国	4																							
四国	1																							
九州	4																							

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3-(3)	留学生支援事業（3）外国人留学生に対する卒業・修了後の支援				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第7号	業務に関連する政策・施策	政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標13 国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0419

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値									決算額（千円）	80,342	82,841		
	実績値									従事人員数（人）	1	1		
	達成度													

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。	<p><39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P61～62</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P61～62</p>	<p>評価 B</p>
				<p>○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を以下のとおり実施し、外国人留学生に対するインターンシップや就職支援に関する取組等の紹介を行った。 なお、本セッションは、平成 27 年度より「外国人材活躍推進プログラム」(※)の一環として行うこととなった。</p> <p>(1)開催日：平成 27 年 6 月 16 日 (2)場所：東京ビッグサイト (3)内容：法務省入国管理局による説明、東京外国人雇用サービスセンター及び一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演 (4)参加者：219 名</p> <p>(※)「外国人材活躍推進プログラム」とは、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)等を踏まえ、日本経済の更なる活性化を図り、国際競争力を高めていくため、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・団体連携の下、平成 27 年度から新たに実施する取組。プログラムに位置づけられたセミナーやイベント等を通じて、国内企業等での就職を希望する留学生をはじめとする外国人の方と外国人の採用に興味・関心のある国内企業等を結び付ける仕組みを強化する。</p> <p>○外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド 2017」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の活用促進を図った。</p> <p>○セミナー・イベントに関する情報提供の強化 日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)のほか、ホームページにおいて、主に大学等の担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを新たに設け、外国人材活躍推進プログラムや東京外国人雇用サービスセンター等の関係機関と連携し、セミナーやイベントの情報提供を強化した。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもと、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 外国人留学生の受け入れ環境の充実の観点から、外国人留学生に対する就職支援を強化するため、「全国キャリア・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 また、就活ガイドやメールマガジン等により、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>

<p>日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。 [再掲]</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供し、帰国外国人留学生をはじめとする知日派人材のネットワークの構築に資する。</p>	<p><40> 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、帰国後、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供した。 平成27年度は31大学17か国・地域49名を採用した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣して研究指導等を実施した。 平成27年度は11大学11名を採用した。</p> <p>○日本留学ネットワークメールマガジン (Japan Alumni eNews) の配信 機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。以下のとおり平成27年度の配信数は平成26年度よりも増加した。</p> <p><Japan Alumni eNews 配信状況></p> <table border="1" data-bbox="1083 871 1869 1071"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度最終配信日</td> <td>平成28年3月10日</td> <td>平成27年3月10日</td> </tr> <tr> <td>国・地域数</td> <td>178件</td> <td>172件</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>52,042件</td> <td>49,800件</td> </tr> <tr> <td>年間合計配信数</td> <td>597,662件</td> <td>574,971件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	年度最終配信日	平成28年3月10日	平成27年3月10日	国・地域数	178件	172件	配信数	52,042件	49,800件	年間合計配信数	597,662件	574,971件	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>・帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施したことは評価できる。</p> <p>・日本留学ネットワークメールマガジン (Japan Alumni eNews) の配信数が増加し、より多くの外国人留学生に日本関連情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、評価できる。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業により帰国外国人留学生に対するフォローアップが適切に実施されたと評価できる。</p> <p>また、メールマガジンの普及に向けた取り組みの結果、配信数が増加し、フォローアップが充実したことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>・日本留学ネットワークメールマガジン (Japan Alumni eNews) の配信数が増加し、より多くの外国人留学生に日本関連情報を届けたことは、フォローアップの充実として評価できる。</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																			
年度最終配信日	平成28年3月10日	平成27年3月10日																			
国・地域数	178件	172件																			
配信数	52,042件	49,800件																			
年間合計配信数	597,662件	574,971件																			

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-3-(4)	留学生支援事業（4）日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第7号	業務に関連する政策・施策	政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標13 国際交流の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0419

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値								決算額（千円）	55,611	65,365		
	実績値								従事人員数（人）	3	3		
	達成度												

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	B															
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」の利便性の向上を図る。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。	<p><41> 海外留学に関する情報提供の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P63~64</p> <p>○海外留学情報の収集・整理 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、既に機構が情報提供を行っているイタリア、オーストリア、ドイツ及びフランスの高等教育機関について、情報の充実を図るため、新たに芸術分野に特化した調査を実施した。(調査により得られた情報は平成28年度中に「海外留学支援サイト」に掲載予定。)</p> <p>○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。</p> <p><海外留学情報ホームページアクセス件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,956,894件</td> <td>2,177,728件</td> <td>10.1%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成26年度については、機構ホームページのアクセス件数(平成26年4月~平成27年2月)と海外留学支援サイトのアクセス件数(平成27年3月)の合計値。</p> <p>(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営 海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。</p> <p><海外留学奨学金検索システムアクセス件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67,743件</td> <td>52,795件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)SNSの利用〔再掲〕 留学生事業部のFacebookについては、頻りに投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。</p> <p><留学生事業部Facebook ファン数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,640件</td> <td>1,863件</td> <td>95.4%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。</p> <p>○出版物の作成 「私がつくる海外留学」(総合案内書)及び「海外留学奨学金パンフレット」(奨学金一覧)を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。</p>	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	1,956,894件	2,177,728件	10.1%減	平成27年度	(参考)平成26年度	67,743件	52,795件	平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比	3,640件	1,863件	95.4%増	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P63~64</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・イタリア、オーストリア、ドイツ及びフランスの高等教育機関について芸術分野に特化した調査を行ったことは評価できる。 ・海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する情報提供を行ったことは評価できる。 ・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の普及に努めたことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 情報提供を行っている海外の高等教育機関について、情報の充実を図るため、新たに芸術分野に特化した調査を実施したことは評価できる。 海外留学情報を取りまとめた「海外留学支援サイト」及び「海外留学奨学金検索システム」を運用し、利用者の利便性を高めたことは評価できる。 また、「海外留学フェア」とあわせて「海外留学説明会」を実施し海外留学情報や留学経験者の経験談等を提供するとともに、他機関の催しにも積極的に参加する等、幅広く情報提供を行ったことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・イタリア、オーストリア、ドイツ及びフランスの高等教育機関について芸術分野に特化した調査を行ったことは評価できる。必ずしも産業界の要請に直結しない、文化交流の視点からの留学支援に向けた情報収集および発信は、これからも継続していただきたい。</p>
平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																				
1,956,894件	2,177,728件	10.1%減																				
平成27年度	(参考)平成26年度																					
67,743件	52,795件																					
平成27年度	(参考)平成26年度	前年度比																				
3,640件	1,863件	95.4%増																				

出版物名	内容	作成部数
私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文 6,000部
海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文 6,000部

○海外留学フェア等の開催

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等22機関のブース参加を得て、海外留学フェア（来場者数：439名）を実施した。

また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナー海外留学説明会を、札幌、東京、名古屋及び大阪において、計5回を開催するとともに、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

(1)海外留学フェア 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	6月27日	東京国際交流館プラザ平成	439人

(2)海外留学説明会 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	5月30日	東京国際交流館プラザ平成	78人
名古屋	6月20日	名古屋国際センター	50人
札幌	10月17日	ACU[アキュ]	19人
大阪	11月14日	CIVI北梅田研修センター	53人
東京	2月6日	東京国際交流館プラザ平成	71人

(3)外部機関主催説明会 参加状況

在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に計22回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-3-(5)	留学生支援事業（5）日本人留学生に対する学資金の支給			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第2号	業務に関連する政策・施策	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	4,437,991	6,012,276		
実績値									従事人員数（人）	21	24		
達成度													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価	評価	理由																											
<p>大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。</p> <p>さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>	<p>大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。</p> <p>さらに、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>	<p>大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度（協定派遣・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。</p>	<p><42> 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P65～69</p> <p>○海外留学支援制度（協定派遣）（※）の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (※) 平成26年度まで「海外留学支援制度（短期派遣）」</p> <p>(1) 支援内容 奨学金月額：60,000円～100,000円（留学先地域により異なる）</p> <p>(2) 平成27年度支援実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考) 平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用者数</td> <td>17,345人</td> <td>16,741人</td> </tr> <tr> <td>継続支援者数</td> <td>3,143人</td> <td>1,439人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,488人</td> <td>18,180人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 採用の内訳 ①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを採択し、14,103人を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として以下のとおり採用した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採択プログラム数</th> <th>支給プログラム数</th> <th>採用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>54</td> <td>50</td> <td>712人</td> </tr> <tr> <td>経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>1,030人</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>83</td> <td>72</td> <td>1,500人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 採択後の辞退により、採択プログラム数と支給プログラム数に差が生じている。</p> <p>○海外留学支援制度（大学院学位取得型）（※）の実施 諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して以下のとおり学資金の支給を行った。 (※) 平成26年度まで「海外留学支援制度（長期派遣）」</p> <p>(1) 支援内容 ・奨学金月額：89,000円～148,000円 ・授業料実費（上限2,500,000円）</p>	区分	平成27年度	(参考) 平成26年度	採用者数	17,345人	16,741人	継続支援者数	3,143人	1,439人	計	20,488人	18,180人	区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数	大学の世界展開力強化事業	54	50	712人	経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	24	24	1,030人	スーパーグローバル大学創成支援	83	72	1,500人	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P65～69</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・海外留学支援制度（協定派遣・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 ・寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 海外留学支援制度（協定派遣・大学院学位取得型）に係る奨学金支給業務を円滑に実施し、さらに、協定派遣については前年度と比較して採用者が856人増加しておりグローバル化政策と連動していると認められる。 また官民が協力した海外留学支援制度「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」を運営し、各コースの選考・採用、円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・海外留学支援がさらに強化され、派遣者数が順調に増加していることは評価できる。 ・留学報告会において大きな成果を挙げた派遣者を表彰する取り組みも、モチベーション向上等の観点から評価できる。 ・海外留学支援制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施したと認められる。 ・官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。</p>
区分	平成27年度	(参考) 平成26年度																																
採用者数	17,345人	16,741人																																
継続支援者数	3,143人	1,439人																																
計	20,488人	18,180人																																
区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数																															
大学の世界展開力強化事業	54	50	712人																															
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	24	24	1,030人																															
スーパーグローバル大学創成支援	83	72	1,500人																															

(2) 平成27年度支援実績

区分	平成27年度	(参考) 平成26年度
採用者数	76人	136人
継続支援者数	192人	118人
計	268人	254人

○官民協働海外留学支援制度の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、採用者を支援した。

なお、平成28年度前期（第4期）派遣留学生の募集からは、

- ・所得制限（第二種奨学金の家計基準）の一部緩和
- ・海外への渡航経験が少ない学生のための「海外初チャレンジ応援枠」の設定

など、学生にとって申請し易くなるよう、採用の要件を改正した。

(1) 支援内容（大学等の場合）

奨学金（月額）	留学先地域により区分： 20万円、16万円、14万円、12万円
留学準備金	事前・事後研修参加費： 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部 往復渡航費： 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円（アジア地域）、 20万円（アジア地域以外）
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料)： ・1年以内の留学・・・上限金額 30万円 ・1年を超える留学・・・上限金額 60万円

(2) 大学生等向けコースの平成27年度採用実績

民間選考委員（産業界関係者）及び専門選考委員（学識経験者・関係行政機関の職員）による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生を採用した。

なお、選考に当たっては、支援企業の人事・採用担当者が書面、面接審査を実施し、産業界が求める人材を選抜した（民間選考委員：[第3期]59社（91人）、[第4期]52社（88人））。

①平成27年度後期（第3期）派遣留学生

応募受付：平成27年1月29日～4月3日

書面審査：4月17日～5月8日

面接審査：6月6日・7日

採否決定：6月26日
 ・申請：1,290人（212校）
 ・採用：404人（113校）

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
自然科学系、複合・融合系人材コース	367人	163人
新興国コース	87人	26人
世界トップレベル大学等コース	209人	77人
多様性人材コース	524人	96人
地域人材コース	103人	42人

②平成28年度前期（第4期）派遣留学生

応募受付：7月1日～10月30日
 書面審査：11月13日～12月4日
 面接審査：平成28年1月16日・17日
 採否決定：2月8日
 ・申請：1,415人（260校）
 ・採用：437人（141校）

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース(注)	459人	206人
新興国コース	174人	47人
世界トップレベル大学等コース	157人	52人
多様性人材コース	576人	102人
地域人材コース	49人	30人

(注) 第4期から「自然科学系、複合・融合系人材コース」を「理系、複合・融合系人材コース」に名称変更。

(3) 地域人材コースにおける地域事業の採択及び派遣留学生の採用実績

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」を創設し、採択された各地域事業において募集・選考を行い、派遣留学生を採用した。

①平成27年度後期（第3期）派遣対象採択地域事業(7地域)

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）	10人	5人
三重県	航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援	11人	5人
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	19人	4人
徳島県	徳島県地域グローバル人材育成事業	12人	8人

熊本県	『熊本と世界をつなぐ』グローバル人材育成事業	19人	6人
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	22人	8人
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ留学JAPANプロジェクト	10人	6人
合 計		103人	42人

②平成28年度前期（第4期）派遣対象採択地域事業(4地域)

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	16人	13人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	13人	7人
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	13人	6人
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	7人	4人
合 計		49人	30人

③平成28年度後期（第5期）派遣対象採択地域事業(4地域)

平成28年3月に、第5期派遣の対象として新たに4地域の事業を採択した。

地域名	地域事業の名称
新潟県長岡市	「米百俵の精神を受け継ぐ」長岡グローバル人材育成事業
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業

(4) 高校生コースの平成27年度採用実績

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的として「高校生コース」を創設し、募集・選考を行った。

①支援内容

奨学金	留学先地域、留学期間により区分： 4万円～42万円
留学準備金	事前・事後研修参加費： 事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 往復渡航費： 留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円（アジア地域）、

	20万円（アジア地域以外）
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料) : 上限金額 30万円

②採用実績

・高校生等を対象として、平成27年6月から平成28年3月末の間に留学が開始される計画を支援する「高校生コース」の平成27年度(第1期生)の募集を行った。

・選考にあたっては、民間選考委員（産業界関係者）及び専門選考委員（学識経験者・関係行政機関の職員）による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生を採用した。

募集期間 : 平成27年1月9日～3月2日

書面審査 : 3月11日～25日

面接審査 : 4月15日～24日

採否決定 : 5月22日

・申請者数 : 514人 (218校)

・採用者数 : 303人 (161校)

(5) 留学成果報告会(第1回)の開催

帰国した派遣留学生に自身の留学経験を発信させることで自身の留学経験を学びに変えとともに、派遣留学生間のネットワーク形成を促進し、支援企業・団体に対しては派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度に理解を促し、もってより一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会を開催した。

報告会では、派遣留学生がプレゼンテーションやポスターセッションによって自身の留学成果を発表し、特に大きな成長が見られたと判断された派遣留学生に対して表彰を行った。

開催日 : 平成27年11月1日 (日)

場 所 : 芝浦工業大学 (豊洲キャンパス)

参加者 : 派遣留学生119人、支援企業・団体70社99人、大学関係者 : 69校81人

(6) 審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、外部業者によるクラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図った。

(7) 寄附金募集活動

本事業実施のため、平成27年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等が、新たに106の民間企業等を訪問するとともに、平成26年度末までに訪問済みの約200の企業等に対しても引き続き寄附募集活動を行った。また、新たに43社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計1,816,396,320円の寄附金収入があった。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-3-(6)	留学生支援事業（6）日本人留学生に対する留学前後の支援			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第2号	業務に関連する政策・施策	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値									決算額（千円）	小項目I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。			
	実績値									経常費用（千円）	小項目I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。			
	達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価	理由								
<p>官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。</p>	<p>官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。</p>	<p>留学による効果を高めるため、官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。</p>	<p><43> 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P70～71</p> <p>○留学前・留学後の研修 ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施した。 実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めた。 ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めた。</p> <p>(1)事前研修 ①目的 ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け ・留学目的・計画の明確化 ・成長と活躍に必要な土台づくり ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成</p> <p>②プログラム概要 ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演 ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ ・研修を通じてブラッシュアップした留学計画のプレゼンテーション 等</p> <p>③平成 27 年度開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催地域</th> <th>開催回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東</td> <td>6 回</td> <td>518 人</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>2 回</td> <td>118 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)事後研修 ①目的 ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認 ・リーダーに向けての意識転換 ・留学機運醸成に対する意義付け ・長期的な展望の整理</p>	開催地域	開催回数	参加者数	関東	6 回	518 人	関西	2 回	118 人	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P70～71</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> 支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」において、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として事前研修・事後研修を実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援を実施するなど、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・留学の効果や意識を高めるともよい取り組みだと思う。 ・支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。</p>
開催地域	開催回数	参加者数													
関東	6 回	518 人													
関西	2 回	118 人													

②プログラム概要

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・留学で得た経験元に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション等

③平成 27 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	6 回	389 人
関西	1 回	64 人

(3) 高校生コースの事前・事後研修

第 1 期生を対象に、壮行会と併せて事前研修（6 月 13 日）を開催し、296 名の参加があった。また、10 月 29 日から 11 月 20 日までの間、全国 7 カ所（東京、仙台、大阪、岡山、札幌、名古屋、福岡）及び 2 月 6 日東京において、第 1 期生を対象とした事後研修を開催し、236 名の参加があった。なお、事後研修には、21 名の大学生等派遣留学生がアドバイザーとして参加した。

○メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じた。

①目的

- ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進
- ・留学中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）

②実施形態

メンターとメンティーの 1 対 1 のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月 1 回程度）。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信する。

③平成 27 年度活動実績

- ・メンター数：44 人
- ・メンティー数：82 人

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-4-(1)	学生生活支援事業（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8、9号	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	69,286	66,257		
実績値									従事人員数（人）	6	6		
達成度													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。</p>	<p>大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。</p> <p>また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資するよう、情報提供等の改善に努める。</p>	<p>平成 26 年度に実施した「学生生活調査」について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。</p> <p>また、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」については各大学等の協力を得て、実地調査も行う。</p> <p>また、「大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査」については各大学等の協力を得て、実地調査も行う。先進的取組も含め、各大学等における取組状況の実態を把握する。</p> <p>さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。</p>	<p><44> 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P72~73</p> <p>○学生生活調査(再掲) 学生の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。 平成 27 年度は、平成 26 年 11 月に実施した調査について、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、有識者による分析項目を以下のとおり追加した。 調査結果・分析結果については、機構のホームページにて公表した(平成 28 年 3 月)。</p> <p>[分析項目の追加] ・大学生等の経済状況と学習状況の関連分析を行った。 ・従来、大学(昼間部)のみを分析の対象としてきたが、大学院と短期大学(昼間部)についても分析を行った。</p> <p>[(参考)平成 26 年度調査内容の主な変更点] ・国立教育政策研究所との共同による「大学生等の学習状況に関する調査」を追加した。 ・文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」の全国的なインターンシップ推進組織として、大学生等のインターンシップの経験に関する調査項目を追加した。</p> <p>○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 学生支援に関するニーズを把握するため、大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施している。 平成 27 年度は、調査内容について、学生支援の取組状況に関する調査協力者会議での審議及び文部科学省との協議により決定し、さらに、書面調査に加えて、大学等における先進的な取組を把握するため、新たに、同会議委員の協力により 11 校を対象に実地調査を行った。 各大学等より提出された回答を集計するとともに、同会議委員の協力を得て、調査</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P72~73</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・学生生活調査については、新たに大学生等の経済状況と学習状況の関連分析を行ったこと、また、有識者による分析を、学校種の範囲を拡大して行ったことは評価できる。 ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査については、高等教育機関にとって参考となるよう、調査内容を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査を行ったことは評価できる。 ・SNS の利用に伴うトラブル防止をテーマとして開催したセミナーは、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等にとって参考となるものであり、参加者からも高い満足度を得られており、評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 平成 26 年度に実施した「学生生活調査」について分析し、その結果を機構のホームページで公表した。新たに大学院生も分析の対象に加え、経済状況と学習状況の関連分析を行ったことは評価できる。また「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」については、高等教育機関にとって参考となるよう、調査内容を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査を行ったことは評価できる。 また、学生生活のリスクにかかる喫緊の課題について、SNS の利用に伴うトラブル防止をテーマとしたセミナーを開催し、大学等からの参加者より高い満足度を得られたことは評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・隔年実施の学生生活調査の調査・分析結果について適切に公表し、また、時宜に適ったテーマでのセミナーを行ったことは評価できる。</p>	

				<p>領域毎に調査結果の分析を進めた。</p> <p>[調査項目に関する主な改善点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長等の学生支援全般に関するグランドデザインや学生寮に係る質問を新設した。 ・キャリア教育・就職支援と成績不振学生・不登校学生に係る調査内容を充実した。 ・文部科学省における調査（「大学における教育内容等の改革状況について」、「学生の就職・採用に関する調査」等）との重複事項を整理した。 <p>○「平成 27 年度 学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー ～SNS の利用に伴うトラブル防止について～」の開催</p> <p>SNS が普及し、不適切な書き込みなどの問題が深刻化している中、「平成 25 年度大学等における学生支援の取組状況に関する調査」においても、SNS の利用を巡る対人トラブルが増加傾向にあり、大学等にとってその対応が課題となっているという結果が示されていることを踏まえ、大学等における SNS を中心としたインターネットの利用に伴うトラブルの防止等、対応の向上を図るため、トラブルの事例や課題解決の事例の紹介等を行うセミナーを以下のとおり開催した。</p> <p>①対象者：大学等の理事・副学長相当職、学生支援に携わる教職員等</p> <p>②開催日：平成 27 年 7 月 31 日</p> <p>③会場：東京国際交流館プラザ平成</p> <p>④参加者：380 人</p> <p>⑤参加校：280 校</p> <p>⑥満足度：97.4%</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-4-(2)	学生生活支援事業（2）障害のある学生等に対する支援の充実			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8、9号	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	106,507	89,665		
実績値									従事人員数（人）	10	8		
達成度													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査研究の充実に資するものを行う。	障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実に資するため以下の施策を実施する。 ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実に資するとともに、各大学等の協力を得て、実地調査も行うことにより、各大学等の実態を把握する。	<p><45> 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実に資するための取組状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P74～76</p>	<p><自己評価書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P74～76</p>	<p>評価 B</p>
				<p>○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査</p> <p>・障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。</p> <p>・平成 27 年度は、これまで障害種「その他」に含めていた精神障害・精神疾患を抜き出し、新たに「精神障害」の項目を設ける等、前年度から以下の変更を行い、9 月～10 月に調査実施。(回収率 100%)。</p> <p>・設置者や規模、支援体制のタイプ等を考慮して選定した高等教育機関 13 校について実地調査を行った。</p> <p>(1) 前年度調査からの変更点</p> <p>①障害種別の追加・変更</p> <p>・「その他」に含まれていた「精神障害」を障害種として新設</p> <p>・「病弱・虚弱」に下位カテゴリーを新設(内部障害等、他の慢性疾患)</p> <p>・発達障害の下位カテゴリーの名称を、日本精神神経学会における病名見直しに準じて変更(LD→SLD、高機能自閉症等→ASD)</p> <p>②設問の追加等</p> <p>・合理的配慮の提供について第三者的視点で調整する組織の有無(設問の追加)</p> <p>・就職支援、キャリア教育支援の内容(自由記述から選択式に)</p> <p>・連携先の学外機関(設問の追加)</p> <p>③支援項目の整理と追加</p> <p>・授業支援の項目を追加</p> <p>・授業以外の支援をカテゴリーごとに整理し、項目を追加</p> <p>(2)平成 17 年度以降の調査結果の分析</p> <p>「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力により、平成 27 年度は、各大学等で急務となっている支援体制の構築に参考となるよう、平成 26 年度の調査結果を加えた分析及び実地調査の結果を踏まえた分析を行った。</p>	<p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <p>・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施にあたり、障害種別の見直しや設問の追加等を行うとともに、新たに実地調査を行ったことは、大学等の実態をより詳細に把握し、支援の充実に資するものであり、評価できる。</p> <p>・これまでの調査結果に加え、平成 26 年度調査結果及び新たに行った実地調査の結果について分析を実施したことは評価できる。</p>	<p>障害のある学生等に対する支援の充実に資するよう、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評価を B とする。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施にあたり、障害種別の見直しや設問の追加等を行うとともに、新たに実地調査を行ったことは、大学等における今後の障害学生支援の取組や、国及び機構の施策を推進する上で参考となるものと認められる。</p> <p>「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力により、平成 17 年度以降の調査結果の分析を行ったことは、各大学における支援体制の構築に資するものとして評価できる。以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>・障害者差別解消法の施行に先立ち、新たに「精神障害」を障害種として新設した調査を実施し、分析を行ったことは評価できる。回収率 100%という調査結果は、今後の高等教育における障害学生支援の体制を考えるうえで、重要な資料となる。</p>

	<p>また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</p>	<p>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。</p> <p>③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。</p> <p>④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</p>	<p><46> 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」の公表 平成26年度に収集した配慮事例に基づいて、入学試験や授業等、支援の場面毎の索引とキーワード(設置者、学校種、学校規模、支援内容)による、事例検索を可能とした、「大学等の障害のある学生への支援・配慮事例」(188例(視覚障害27例、聴覚・言語障害42例、肢体不自由:38例、病弱・虚弱22例、発達障害35例、精神障害:24例))を機構ホームページで公表した(平成27年4月)。</p> <p>○「全国障害学生支援セミナー」の開催 (1)体制整備支援セミナー 目的:平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における合理的配慮規定等の施行に備え、大学等における合理的配慮に関する対応について、理解促進・普及啓発を図る。</p> <p><体制整備支援セミナー実施概要></p> <table border="1" data-bbox="1032 577 1929 934"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>日程</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文部科学省「対応指針」の説明等</td> <td>10月5日</td> <td>文部科学省 講堂</td> <td>459人</td> <td>93.9%</td> </tr> <tr> <td>10月14日</td> <td>新大阪丸ビル別館</td> <td>298人</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国立大学協会作成「対応要領」の雛形の説明等</td> <td>2月2日</td> <td>新大阪丸ビル別館</td> <td>201人</td> <td>94.9%</td> </tr> <tr> <td>2月15日</td> <td>東京国際交流館 プラザ平成</td> <td>279人</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)専門テーマ別セミナー 目的:専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行ない、障害学生支援の充実に資する。</p> <p><専門テーマ別セミナー実施概要></p> <table border="1" data-bbox="1032 1165 1914 1648"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>日程</th> <th>協力大学</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者差別解消法施行後の発達障害学生への支援を考える ～評価(アセスメント)、カリキュラム調整、キャリア支援など～</td> <td>11月14日</td> <td>筑波大学</td> <td>200人</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>発達障害のある大学生に対する合理的配慮について ～学生の「意思決定」に関わる建設的対話の在り方～</td> <td>2月9日</td> <td>富山大学</td> <td>189人</td> <td>98.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「障害学生支援ワークショップ」の開催 ①目的:障害学生支援を担当する教職員が課題として抱える個別事例について、専門的な知見を持つファシリテーターの助言を得ながら、参加者同士が課題解決のための意見交換を行うことにより、障害のある学生の支援の充実に資する。</p>	テーマ	日程	会場	参加者数	満足度	文部科学省「対応指針」の説明等	10月5日	文部科学省 講堂	459人	93.9%	10月14日	新大阪丸ビル別館	298人	97.8%	国立大学協会作成「対応要領」の雛形の説明等	2月2日	新大阪丸ビル別館	201人	94.9%	2月15日	東京国際交流館 プラザ平成	279人	97.4%	テーマ	日程	協力大学	参加者数	満足度	障害者差別解消法施行後の発達障害学生への支援を考える ～評価(アセスメント)、カリキュラム調整、キャリア支援など～	11月14日	筑波大学	200人	98.2%	発達障害のある大学生に対する合理的配慮について ～学生の「意思決定」に関わる建設的対話の在り方～	2月9日	富山大学	189人	98.0%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・「大学等の障害のある学生への支援・配慮事例」(188例)を公表したことは、各大学等での支援の取組の参考となるものであり、評価できる。 ・障害学生支援にかかる体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを実施し、高い満足度を得たことは、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等の施行にあたり、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり、評価できる。 ・障害学生支援ワークショップにおいて参加者が課題解決のための意見交換を行い、また、障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。 ・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに対応能力の向上を図ったことは、大学等における支援の充実・強化に資するものとして評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 障害学生支援にかかる体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを実施し、高い満足度を得たことは、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等の施行にあたり、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり、評価できる。 さらに、障害学生支援実務者育成研修会を実施し、大学等の担当者の実践的な支援能力の向上を図ったと認められる。また、「心の問題と成長支援ワークショップ～メンタルヘルス向上とカウンセリング～」を開催し、大学等で学生支援に関わる教職員を支援したことは評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・いわゆる障害者差別解消法の施行に先立ち、各大学が体制作りを進められるよう、「対応指針」「対応要領」に関するセミナーならびに発達障害支援に特化したセミナー・ワークショップ、その他、実務者研修を実施したことは評価できる。 ・障害の有無にかかわらず、すべての学生への成長支援をどう行うか、という学生支援の根幹にかかわる事業として、「心の問題と成長支援ワークショップ」を実施したことは評価できる。 ・さらに検討を希望する点としては、参加者の内訳に実務者が圧倒的に多いので、大学を統括する立場の学長等</p>
テーマ	日程	会場	参加者数	満足度																																								
文部科学省「対応指針」の説明等	10月5日	文部科学省 講堂	459人	93.9%																																								
	10月14日	新大阪丸ビル別館	298人	97.8%																																								
国立大学協会作成「対応要領」の雛形の説明等	2月2日	新大阪丸ビル別館	201人	94.9%																																								
	2月15日	東京国際交流館 プラザ平成	279人	97.4%																																								
テーマ	日程	協力大学	参加者数	満足度																																								
障害者差別解消法施行後の発達障害学生への支援を考える ～評価(アセスメント)、カリキュラム調整、キャリア支援など～	11月14日	筑波大学	200人	98.2%																																								
発達障害のある大学生に対する合理的配慮について ～学生の「意思決定」に関わる建設的対話の在り方～	2月9日	富山大学	189人	98.0%																																								

②対象者：大学・短期大学・高等専門学校において障害学生修学支援を担当している教職員（参加申込時点で1年以上従事している者。過去の経験を通算可）

日程	会場	参加者	満足度	テーマ
9月2日	国立オリンピック記念 青少年総合センター	172人	96.2%	発達障害のある学生の修学支援

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の開催
 ①目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

②対象者：大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

③期待される効果：

[基礎プログラム]

- ・障害学生支援の基礎知識（基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等）について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者（学外者を含む）と連携・協力関係を築くなどのコーディネートをすることができる。

[応用プログラム]

- ・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。
- ・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

④実施概要：

名称	日程	開催地	会場	受講者数	満足度
基礎プログラム	8月20日・21日	大阪	千里ライフサイエンスセンター	146人	92.2%
	8月24日・25日	東京	東京国際交流館プラザ平成	151人	94.6%
応用プログラム	9月16日・17日	東京	東京国際交流館プラザ平成	52人	92.0%
	11月30日				

○「心の問題と成長支援ワークショップーメンタルヘルス向上とカウンセリングー」の開催

①目的：メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的とする。

②対象者：大学等で学生支援に関わる教職員

③期待される効果：

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生を必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・自校における組織のあり方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

④実施概要：

の管理者を対象とした（悉皆的）研修を実施していただきたい。また、応用プログラムのように専門性の高いものについては、以前、議論されたことがあると思うが、一部有料化して質を担保し、研修を受けた者をサーティフィケートするような試みもしていただきたい。

日程	開催地	会場	参加者	満足度
8月6日・7日	東京	東京国際交流館 プラザ平成	93人	96.4%
9月3日・4日	大阪	公益社団法人 国民會館 武藤記念ホール	93人	98.8%

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-4-(3)	学生生活支援事業（3）キャリア・就職支援の実施			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	88,625	80,583		
実績値									従事人員数（人）	8	7		
達成度													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学と企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施する。 ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。 ③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。	<p><47> キャリア・就職支援の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P77～79</p> <p>○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催 ①目的：大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、大学等や企業あるいは地方におけるキャリア教育・就職支援の先進的取組の事例紹介を行うとともに、国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。 ②日程・会場：平成 27 年 6 月 16 日（東京ビッグサイト） ③対象：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ④協力団体等： ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、経済産業省、農林水産省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 ⑤参加者数：1,002 人 ⑥満足度：90.8%</p> <p>※外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションも併せて開催。 ・外国人留学生キャリア教育・就職支援セッション 参加者：219 人 ・障害学生キャリア教育・就職支援セッション 参加者：290 人 ※地方創生・人材還流の観点から、新たに 18 都府県がブースを設置し、各都府県のインターンシップやUターン・Iターンの促進等、就労支援関係施策等を紹介。</p> <p>○「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催 ①対象：大学等でキャリア教育、就職支援業務を担当する教職員等 ②目的：大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫して支援する体制をより充実させるため、インターンシップ等をテーマとしたワークショップを通じて、キャリア教育及び就職支援を担当する教職員等の知見の向上と実践面のステップアップを図る。 ③実施概要： ・平成 27 年度は、キャリア教育の一層の充実を図るため、産業界との連携に重点を置き、経済同友会や大手企業の役員による産業界からの期待や要望についての講演を新たに加えて実施した。 ・グループディスカッションでは、東京・大阪とも、各グループに企業からの参加者（計 43 人）を迎え、企業の視点からの助言の下、</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P77～79</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・「全国キャリア・就職ガイダンス」において、先進事例の紹介や大学や企業等からの参加者が情報交換を行ったことは、産官学の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援ワークショップにおいて、企業からの講師等の助言の下、キャリア教育や就職支援について大学等の教職員の知見・実践力の向上を図ったことは、評価できる。 ・「インターンシップ等を通じた教育強化」事業の全国的な推進組織として、インターンシップ等推進委員会を開催し、全国 11 グループの取組の評価、課題や今後の方策に関する検討及び補助対象外の大学等も含め取組の成果を共有する事業を実施したことは評価できる。 ・大学等の担当者を対象とする研修会を開催してインターンシップ等の取組に係る人材の育成に努めるとともに、インターンシップに関する様々な情報の収集・提供を行ったことは、インターンシップの推進に資するものであり評価できる。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 「全国キャリア・就職ガイダンス」や「キャリア教育・就職支援ワークショップ」を開催し、先進事例の紹介や意見交換を通じ、課題等の共有化を図った。いずれも参加者からは高い満足度を得たことは評価できる。 また、平成 27 年度大学改革推進等補助金「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織に選定され、主要経済団体、大学団体、有識者で構成される「インターンシップ等推進委員会」を開催したほか、全国 11 グループに所属する大学等の「成果報告会」や「インターンシップ等実務者研修会」を開催、さらに「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の運営を行ったことは、大学等におけるインターンシップ等の実施状況に関する情報提供やインターンシップの推進に資するものであり、評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・「全国キャリア・就職ガイダンス」を産官学の連携により開催し、外国人留学生、障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションも行ったことは評価できる。</p>	

意見交換を行った。

<キャリア教育・就職支援ワークショップ実施概要>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
大阪	3月2日	追手門学院 大阪スクエア	110人	98.6%
東京	3月9日	タイム24ビル	106人	98.8%

○平成27年度大学改革推進等補助金（公表・普及事業）「インターンシップ等を通じた教育強化」

大学等におけるインターンシップ等の推進のため、平成26年度の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」に引き続き、平成27年度は「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織に選定され、以下の取組を行った。

(1) 「インターンシップ等推進委員会」の開催

主要経済団体、大学団体、有識者で構成される委員会を開催した。

①第1回インターンシップ等推進委員会（平成27年5月18日）

平成27年度の機構の取組予定や、経済同友会がインターンシップ等について4月にまとめた提言等について、意見交換等を実施。

②第2回インターンシップ等推進委員会（平成27年9月29日～10月1日）

全国11グループの地域インターンシップ推進組織の取組状況についてヒアリングし、委員、文部科学省、経済産業省と意見交換等を実施。

③第3回インターンシップ等推進委員会（平成28年3月24日）

平成26年度と27年度の2年間にわたる取組の成果を報告し、インターンシップ等の推進のうえでの現在の取組の課題と今後の方策について議論を行った。

(2) 「成果報告会」の開催

全国11グループの取組の説明と、インターンシップ等推進委員会委員及び文部科学省の産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会委員との質疑応答や意見交換が行われた。また、各グループから提出された成果物の一部も参加者に配付し、取組の成果や課題を共有した。さらに、全国11グループに所属していない大学等からも多数の参加があり、成果をグループ外にも共有した（平成28年2月16日開催）。

なお、今後、各グループが成果物等を公表しているホームページへのリンクを機構のホームページに掲載する予定。（平成28年4月）

<成果報告会参加者数>

参加者内訳	参加者数
ア. インターンシップ等推進委員会委員等	19人
イ. 全国11グループに所属する大学等（80校）	157人
ウ. 上記イ以外の大学等（46校）	54人

合 計	230 人
-----	-------

(3) 「インターンシップ等実務者研修会」の開催
 ①対象：大学等でインターンシップ等に携わる教職員等
 ②目的：平成 26 年度に開催した研修会（「インターンシップ等の量的拡大と質的向上」がテーマ）で得られた成果を踏まえつつ、中・長期インターンシップ、PBL（課題解決型学習）、危機管理等に関する事例発表とグループディスカッションを主な内容として、全国の大学等でインターンシップ等を担当する専門人材を育成する。
 ③実施概要：
 各回において、文部科学省による行政説明、講演（北海道のみ）、統括コーディネーターによるレクチャー、各事例発表とグループディスカッションを実施するとともに、終了した研修会での成果発表の概要を説明し、成果の継承と発展を図った。

地区	実施日	会 場	受講者数	満足度
関西	5 月 25 日	兵庫国際交流会館	121 人	91.6%
九州	7 月 10 日	都久志会館	88 人	100%
東北	8 月 4 日	東北学院大学	62 人	98.1%
北海道 (注)	9 月 4 日	北海道大学	91 人	97.5%
関東	12 月 2 日	タイム 24 ビル	267 人	96.5%

(注) 北海道は、他地域に比較してインターンシップ等の取組に係る大学間の連携や産学官の連携が遅れている実情を踏まえ、当該地域のインターンシップ等専門人材の育成を推進するため、「JASSO インターンシップ等専門人材ワークショップ in 北海道」として運営費交付金にて実施した。（経済同友会や札幌商工会議所による講演も実施。）

(4) 「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の運営
 平成 27 年度は本システムを運営するとともに、各グループ幹事校及び全国知事会に対し、インターンシップ受入企業等情報の入力を依頼し、情報提供の充実を図った。

○「学生に対するインターンシップ実施状況調査（平成 26 年度）」の追加集計・分析
 文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマ B】」の全国的なインターンシップ推進組織として、平成 26 年度学生生活調査にインターンシップ経験に関する調査項目を追加して調査を実施し、回答のあった約 42,500 件中約 9,300 件について集計を行い、平成 27 年 3 月 26 日に調査結果を公表した。
 平成 27 年度は、文部科学省の要請により、先に公表した約 9,300 件のデータを含めた約 42,500 件のデータについても集計を行うとともに有識者による分析を行い、調査結果・分析結果の公表に向け準備を進めた。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I-5-(1)	その他の附帯業務（1）高校生等に対する学資金貸与事業への協力				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 10 号	業務に関連する政策・施策	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0149

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	計画値									決算額（千円）	小項目 I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。			
	実績値									従事人員数（人）	小項目 I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。			
	達成度														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。	<48> 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P80 ○高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し(平成28年2月)、都道府県からの各種問い合わせに対応した。	<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P80 <評価> B <評価根拠> 高校奨学金事業について、都道府県からの各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 高校奨学金事業については、都道府県からの各種問合せ等に対応するなど、高校奨学金事業の円滑な実施に協力していると認められる。 以上のことから当該評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> ・高校奨学金事業について、都道府県からの各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-5-(2)	その他の附帯業務（2）寄附金事業の実施			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 10 号	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画値									決算額（千円）	60,734	76,079		
実績値									従事人員数（人）	2	2		
達成度													

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																	
				業務実績	自己評価	評定																																																	
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	平成26年度創設のJASSO支援金及び優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	<p><49>寄附金事業の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P81</p> <p>○JASSO 支援金 ・自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金を支給した。 ・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやメールマガジン等に、併せて JASSO 支援金の案内を行い、周知に努めた。 ・平成27年台風第18号等による大雨の影響により、JASSO 支援金の申請が増加したが、学校と連携を図り、速やかに支給した。</p> <p><JASSO 支援金支給状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数</td> <td>313人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>支給総額</td> <td>31,300,000円</td> <td>4,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○優秀学生顕彰 ・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。 ・平成17年度以来、学術・文化・芸術・スポーツ、社会貢献の4分野で実施してきたが、より多くの優れた学生を奨励・支援することを目的として、産業イノベーション・ベンチャー、国際交流の2分野を新設した。</p> <p><平成27年度優秀学生顕彰結果> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>応募者数</th> <th>大賞</th> <th>優秀賞</th> <th>奨励賞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学術</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>文化・芸術</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>48</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>社会貢献</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>産業イノベーション・ベンチャー</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>国際交流</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	支給人数	313人	40人	支給総額	31,300,000円	4,000,000円	分野	応募者数	大賞	優秀賞	奨励賞	学術	17	4	4	2	文化・芸術	33	1	5	11	スポーツ	48	6	4	13	社会貢献	6	1	1	2	産業イノベーション・ベンチャー	1	0	0	1	国際交流	9	2	2	1	計	114	14	16	30	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P81</p> <p><評定> B</p> <p><評定根拠> ・災害救助法適用時に、速やかに制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。 ・優秀学生顕彰については、2つの分野を新設し、より多くの優れた学生を顕彰したことは評価できる。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 「JASSO 支援金」についての周知を行い、支給したことは評価できる。 また、「優秀学生顕彰」については、産業イノベーション・ベンチャー、国際交流の2分野を新設し、より多くの優れた業績を挙げた者を表彰・支援したことは評価できる。 以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> ・JASSO 支援金について周知し、災害救助法適用時に速やかに支給できたことは評価できる。 ・優秀学生顕彰については、2分野を新設し、より多くの学生を検証したことは評価できる。 ・産業イノベーション・ベンチャーの応募者を更に増加していただきたい。</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度																																																					
支給人数	313人	40人																																																					
支給総額	31,300,000円	4,000,000円																																																					
分野	応募者数	大賞	優秀賞	奨励賞																																																			
学術	17	4	4	2																																																			
文化・芸術	33	1	5	11																																																			
スポーツ	48	6	4	13																																																			
社会貢献	6	1	1	2																																																			
産業イノベーション・ベンチャー	1	0	0	1																																																			
国際交流	9	2	2	1																																																			
計	114	14	16	30																																																			

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—1—(1)	業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)
(1)一般管理費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 16%以上削減する。	—	4 億 6,300 万円以下 (削減率：3.1%以上)	4 億 4,800 万円以下 (削減率：6.3%以上)				
	実績値	—	4 億 7,800 万円 ※平成 25 年度予算額	4 億 4,617 万円 (削減率：6.7%)	3 億 3,622 万円 (削減率：29.7%)				
	達成度	—	—	216.2%	471.4%				
(2)業務経費の削減	年度計画値	平成 25 年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	—	78 億 6,700 万円以下 (削減率：1.8%以上)	77 億 2,300 万円以下 (削減率：3.6%以上)				
	実績値	—	80 億 1,100 万円 ※平成 25 年度予算額	64 億 2,690 万円 (削減率：19.8%)	57 億 9,046 万円 (削減率：27.7%)				
	達成度	—	—	1,100.0%	769.4%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価	評価	評価							
<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p>	<p><50> 一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A：4億4,200万円以下</p> <p>B：4億4,200万円超4億4,800万円以下</p> <p>C：4億4,800万円超4億5,400万円以下</p> <p>D：4億5,400万円超</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>平成25年度予算4億7,800万円に対する当年度の目標削減率6.3%を基準として、以下のとおりA～Dの指標を設定。</p> <p>A = 当年度目標削減率 × 120%以上</p> <p>B = 当年度目標削減率 × 100%以上</p> <p>C = 当年度目標削減率 × 80%</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書 P82～84</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成27年度業務実績等報告書 P82～84</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>一般管理費等の削減については、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評定をBとする。</p> <p><評定に至った理由></p> <p>経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値4億4,800万円を大きく下回ったことは評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をAとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>							
				<p>○経費削減に係る取組</p> <p>昨年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、従業員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、水光熱費等の経費の抑制を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズの励行 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底 ・プリンター稼働台数の削減 ・エレベーターの運転台数の削減・廊下、ロビー等共用部分の照明オフ <p><一般管理費の削減状況> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th rowspan="2">平成25年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>478,000</td> <td>446,167</td> <td>336,215</td> <td>△29.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度予算に対する削減割合	予算	実績	実績	一般管理費
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度予算に対する削減割合										
	予算	実績	実績											
一般管理費	478,000	446,167	336,215	△29.7%										

			<p>%以上 D = 当年度目 標削減率 × 80 %未満 なお、削減額が指 標 A と同等以上 で、かつ質的に顕 著な成果が得ら れていると認め られる場合は評 価を S とする。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<p><51> 業務経費 (人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況</p> <p><主な定量的指標> S: 削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 76億6,700万円以下 B: 76億6,700万円超 77億2,300万円以下 C: 77億2,300万円超 77億7,900万円以下 D: 77億7,900万円超</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> 平成25年度予算80億1,100万円に対する当年度の目標削減率3.6%を基準として、以下のとおりA~Dの指標を設定。</p> <p>A = 当年度目標削減率 × 120%以上 B = 当年度目標削減率 × 100%</p>	<p>○事業費の削減状況</p> <p><事業費の削減状況> (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度 予算</th> <th>平成26年度 実績</th> <th>平成27年度 実績</th> <th>平成25年度予算 に対する削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,011,000</td> <td>6,426,895</td> <td>5,790,463</td> <td>△27.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度 予算	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成25年度予算 に対する削減割合	業務経費	8,011,000	6,426,895	5,790,463	△27.7%	<p><評定> A</p> <p><評定根拠> 経費の削減に努め、業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)が年度計画値77億2,300万円を大きく下回ったことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 経費の削減に努め、業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)が年度計画値77億2,300万円を大きく下回ったことは評価できる。 以上のことから当該評定をAとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>
区分	平成25年度 予算	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成25年度予算 に対する削減割合											
業務経費	8,011,000	6,426,895	5,790,463	△27.7%											

			<p>%以上 C = 当年度目標削減率 × 80 %以上 D = 当年度目標削減率 × 80 %未満 なお、削減額が指標 A と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合は評価を S とする。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p><52> 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況</p> <p><奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況> (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1032 163 1976 394"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th rowspan="2">平成25年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>535,536,125</td> <td>546,288,692</td> <td>615,009,132</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>5,889,547</td> <td>5,771,726</td> <td>5,326,203</td> <td>△9.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	実績	期首要回収額	535,536,125	546,288,692	615,009,132	14.8%	奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,771,726	5,326,203	△9.6%	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）の伸び率が、期首要回収額の伸び率を下回ったことは評価できる。以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収をより効率的に実施しており評価できる。
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度基準額に対する伸び率																				
	基準額	実績	実績																					
期首要回収額	535,536,125	546,288,692	615,009,132	14.8%																				
奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,771,726	5,326,203	△9.6%																				

<p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p><53> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>-</p>	<p>○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げ等を実施した。</p> <p><人件費の状況></p> <table border="1" data-bbox="1032 241 1662 325"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>34億0,462万円</td> <td>34億3,504万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○給与水準の検証及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は98.5となっている。 <p>なお、給与水準に関する検証結果等については今後ホームページにおいて公表予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度給与水準の検証結果等については、平成27年6月にホームページに公表した 	区分	平成27年度	(参考)平成26年度	実績額	34億0,462万円	34億3,504万円	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <p>一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げ等を実施したが、対前年度比では人件費は減額となった。給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は98.5となっており適正であると評価できる。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施したが、対前年比では人件費は減額となった。給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は98.5となっており適正であると評価できる。</p> <p>以上のことから当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>-</p>
区分	平成27年度	(参考)平成26年度										
実績額	34億0,462万円	34億3,504万円										

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—1—(2)	業務の効率化 (2) 外部委託等の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価	評価	理由			
<p>機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。</p> <p>また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。</p>	<p>効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。</p>	<p>奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。</p>	<p><54> 外部委託の実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>(定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P85</p>			<p><自己評価書参照箇所></p> <p>平成 27 年度業務実績等報告書 P85</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠></p> <p>・返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託すると共に、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施したことは評価できる。</p> <p>・全ての国際交流会館等の管理運営業務について一般競争入札により選定した受託者により業務委託を行っていることは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託すると共に、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施したと認められる。</p> <p>また、全ての国際交流会館等の管理運営業務について一般競争入札により選定した受託者により業務委託を行っていることと認められる。</p> <p>以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>			
				<p>〇奨学金貸与業務における外部委託</p>					<p>(1) 返還誓約書点検業務の委託状況 (単位: 件)</p>		<p>区分</p> <p>実施時期</p> <p>委託件数</p>
				<p>返還誓約書の点検 (平成 22 年度以降採用者分)</p>		平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月			475, 894		
				<p>(2) 返還金回収業務の委託状況 (単位: 件)</p>					<p>区分</p> <p>実施期間</p> <p>委託件数</p>		
				<p>初期延滞債権の督促架電 (延滞 5 ヶ月未満、一部延滞 3 ヶ月未満)</p>		平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月			1, 687, 996		
				<p>初期延滞債権の回収委託 (延滞 3 ヶ月以上)</p>		平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月			75, 454		
<p>中長期延滞債権の回収委託 (延滞 2 年半以上 8 年未満、6 ヶ月入金なし)</p>		平成 26 年 8 月～平成 28 年 2 月	4, 590								
		平成 27 年 2 月～平成 28 年 8 月	7, 690								
<p>中長期延滞債権の回収委託 (延滞 2 年半以上 8 年未満、6 ヶ月入金なし)</p>		平成 27 年 8 月～平成 29 年 2 月	6, 043								
		平成 28 年 2 月～平成 29 年 8 月	5, 448								

				<table border="1"> <tr> <td>東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞 3 ヶ月以上 8 年未満、6 ヶ月入金なし）</td> <td>平成 26 年 4 月～ 平成 27 年 10 月</td> <td>2,396</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） （延滞 8 年未満、6 ヶ月入金なし）</td> <td>平成 27 年 9 月～ 平成 29 年 3 月</td> <td>476</td> </tr> </table>	東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞 3 ヶ月以上 8 年未満、6 ヶ月入金なし）	平成 26 年 4 月～ 平成 27 年 10 月	2,396	東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） （延滞 8 年未満、6 ヶ月入金なし）	平成 27 年 9 月～ 平成 29 年 3 月	476										
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（内陸部） （延滞 3 ヶ月以上 8 年未満、6 ヶ月入金なし）	平成 26 年 4 月～ 平成 27 年 10 月	2,396																		
東日本大震災に係る災害救助法適用地域（沿岸部） （延滞 8 年未満、6 ヶ月入金なし）	平成 27 年 9 月～ 平成 29 年 3 月	476																		
			<p>(3) 返還金回収業務（一部入金者等）の委託状況 （単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施期間</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期延滞債権の回収委託（延滞 3 ヶ月以上）委託 継続分</td> <td>平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月</td> <td>8,929</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 委託継続分</td> <td>平成 26 年 3 月～ 平成 29 年 3 月</td> <td>5,492</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 委託継続分</td> <td>平成 27 年 3 月～ 平成 30 年 2 月</td> <td>3,844</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 委託継続分</td> <td>平成 27 年 3 月～ 平成 29 年 2 月</td> <td>5,541</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国際交流会館等の管理・運營業務の委託 ・すべての国際交流会館等において、平成 26 年度に実施した一般競争入札で選定した業者により管理・運營業務が行われた。 [委託期間] 東京・兵庫：平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 札幌・金沢・福岡・大分：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日</p>	区分	実施期間	委託件数	初期延滞債権の回収委託（延滞 3 ヶ月以上）委託 継続分	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	8,929	中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 26 年 3 月～ 平成 29 年 3 月	5,492	中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 27 年 3 月～ 平成 30 年 2 月	3,844	中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 27 年 3 月～ 平成 29 年 2 月	5,541		
区分	実施期間	委託件数																		
初期延滞債権の回収委託（延滞 3 ヶ月以上）委託 継続分	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	8,929																		
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 26 年 3 月～ 平成 29 年 3 月	5,492																		
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 27 年 3 月～ 平成 30 年 2 月	3,844																		
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成 27 年 3 月～ 平成 29 年 2 月	5,541																		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(3)	業務の効率化 (3) 契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																		
				業務実績	自己評価	評価	理由																																	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	<55> 契約の適正化に係る実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P86～89 ○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、平成 27 年度契約監視委員会を開催し、平成 27 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画（案）を点検した（平成 27 年 6 月 22 日）。また、平成 28 年度契約監視委員会を開催し、平成 27 年度調達等合理化計画の自己評価（案）、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応について点検した（平成 28 年 5 月 31 日）。 ○契約件数及び契約金額の状況	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P86～89 <評価> B <評価根拠> [調達等合理化計画に係る実施状況] ・一者応札・一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを行ったこと及び 2 ヶ年連続（2 回連続を含む）して一者応札・一者応募となった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じたこと等により、一者応札・一者応募の件数が前年度より減少するとともに、サービスの特性により供給者がある程度特定される公募案件を除いた場合、競争性のある契約に対する一者応札・一者応募の件数割合が前年度を下回っており、契約の透明性・公平性の確保に取り組んでいると評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 平成 27 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画に基づき、具体的な取組を着実に実施することにより、一者応札・一者応募の件数が前年度より減少するとともに、サービスの特性により供給者がある程度特定される公募案件を除いた場合、競争性のある契約に対する一者応札・一者応募の件数割合が前年度を下回っており、契約の透明性・公平性の確保に取り組んでいると評価できる。従来、価格のみの競争により調達を行っていた案件について、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等を検討したことにより、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した調達件数が前年度より多くなったことは評価できる。																																		
								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 27 年度実績</th> <th colspan="2">(参考)平成 26 年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(75.5%) 209</td> <td>(85.5%) 6,896,350</td> <td>(75.9%) 224</td> <td>(86.2%) 6,670,840</td> </tr> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(62.1%) 172</td> <td>(76.2%) 6,140,160</td> <td>(66.1%) 195</td> <td>(73.8%) 5,710,263</td> </tr> <tr> <td>企画競争、公募</td> <td>(13.4%) 37</td> <td>(9.4%) 756,190</td> <td>(9.8%) 29</td> <td>(12.4%) 960,577</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(24.5%) 68</td> <td>(14.5%) 1,164,885</td> <td>(24.1%) 71</td> <td>(13.8%) 1,065,832</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%)</td> <td>(100.0%)</td> <td>(100.0%)</td> <td>(100.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 27 年度実績		(参考)平成 26 年度実績		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	競争性のある契約	(75.5%) 209	(85.5%) 6,896,350	(75.9%) 224	(86.2%) 6,670,840	競争入札等	(62.1%) 172	(76.2%) 6,140,160	(66.1%) 195	(73.8%) 5,710,263	企画競争、公募	(13.4%) 37	(9.4%) 756,190	(9.8%) 29	(12.4%) 960,577	競争性のない随意契約	(24.5%) 68	(14.5%) 1,164,885	(24.1%) 71	(13.8%) 1,065,832	合計	(100.0%)	(100.0%)
区分	平成 27 年度実績		(参考)平成 26 年度実績																																					
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)																																				
競争性のある契約	(75.5%) 209	(85.5%) 6,896,350	(75.9%) 224	(86.2%) 6,670,840																																				
競争入札等	(62.1%) 172	(76.2%) 6,140,160	(66.1%) 195	(73.8%) 5,710,263																																				
企画競争、公募	(13.4%) 37	(9.4%) 756,190	(9.8%) 29	(12.4%) 960,577																																				
競争性のない随意契約	(24.5%) 68	(14.5%) 1,164,885	(24.1%) 71	(13.8%) 1,065,832																																				
合計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)																																				

	277	8,061,236	295	7,736,673
--	-----	-----------	-----	-----------

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

○調達等合理化計画に係る実施状況

・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)に基づき、「平成 27 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」(以下「平成 27 年度調達等合理化計画」という。)を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した。(平成 27 年 7 月)
 ・平成 27 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。

I 重点的に取り組むべき分野

1. 一者応札・応募に関する調達

(1) 設定した目標

競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合が前年度を下回ることを目標として削減に努める。

(2) 目標達成に向けた取組内容

- ①入札資料は受領したが入札に参加しなかった者に、アンケートやヒアリングを実施。
- ②2 か年連続(2 回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、機構ホームページにて、入札参加予定事業者に対して広く意見招請を行った。
- ③仕様書の記載内容を具体化・明確化するよう努めた。
- ④公告期間、業務準備期間を十分に確保できるよう努めた。
- ⑤入札参加資格を見直し、従来からの要件緩和を検討した。
- ⑥当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して公告後に入札情報を周知した。

(3) 実績、目標の達成状況

競争性のある契約における一者応札・応募状況

	平成 27 年度	平成 26 年度
2 者以上	145 件 (69.4%)	157 件 (70.1%)
1 者以下	64 件 (30.6%)	67 件 (29.9%)
合計	209 件 (100%)	224 件 (100%)

一者応札・応募の件数は、対前年度で 3 件の減少を達成することができた。一方、競争性のある契約全体の件数が対前年度で 15 件減少しているため、競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合は対前年度でほぼ同率ではあるものの 0.7%と若干ではあるが、上回る事となった。

競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合が前年度を上回った要因として、競争性のある契約全体の件数が対前年度で 15 件減少している中、競争入札への参加者の有無を確認する公募において、サービスの特性により供給者がある程度特定される会場等賃借の調達で新規案件が 5 件増加した結果、前年度の 10 件から 14 件に増加したことが挙げられる。公募案件を除いた場合、平成 26 年度の 61 件、28.5%に対し、平成 27 年度は 54 件、27.7%となり、競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合は前年度を下回る事となる。

2. 総合評価落札方式に関する調達

(1) 設定した目標

総合評価落札方式に移行する件数が、前年度移行件数(1 件)を上回るよう努める。

(2) 目標達成に向けた取組内容

きる。
 ・従来、価格のみの競争により調達を行っていた案件について、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等を検討したことにより、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した調達件数が前年度より多くなったことは評価できる。
 ・「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知したことにより、同施設からの調達件数が前年度より多くなったことは評価できる。
 ・競争性のない随意契約については、真にやむを得ない案件に限定しており、新たに競争性のない随意契約を締結する場合は、事前に機構内で点検を受け、承認を得たうえで契約締結していることは評価できる。
 ・調達担当職員による、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルの十分な理解とともに、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、随時、見直しを行ったことは評価できる。
 ・調達担当職員による、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルの十分な理解とともに、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、随時、見直しを行ったことは評価できる。

[その他の業務実績]
 ・少額随意契約においても透明性、公平性の確保に取り組んでいることは評価できる。
 ・地方公共団体等及び他法人と共同調達や間接業務の共同実施を行い、効果的かつ効率的な業務運営に取り組んでいることは評価できる。

また、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知したことにより、同施設からの調達件数が前年度の 2 倍となったことは評価できる。

競争性のない随意契約については、真にやむを得ない案件に限定しており、新たに競争性のない随意契約を締結する場合は、事前に機構内で点検を受け、承認を得たうえで契約締結していることは評価できる。

調達担当職員による、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルの十分な理解とともに、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、随時、見直しを行っている。さらに、不祥事に関して、未然に防止するために、入札談合に関する情報等があった場合には、機構内に設置の公正入札調査委員会による調査審議のうえ対応を行っている。万一、発生した際には当該調達に係る調査委員会を設置する措置を講ずることとしていることも評価できる。

以上のことから当該評定を B とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
 -

<その他事項>
 -

従来、価格のみの競争により調達を行っている案件で、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等について検討した。

(3) 実績、目標の達成状況

上記取組により、最低価格落札方式から総合評価落札方式への移行件数は、以下の2件となり、前年度の移行件数を上回ることができた。

- ・ サウジアラビア王国政府派遣留学生の生活・学習支援業務（トータルライフサポート）
- ・ 奨学金重要書類（返還誓約書）処理業務委託

3. 障害者就労施設等からの調達

(1) 設定した目標

当該施設からの調達件数が前年度実績（5件）を上回るよう努める。

(2) 目標達成に向けた取組内容

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知した。

(3) 実績、目標の達成状況

上記取組により、当該施設からの調達件数は、10件となり、前年度実績を上回ることができた。なお、毎年度定例的に実施しているものは7件、それ以外で平成27年度に限定的に実施したものは3件であった。

平成27年度における障害者就労施設等との契約状況

契約日	件名	契約金額	備考
平成27年4月14日	窓付（糊付）角2封筒の作成	73,872円	限定的
平成27年6月17日	「採用候補者決定通知等封入用封筒」作成	2,446,956円	毎年度実施
平成27年8月31日	平成27年度日本学生支援機構奨学金学校事務担当者研修会資料の印刷、封入及び発送	79,212円	毎年度実施
平成27年10月1日	「貸与額通知書封入用封筒」の作成	2,304,093円	毎年度実施
平成27年12月28日	「採用候補者決定通知等封入用封筒」増刷分作成	188,978円	限定的
平成28年1月6日	業績免除を受けた者の進路等追跡調査に係る返信用封筒の作成	41,342円	毎年度実施
平成28年1月28日	免除職在職・異動届の発送用窓付き封筒他の作成	377,460円	毎年度実施
平成28年1月28日	平成27年度奨学金採用業務等研修会資料の印刷、封入及び発送	177,684円	毎年度実施
平成28年2月8日	窓・糊付き封筒の作成（障害学生支援実務者育成研修会開催通知／研修会修了証書等発送用）	34,560円	毎年度実施
平成28年3月1日	既成証書ホルダー箔押し	46,980円	限定的

			<p>II. 調達に関するガバナンスの徹底への取組</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>平成 27 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 14 件であった。当該案件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、事前に機構内で点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。また、新規案件も含め、平成 27 年度に締結した競争性のない随意契約 68 件について、契約監視委員会へ報告し、正当性について審査いただき了承を得た。</p> <p>2. 不祥事の発生を未然に防止するための取組</p> <p>調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルを熟読し、十分理解したうえで調達業務を行っている。</p> <p>また、入札談合に関する情報等があった場合に備えたマニュアルを作成しており、本機構内に設置の公正入札調査委員会による調査審議のうえ、対応することとしている。</p> <p>上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、下記の観点より随時、見直しを行った。見直しの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。</p> <p>(マニュアル改訂に向けた観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律や規程等の改正による手続きの変更。 ・ 他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が本機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。 ・ 各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。 <p>3. 不祥事発生時の対応と再発防止のための取組</p> <p>万一、調達業務において不祥事が発生した際には、ただちに当該調達に係る調査委員会（事業により内部又は第三者による）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、平成 27 年度において、不祥事の発生はなかった。</p> <p>○少額随意契約の透明性・公平性の確保</p> <p>50 万円以上（税込）の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図った。</p> <p>○共同調達等の実施</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、国際交流会館の合築施設（札幌、金沢及び福岡）と共有事務所を有する駒場事務所において、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。</p> <p>○契約に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、平成 27 年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、本機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・ 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、平成 27 年度に締結した公益法人に対する支出状況について、本機構ホームページにおいて毎月公表した。また、平成 26 年度に係る公益法人に対する支出に係る点検を行い、見直し結果を本機構ホームページにおいて公表した。（平成 27 年 8 月） 		
--	--	--	---	--	--

				なお、国所管の公益法人に対する契約以外による支出で同一法人に対する支出額が10万円以上となった場合には、半期ごとに公表することとなっているが、平成27年度第1・四半期及び2・四半期において公表対象となる支出はなかった。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—1—(4)	業務の効率化	(4)	情報システムの活用
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	奨学金等業務システム及び機構内ネットワーク等を適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資するシステム改修を適切に行う。	<p><56> 業務効率化に資する情報システムの運用状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P90</p> <p>○奨学金業務システムの運用状況 制度・規則等改正等に伴うシステムの改修や新たな機能の開発を行い、安定したシステムの運用に尽力した。</p> <p>○その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用 ・留学生給与システムの機能追加を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持し、概ね順調に運用することができた。 ・機構内ネットワーク等の他の業務用情報システム(文書決裁やグループウェアシステム)についても適切に運用し、業務実施上の効率化に寄与した。</p> <p>○マイナンバー制度導入に係る準備 奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度導入のために必要となるシステム開発について、以下のとおり準備を進めた。</p> <p>(1) 情報収集等 ・機構内の委員会等においてシステム開発</p>	<p><自己評価書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P90</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 ・マイナンバー制度導入に向けて、課題検討や認識の共有を図るとともに、関係機関との情報交換や情報収集を行ったうえで、中間サーバー等の情報連携システムの構築を行ったことは、評価できる。 ・新たな「所得連動返還型奨学金制度」については、有識者会議の検討状況等を踏まえ、奨学金業務システム(JSAS)の改修に向けて、基本設計を実施したことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 奨学金業務システムについて、制度改正等に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化に寄与するよう適切に運用したことは評価できる。 また、番号制度導入に向けて、課題検討や認識の共有を図るとともに、関係機関との情報交換や情報収集を行ったうえで、中間サーバー等の情報連携システムの構築を行ったことは評価できる。 有識者会議の検討状況等を踏まえ、新たな「所得連動返還型奨学金制度」に係る奨学金業務システム(JSAS)の基本設計を実施したことは評価できる。 以上のことから当該評価をと B する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項></p>

				<p>について検討すべき課題に関する協議を行うとともに、作業の進捗状況を報告し認識の共有化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房が提供する「デジタルPMO」や総務省等から、中間サーバー等の情報連携システムの構築に関連する技術について情報収集を行った。 ・機構の進捗状況及び政府全体の動きやシステムの仕様について内閣官房と情報交換を行うとともに、地方公共団体情報システム機構とシステムに関する技術的な意見の交換を行い、情報連携システムの導入に関する情報収集を進めた。 <p>(2) 収集した情報を基に中間サーバー等の情報連携に関するシステムを開発するとともに、データセンター、ハードウェア、通信回線等の整備を行った。</p> <p>○新たな「所得連動返還型奨学金制度」に係る奨学金業務システム(JSAS)の設計 現行システムの詳細な調査・分析等の作業の結果や所得連動返還型奨学金制度有識者会議における検討状況を踏まえ、基本設計を実施した(平成28年3月)</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、奨学金事業のガバナンスの強化、留学生の交流事業の強化及びリスク管理等に対応するための体制整備を行う。	<p><57> 組織改善の状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P91</p> <p>○平成27年度における組織の見直し 行政改革、中期目標・中期計画等への対応を的確に行いつつ、新たな事業を含めた中期計画事項の円滑な実施及び準備を推進するため、業務の効率化の推進及び各部の総括機能の確立という方針の下、平成27年4月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント]</p> <p>(1) 奨学金貸与事業におけるガバナンスの強化 奨学金貸与事業における事業戦略に係る企画立案、連絡調整を行う奨学事業戦略部を設置し、奨学金貸与事業の総括機能を強化するため、奨学事業戦略室と奨学総務課を統合し、奨学事業戦略課を設置した。また、貸与業務及び返還免除業務を行う貸与部を設置し、学資貸与第一課、学資貸与第二課及び返還免除課の3課体制とするとともに、返還部を設置し、返還促進課、返還猶予課、奨学事務センター及び返還相談</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P91</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> 行政改革の指摘等に対応した体制整備のため、ガバナンスを強化しつつ、組織の再編及び委員会の設置を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 行政改革の指摘等に対応した体制整備のため、ガバナンスを強化しつつ、新規の事業に対応した組織の設置を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったと認められる。 以上のことから当該評価を B とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> -</p> <p><その他事項> -</p>	

				<p>センターの2課2センター体制とした。</p> <p>(2) 留学生の交流事業の強化 留学生事業計画課に、拠点施設事業等の重要な事業に係る企画立案・実施を担当する事業戦略係を設置し、留学生宿舎管理室の所掌する留学生交流事業に係る業務を移管した。 また、兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての体制強化のため、館長である担当理事を補佐する副館長を設置した。</p> <p>(3) 日本語教育センターの機能強化 日本語教育センターにおいて、カリキュラム及び教材の統一化を含む戦略的企画立案・調整機能を強化するため、センター長を補佐する副センター長を設置した。</p> <p>○平成28年度に向けた組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成28年度以降の組織体制の整備に向けて、情報システムの品質管理の強化、新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入に対応するための体制整備等の組織見直しを検討した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—3—(1)	内部統制・ガバナンスの強化 (1) 事業の確実な実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	<58> ガバナンス確保の状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P92～94 ○理事会等によるガバナンスの確保 (1) 理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定を行う会議を運営した。 ①理事会 理事長が特に必要と認める機構の重要方針及び施策に関しては、適時に理事会を開催し、審議を経て決定した（役員が出席）。 ②理事懇談会 理事者間で協議が必要な事業のあり方等の検討を行うため、理事懇談会（月 2 回程度）を開催した（役員及び総務部長が出席）。 ③経営管理会議 ・内部統制を強化するため、平成 27 年 4 月に、従来の運営会議を、内部統制に係る取組について検討及び審議等を行い、改善策を指示する経営管理会議に改組した。 ・経営管理会議において、機構の事務・事	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P92～94 <評価> B <評価根拠> ・重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 ・リスクの洗い出し・評価、リスク対応計画策定・実施に取り組んだことは評価できる。 ・リスク管理規程の改正及びリスク管理委員会への報告体制の整備により金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。	評定 B <評定に至った理由> 重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 また、リスク管理規程の制定及びリスク管理委員会の設置により金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったと評価できる。 以上のことから当該評定を B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

				<p>業の実施方針及び施策について報告を行い、理事長からの指示事項の確認を行った（役員及び各部等の長が出席、毎月2回開催）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 <p>なお、経営管理会議等における審議・検討の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長ミーティングを通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2) 重要事項の審議・決定</p> <p>① 予算配分・決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部署で作成した予算案を取りまとめて理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中で配分額の見直しを行った。 ・平成 26 年度決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。 <p>② 人事・組織</p> <p>人事・組織については、業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況の把握を踏まえて、中期計画事項の実施を推進するために、政策企画部が組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編案を作成し、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議における調整を経て、理事長が平成 28 年度における組織改編事項を決定した。</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>③年度計画 年度計画については、各部等で平成 28 年度計画案の検討・作成を行い、政策企画部が年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について調整の上、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。</p> <p>④業務実績評価 平成 26 年度の業務実績に関する評価について、経営管理会議及び理事会での審議において、適切に実施されていることを確認した。</p> <p>(3) IT 戦略委員会 業務の IT 化を推進し、業務の効率的実施を図るため、IT 化に係る事項を調査・審議・調整することを目的として平成 26 年度に設置された「IT 戦略委員会」において、各部等における IT 化に係る個別事項の計画（IT 化実施計画）及び進捗状況について審議した（第 3 回：5 月 13 日、第 4 回：7 月 28 日、第 5 回：11 月 25 日、第 6 回：2 月 24 日）。</p> <p>また、マイナンバー・新所得連動対応に関する IT 化小委員会において、マイナンバー制度及び新所得連動返還型奨学金制度の IT 化に係る技術的・実務的な検討及び進捗状況の報告を行った（第 6 回：5 月 27 日、第 7 回：7 月 10 日、第 8 回：3 月 22 日）。</p> <p>(4) マニュアル等検証委員会の設置 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における指摘を踏まえ、奨学金貸与業務に係る質を担保するためにマニュアルの制定・改廃に関する検証を行うことを目的として「奨学金事業に係るマニュアル検証等委員会」を設置し、適切に運営した。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>○リスクの把握・管理</p> <p>(1) リスク管理委員会の開催 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を開催し、平成 27 年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)・(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。 (第 1 回: 4 月 30 日、第 2 回: 11 月 11 日、第 3 回: 1 月 13 日、第 4 回: 3 月 2 日、第 5 回 3 月 9 日、第 6 回: 3 月 23 日)</p> <p>(2) 各部等におけるリスク管理体制の構築 各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスクの洗い出し・評価 役職員を対象とするアンケートを行い、リスクの洗い出し及びリスクの評価を実施した。</p> <p>② リスク対応計画の策定 リスクの評価結果を踏まえ、以下の優先対応リスクを選定し、リスク対応計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事・業務に関するリスク ・ 自然災害等による業務継続に関するリスク ・ 情報システムに関するリスク (セキュリティ) ・ 情報システムに関するリスク (システム) <p>③ リスク対応計画の実行・実施状況報告 リスク対応計画に沿って、組織運営規程を改正する等課題対応策に着手し、平成 27 年度の実施状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>④ 業務フロー図作成 業務フロー作成研修を実施し(5 月 25 日)、各部等において業務フロー図を作成した。</p> <p>⑤ リスク管理に関する理解増進 「リスク管理に関する理事長特命事項の業務」の担当者を任命し、当該担当者による、部長等を対象としたリスク管理勉強会</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>を実施した（5月29日）。</p> <p>(3) 金融業務（奨学金貸与事業）に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成27年2月12日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>① リスクの洗い出し・評価 金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて担当部署へのヒアリングを行い、リスクの洗い出し及びリスクの評価を実施した。</p> <p>② リスク対応計画の策定 リスクの評価結果を踏まえ、優先課題及びリスク対応計画について検討し、リスク対応計画（金融業務）を策定した。</p> <p>③ リスク対応計画の実行・実施状況報告 リスク対応計画に沿って、以下の課題について対応策を実施するとともに、実施状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの定義を明確化及びこれに基づくリスク管理規程の改正 ・リスク管理委員会への報告事項を整理することによる報告体制の整備 <p>(4) 中期計画・年度計画の執行管理 平成27年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、各部等からの報告に基づき確認を行い、一部の事項についてはヒアリング等を実施して、計画達成における課題や業務運営の課題を洗い出し、必要に応じて改善を求めるなど対応を行った。進捗状況及びヒアリングの結果については経営管理会議に報告した。</p> <p>その後、ヒアリングを通して確認された課</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>題や改善策についてはフォローアップを実施し、改善状況や計画達成の見込みについて理事長に報告した。</p> <p>(5) 重点課題に関する進捗状況把握 行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、経営管理会議に定期的に進捗状況を報告し、理事長からの指示事項の確認を行うとともに、「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）等を踏まえ、適宜重点課題として取り上げる事項の見直しを行った。</p> <p>(6) 危機管理の取組 「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」（BCP）について、より現実に即した取組となるよう、検討を行った。また、危機管理に係る以下の防災対策を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の実施 ・ 安否確認サービスの登録、運用の徹底 ・ 防災意識高揚に向けた情報の発信 ・ 防災備蓄用品の購入 ・ 危機発生時の対応について確認できる冊子を全役職員に配付 <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を定め、これに従い、内部統制に関する組織体制及び内部統制基本方針などの規程等を整備した。 ・ 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った（3 月 28 日）。 	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—3—(2)	内部統制・ガバナンスの強化	(2)	監査の実施
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価	評価	理由														
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確認し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕	業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。	第3期中期計画期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。	<59> 内部監査の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P95～97	<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P95～97	評価 B <評価根拠> ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定め、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。	<評定に至った理由> 業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定め、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。														
				○平成27年度内部監査計画の策定及び内部監査の実施 業務部門から独立した監査室において、「第3期中期計画期間（平成26～30年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成26年9月3日理事長了解）を踏まえ、機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、平成27年度内部監査計画を策定し、計画に基づいて監査を実施した。また、計画策定後に発生した事案等を踏まえ、2件の臨時監査を行った。 なお、各監査結果については、関係部署に通知し、経営管理会議において適時報告を行った。	<評定> B <評定根拠> ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定め、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。			臨時検査を行った結果「官民協働海外留学支援制度」については、①実施規程及び細則の改正、②業務マニュアルの作成、③大学等の支給事務の点検、④クラウド型システムのセキュリティ対策の確認、⑤個人情報のパスワード設定、について改善等を指摘し、是正させた。また、「個人信用情報機関への情報提供に係るシステムの構築及び運用状況」については①システム開発時のテスト及び検証の実施、②開発担当者によるプログラム作成及び修正時における設計書等への反映、③システム開発													
				<内部監査実施概要> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">平成27年5月～平成28年2月</td> <td rowspan="6">業務監査</td> <td>貸与部学資貸与第二課</td> </tr> <tr> <td>返還部返還促進課</td> </tr> <tr> <td>留学生事業部国際奨学課</td> </tr> <tr> <td>日本語教育センター</td> </tr> <tr> <td>グローバル人材育成部（臨時監査）</td> </tr> <tr> <td>情報部・返還部返還促進課（臨時監査）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>東北支部</td> </tr> </tbody> </table>		実施時期	監査内容	対象	平成27年5月～平成28年2月	業務監査	貸与部学資貸与第二課	返還部返還促進課	留学生事業部国際奨学課	日本語教育センター	グローバル人材育成部（臨時監査）	情報部・返還部返還促進課（臨時監査）			東北支部		
実施時期	監査内容	対象																			
平成27年5月～平成28年2月	業務監査	貸与部学資貸与第二課																			
		返還部返還促進課																			
		留学生事業部国際奨学課																			
		日本語教育センター																			
		グローバル人材育成部（臨時監査）																			
		情報部・返還部返還促進課（臨時監査）																			
		東北支部																			

		中国四国支部
平成 27 年 7 月～12 月	会計監査	日本語教育センター
		東北支部
		中国四国支部
平成 27 年 5 月～7 月	自己査定監査	奨学事業戦略部奨学事業戦略課
		債権管理部法務課
平成 27 年 5 月～7 月	法人文書監査	総務部総務課
平成 27 年 12 月～ 平成 28 年 2 月	個人情報保護監査	全部署

(1)業務監査

以下 7 件の業務監査を実施した。

①「返還誓約書の審査（未提出者対応）」（貸与部学貸与第二課）

「返還誓約書の審査（未提出者対応）」について、マニュアル等関係資料、平成 27 年度の振込保留の実施状況の資料、審査業務委託先との定例会議の議事録等により業務処理の状況を確認した。

あわせて、財務省理財局の財政融資資金等実地監査指摘事項に対して回答した対象方針に則って、業務が適切に実施されているか及び外部委託した審査業務が仕様書に基づいて適切に実施されているかを確認した。

②「分割返還及び延滞金減免」（返還部返還促進課）

「分割返還及び延滞金減免」について、これらに関する規程・細則・マニュアル及び返還者からの提出書類等により、業務処理の状況及び法人文書の管理状況を確認した。

③「外国人留学生学習奨励費・帰国留学生フォローアップ事業」（留学生事業部国際奨学課）

「外国人留学生学習奨励費・帰国留学生フォローアップ事業」について、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度、帰国外国人留学生短期研究制度、帰国外国人留学生研究指導事業、日本留学ネットワークメールマガジンの各事業に係る規程、募集要項、事務手続きの手引き等の関係書類により、業務処理の状況及び法人文書の管理状況を確認した。

④「日本語教育センターの業務体制」（日本語教育センター）

「日本語教育センターの業務体制」について、東京及び大阪の両センターのカリキュラム及び教材等の統一の進捗状況及びその内容、隣接する寮の管理運営状況、学籍管理システムの個人情報漏えい防止対策の状況、教科書の在庫管理、法人文書の管理状況等を、カリキュラム及び教材の統一に係る会議の議事録や関係規程等の書面提出を求めるとともに、実地監査により確認した。

⑤「官民協働海外留学支援制度」（グローバル人材育成部） ※臨時監査

「官民協働海外留学支援制度」について、規程、細則、募集要項、事務手続きの手引き、業務委託契約書等と業務処理の状況及び予算差引簿による支出関係について、関係書類により確認した。

及び運用業務の所掌範囲の明確化、
④システム利用部署による個人情報情報機関への登録内容の確認、について改善等を指摘し、是正させた。さらに、過年度の監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる

以上のことから当該評定を B とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

⑥「個人情報情報機関への情報提供に係るシステムの構築・運用状況」（情報部・返還部返還促進課） ※臨時監査
「個人情報情報機関への情報提供に係るシステムの構築・運用状況」について、システム設計書及び開発業者との打合せ記録等の関係書類により確認した。

⑦「支部の法的処理」（東北支部・中国四国支部）
「支部の法的処理」について、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護・管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。

(2) 会計監査
「日本語教育センターの会計処理」及び「支部の会計処理」を重点項目とし、平成 27 年 7 月より、日本語教育センターの小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

(3) 自己査定監査
平成 27 年 5 月～7 月に、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2 以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。

(4) 法人文書監査
平成 27 年 5 月～7 月に、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行っており、その点検文書等関係資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況について関係書類を確認すること等により監査を実施した。

(5) 個人情報保護監査
平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月に、以下の方法によって、個人情報保護規程の遵守状況について確認することにより監査を実施した。

①個人情報総括保護管理者に対して質問票を送り回答の提出を求めた
②各部等に対して質問票を送り、その回答の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行った。
③情報システムを設置・管理している部署に対して、質問票を送り、その回答の提出を求め、それを踏まえて実地調査を行った。

○監査結果のフォローアップ
平成 26 年度及び平成 27 年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた

				<p>以下の事項について、被監査部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、内部監査結果の各部署におけるフィードバック及び改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査「海外留学支援制度及び法人文書監査」（平成27年4月） ・業務監査「北海道支部・関東甲信越支部の法的処理及び法人文書の管理状況」（平成27年6月） ・会計監査「北海道支部・関東甲信越支部」（平成27年6月） ・業務監査「コールセンターによる返還相談」（平成27年8月） ・会計監査「東京国際交流館」（平成27年8月） ・業務監査「東北支部・中国四国支部の法的処理及び法人文書の管理状況」（平成28年3月） ・会計監査「東北支部」（平成28年3月） 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ—3—(3)	内部統制・ガバナンスの強化 (3) コンプライアンスの推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕	コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修	コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。 ① コンプライアンス職員研修 第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。	<60> コンプライアンス職員研修の実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P98～99	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P98～99	評価 B コンプライアンスの推進については、全体として所期の目標を達成していると認められるため、当該評価を B とする。 <評価に至った理由> コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 また、主任相当職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針>
				○コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 名を含む 19 名の委員で構成。平成 27 年 5 月 20 日開催）において「平成 27 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、グループウェアを通して役職員への周知を図った。 ○コンプライアンス職員研修の実施 コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第 3 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」等に基づいて、以下のとおり職員研修を実施した。 (1)コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修（階層別研修） また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等	<評価> B <評価根拠> ・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。 ・主任相当職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。	

				<p>についての理解と意識向上を目的として、平成 26 年度に引き続き、主任相当職員に対する研修を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏事務所に在籍する主任相当職員等（44人）</td> <td>平成 27 年 10 月 20 日</td> <td>34 人</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 12 月 10 日 ※10/20 欠席者の外部 講座受講</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修 新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	首都圏事務所に在籍する主任相当職員等（44人）	平成 27 年 10 月 20 日	34 人	平成 27 年 12 月 10 日 ※10/20 欠席者の外部 講座受講	10 人		<p>－</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関わる研修を非常勤・派遣職員にも漏れなく行い、意識の向上に努めたことは評価できる。しかしながら、個人情報漏えい事故が減少しない現実が一方にあり、さらなる研修の工夫が求められる。
対象者	日程	参加者数												
首都圏事務所に在籍する主任相当職員等（44人）	平成 27 年 10 月 20 日	34 人												
	平成 27 年 12 月 10 日 ※10/20 欠席者の外部 講座受講	10 人												
② 個人情報保護の徹底	② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。	<p><61> 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p> <p>（定量的な指標はそぐわないため）</p> <p><その他の指標></p> <p>特になし</p> <p><評価の視点></p> <p>－</p>	<p>○個人情報保護の取組</p> <p>(1) 研修等の実施 役職員の意識向上に資するため、以下の個人情報保護研修を実施した。</p> <p>①個人情報保護研修（全役職員対象（条件に合致する派遣職員含む。）） （平成 28 年 2 月 17 日～3 月 2 日） 個人情報の保護は情報セキュリティと密接な関係にあることから、情報セキュリティ対策等についても十分な知識の習得を目指すプログラムとした。各自が理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験を併せて義務づけた。</p> <p>②個人情報保護研修（個人情報保護管理者及び同担当者対象） （平成 28 年 1 月 22 日及び 2 月 22 日（いずれかに参加）） 個人情報保護における基本概念と最近の傾向の理解及び責任者としての役割認識とマネジメント方法の理解を目的として外部講師を招き実施した。（参加者 39 人）</p> <p>③コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修会（階層別研修） （平成 27 年 10 月 20 日） 外部講師によるプログラムの他、「個人情報保護規程」の逐条解説を実施した。業務の都合で欠席となった者は、後日外部研修の受講を義務づけた（参加者：首都圏事務所主任 44 人）。</p> <p>④新入職員等（非常勤職員、派遣職員（※）を含む）研修 採用の都度、個人情報保護に係る守るべきポイントを中心に解説を行った。 （※保有個人情報を取り扱う派遣職員）</p> <p>⑤「個人情報保護・情報セキュリティ緊急合同委員会」の開催（平成 27 年 6 月 4 日） 日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、情報の共有及び個人情報保護等に係る各部内での周知徹底のため、首都圏事務所の個人情報保護担当者及び情報セキュリティ管理者が出席する委員会を実施した。</p> <p>(2) 「個人情報保護規程施行状況調査」の実施（平成 28 年 2 月） 「個人情報保護規程」第 38 条及び第 44 条第 1 項に基づき、個人情報が適切に管理されているかを把握するため、個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた。</p> <p>(3) 個人情報の漏えい事案に対する再発防止対策の実施 ・組織横断的な事象の共有を目的に、発生事案の概要と再発防止策を取りまとめ、グループウェアにて公開した。</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に係る職員の意識向上を図るため、全役職員研修、個人情報保護管理者及び担当者に向けた研修、階層別研修、新職員等研修を実施したことは評価できる。 ・特に個人情報保護管理者及び担当者に向けた研修を実施し、各部署の個人情報保護に責任を負う立場の者が理解すべき事項の認識強化に努めたことは、厳格に個人情報を保護する観点から評価できる。 ・日本年金機構の事案発生直後に委員会を開催し、これを教訓に保有個人情報の保護体制の強化及び個人情報保護意識を涵養したことは評価できる。 ・個人情報漏えい等事案の発生（発覚）件数は増加したが、個人情報保護に特化した全役職員研修の実施等に加え、漏えい等事案発生部署において全職員参加によるミーティングの実施を義務付けるなど、職員の保護意識の強化に努めたこと及び再発防止策を組織横断的に共有したこと、郵便事故等においても被害を最小限とするための策を講じていることは評価できる。 	<p><評定に至った理由></p> <p>個人情報保護に対する職員の意識向上を図るため、役職員、担当者等に対して研修を実施したことは評価できるが、一方個人情報漏えいの再発防止に向けて取組を行っているものの漏えい事案が増加していることから、個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、再発防止策をさらに検討し実施する必要がある。</p> <p>以上のことから当該評定を C とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修回数を増やすなど個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るべきである。 ・抜本的な業務遂行の見直しや組織が一丸となった仕組みの改善を講じるべきである。 <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度よりも発生件数が増え、研修の実施時期が年度の最後になっているなど、C 評価もやむなしではないか。 ・従来よりも細かいミスまで報告するよう規律を正した結果として件数が増えているとのことなので、全体の件数増は致し方ないと感じる。一方、何が増えて何が減少 									

				<p>・個人情報保護管理者により、再発防止策の取組状況のみならず、郵便事故等においても被害を最小限とするなどの未然防止策を含めた当該部署の取組状況の総括を行い、経営管理会議において報告した。</p> <p>・漏えい等事案発生部署においては全職員参加によるミーティングの実施を義務付けた。</p> <p>〈個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況〉 37件 ※件数には、委託業者によるもの3件、郵便事故等によるもの6件、当該者の住所変更未届等に起因するもの6件を含む。 （参考）平成26年度当該事案10件</p>		<p>したのかを明確にするため、平成28年度の報告では、レベル別（種別）に件数を把握し、同レベル（同種）のミスの増減を示して頂くと良いのではないかと。</p>
	③ 情報公開の適正な実施	③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	<p>〈62〉 情報公開の実施状況</p> <p>〈主な定量的指標〉 特になし （定量的な指標はそぐわないため）</p> <p>〈その他の指標〉 特になし</p> <p>〈評価の視点〉 -</p>	<p>○情報開示請求への対応 平成27年度の情報開示請求は、法人文書開示請求78件（うち、全部開示2件、部分開示53件）、保有個人情報開示請求は2件（うち、全部開示1件、部分開示1件）であり、情報公開等審査基準に基づき、適切に対処した。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉 情報開示請求に対して適切に処理したことは評価できる。</p>	<p>〈評価に至った理由〉 情報開示請求に対して適切に処理されていると認められる。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p>〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 -</p> <p>〈その他事項〉 -</p>

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（１）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （１）収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	（参考情報）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	評価	評価			
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。	<63> 収入の確保等の状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P100～101	<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P100～101	評価 B <評価にに至った理由> リーフレット等を活用し、寄附金の募集に努めた結果、寄附金受入件数の向上につながったことは評価できる。 また、奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。 以上のことから当該評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -				
				○寄附金の獲得 (1) 学生支援寄附金受入状況 積極的な寄附金募集のため、寄附金募集に関するリーフレットを特に優れた業績による返還免除者へ送付するとともに、返還を開始する者に配布する「返還のてびき」の巻末ページに寄附金募集の案内を掲載した。また、平成27年12月以降の返還完了者へ送付する通知に、寄附金募集の案内について記載し、更なる周知を図った。 <学生支援寄附金受入状況> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年度</th> <th>(参考)平成26年度</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,641件</td> <td>1,415件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>221,792,733円</td> <td>93,115,347円</td> </tr> </table>	区分			平成27年度	(参考)平成26年度	件数
区分	平成27年度	(参考)平成26年度								
件数	1,641件	1,415件								
金額	221,792,733円	93,115,347円								
				(2) 「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況 平成27年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等が、新たに106の民間企業等を訪問するとともに、平成26年度末までに訪問済みの約200の企業等に対しても引き続き寄附募集活動を行った。						

<「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況>

区分	平成27年度	(参考)平成26年度
件数	149件	140件
金額	1,816,396,320 円	2,398,130,995 円

○自己収入の確保

留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めている。日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。また、日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定（ベトナム）によって、収入確保に努めた。

<宿舎等収入>

項目	金額
平成27年度留学生宿舎収入	661,319千円
平成27年度日本語学校収入	309,047千円
平成27年度日本留学試験検定料収入	393,756千円

○保有資産の有効活用

居室の最大限の有効利用を行うため、全室貸出方式による利用の札幌及び金沢国際交流会館以外の国際交流会館等において、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行った。

東京国際交流会館の平均入居率が前年度を下回っている影響で、6会館等全体の入居率は平均82.5%と、前年度比3.8ポイント減となった。

東京国際交流会館においては、平成26年度末の入居年限の適用の厳格化により、多くの入居者が退去したことで、平成27年4月の東京国際交流会館の入居率は60.1%と、前年同時期の実績を17.5ポイント下回っていた。そのため、推薦方式の積極的な推進等を図った結果、徐々に入居率が回復し、1～3月は昨年度を上回る入居率となり、平成28年度に向けて入居者を増やすことができた。

<国際交流会館等入居率>

(単位：%)

会館名	平成27年度	(参考)平成26年度
札幌国際交流会館	100.0	100.0
東京国際交流会館	81.5	90.1
金沢国際交流会館	100.0	100.0
兵庫国際交流会館	81.9	73.3
福岡国際交流会館	93.8	90.1
大分国際交流会館	75.7	76.3

平均	82.5	86.3
----	------	------

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保
 財投機関債発行及び民間資金借入により、以下のとおり自己調達資金を確保した。

(1) 財投機関債発行額

発行年月日	発行額
27年6月9日	300億円
27年9月9日	300億円
27年11月9日	300億円
28年2月8日	300億円
計	1,200億円

(2) 民間資金借入額実績（年度末残高）
 3,674億円

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（２）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （２）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	（参考情報）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	<p><64> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p><実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P102</p> <p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p><平成27年度決算額> ・第一種 603億円 ・第二種 1,112億円</p>	<p><自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P102</p> <p><評価> B</p> <p><評価根拠> ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っており、また独立行政法人会計基準に従って適正に貸倒引当金を計上している。 以上のことから当該評価をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> -</p> <p><その他事項> -</p>	

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（3）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （3） 予算		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績			自己評価	評価	理由		
予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	略	略	<65> 予算の執行状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P103~107 ○平成 27 年度予算 【全体】 (単位：百万円)				<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P103~107 <評価> B <評価根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。		評価 B <評価に至った理由> 概ね計画どおりの実績となっており、当該評価を B とする。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -
				収入							
				借入金等	1,400,634	1,346,462	△54,172				
				運営費交付金	12,869	12,869	-				
				育英資金返還免除等補助金	6,003	6,003	-				
				大学改革推進等補助金	-	17	17				
				留学生交流支援事業費補助金	9,166	9,166	-				
				奨学金業務システム開発費補助金	-	569	569				
				受託収入	11	5	△6				
				寄附金収入	2,622	1,393	△1,229				
貸付回収金	685,792	708,386	22,595								
貸付金利息等	38,946	38,935	△11								
政府補給金	9,003	1,024	△7,979								
事業収入	945	970	25								
雑収入	3,479	4,589	1,110								
計	2,169,468	2,130,388	△39,080								
支出											
学資金貸与事業費	1,113,882	1,063,798	50,084								
一般管理費	2,129	2,154	△25								

うち、人件費(管理系)	1,090	1,092	△2
物件費	1,040	1,062	△23
業務経費	15,044	15,138	△93
貸与事業を除く事業費	9,024	8,895	130
うち、人件費(事業系)	3,280	3,113	167
物件費	5,744	5,782	△37
貸与事業業務経費	6,020	6,243	△223
特殊経費	120	160	△41
借入金等償還	1,004,275	1,003,445	830
借入金等利息償還	49,936	36,741	13,195
大学改革推進等補助金経費	-	16	△16
留学生交流支援事業費補助金経費	9,166	8,043	1,123
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	569	△569
受託経費	11	5	6
寄附金事業費	2,622	1,393	1,229
計	2,197,184	2,131,462	65,723

【奨学金貸与事業】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,400,634	1,346,462	△54,172
運営費交付金	5,377	5,377	-
育英資金返還免除等補助金	6,003	6,003	-
大学改革推進等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	569	569
受託収入	-	-	-
寄附金収入	129	61	△68
貸付回収金	685,792	708,386	22,595
貸付金利息等	38,946	38,935	△11
政府補給金	9,003	1,024	△7,979
事業収入	-	-	-
雑収入	2,985	3,934	949
計	2,148,868	2,110,751	△38,117
支出			
学資金貸与事業費	1,113,882	1,063,798	50,084
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	8,288	8,265	23
貸与事業を除く事業費	2,268	2,022	246
うち、人件費(事業系)	2,268	2,022	246
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	6,020	6,243	△223
特殊経費	74	68	6
借入金等償還	1,004,275	1,003,445	830
借入金等利息償還	49,936	36,741	13,195

大学改革推進等補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	569	△569
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	129	61	68
計	2,176,584	2,112,947	63,637

【留学生支援事業】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	5,025	5,025	-
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
大学改革推進等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	9,166	9,166	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
受託収入	11	5	△6
寄附金収入	2,493	1,332	△1,161
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	945	970	25
雑収入	456	577	120
計	18,095	17,074	△1,021
支出			
学資金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,399	6,567	△168
貸与事業を除く事業費	6,399	6,567	△168
うち、人件費(事業系)	733	867	△134
物件費	5,666	5,700	△34
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	27	20	7
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
大学改革推進等補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	9,166	8,043	1,123
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
受託経費	11	5	6
寄附金事業費	2,493	1,332	1,161
計	18,095	15,966	2,129

【学生生活支援事業】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	358	358	-
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
大学改革推進等補助金	-	17	17
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	358	375	17
支出			
学資金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	358	306	52
貸与事業を除く事業費	358	306	52
うち、人件費(事業系)	280	225	55
物件費	78	81	△3
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	-	21	△21
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
大学改革推進等補助金経費	-	16	△16
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	358	343	14

【法人共通】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,110	2,110	-
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
大学改革推進等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-

				寄附金収入	-	-	-		
				貸付回収金	-	-	-		
				貸付金利息等	-	-	-		
				政府補給金	-	-	-		
				事業収入	-	-	-		
				雑収入	38	77	39		
				計	2,148	2,187	39		
				支出					
				学資金貸与事業費	-	-	-		
				一般管理費	2,129	2,155	△26		
				うち、人件費(管理系)	1,090	1,092	△2		
				物件費	1,040	1,062	△23		
				業務経費	-	-	-		
				貸与事業を除く事業費	-	-	-		
				うち、人件費(事業系)	-	-	-		
				物件費	-	-	-		
				貸与事業業務経費	-	-	-		
				特殊経費	18	51	△32		
				借入金等償還	-	-	-		
				借入金等利息償還	-	-	-		
				大学改革推進等補助金経費	-	-	-		
				留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-		
				奨学金業務システム開発費補助金経費	-	-	-		
				受託経費	-	-	-		
				寄附金事業費	-	-	-		
				計	2,148	2,206	△58		
(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。									

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（４）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （４） 収支計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	（参考情報）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																																																											
				業務実績			自己評価	評価	理由																																																																										
—	略	略	<66> 計画と実績の対比 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> —	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P108～110 ○平成27年度 収支計画 【全体】（単位：百万円）			<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P108～110 <評価> B <評価根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。	評価 B <評定に至った理由> 市場金利の低下による支払利息の減及び奨学金債権の返還金回収促進による貸倒引当金繰入額の減が要因で業務経費・財源措置予定額収益が減となっているが、概ね計画どおりの実績となっており、当該評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計画</th> <th>決算</th> <th>差引増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常費用</td> <td>126,175</td> <td>99,430</td> <td>△26,745</td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td>120,104</td> <td>94,610</td> <td>△25,494</td> </tr> <tr> <td> 寄附金事業費</td> <td>2,622</td> <td>1,393</td> <td>△1,229</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>1,879</td> <td>2,190</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td>1,572</td> <td>1,237</td> <td>△335</td> </tr> <tr> <td> 臨時損失</td> <td>—</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>収益の部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 経常収益</td> <td>126,175</td> <td>103,369</td> <td>△22,806</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td>11,633</td> <td>11,046</td> <td>△587</td> </tr> <tr> <td> 自己収入</td> <td>43,223</td> <td>44,185</td> <td>962</td> </tr> <tr> <td> 受託収入</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>△6</td> </tr> <tr> <td> 寄附金収益</td> <td>2,622</td> <td>1,391</td> <td>△1,231</td> </tr> <tr> <td> 補助金等収益</td> <td>21,353</td> <td>14,207</td> <td>△7,146</td> </tr> <tr> <td> 財源措置予定額収益</td> <td>46,185</td> <td>31,424</td> <td>△14,761</td> </tr> <tr> <td> 資産見返負債戻入</td> <td>927</td> <td>820</td> <td>△107</td> </tr> <tr> <td> 財務収益</td> <td>222</td> <td>292</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td> 臨時利益</td> <td>—</td> <td>3,451</td> <td>△3,451</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計画	決算	差引増減額	費用の部				経常費用	126,175	99,430	△26,745	業務経費	120,104	94,610	△25,494	寄附金事業費	2,622	1,393	△1,229	一般管理費	1,879	2,190	311	減価償却費	1,572	1,237	△335	臨時損失	—	28	28	収益の部				経常収益	126,175	103,369	△22,806	運営費交付金収益	11,633	11,046	△587	自己収入	43,223	44,185	962	受託収入	11	5	△6	寄附金収益	2,622	1,391	△1,231	補助金等収益	21,353	14,207	△7,146	財源措置予定額収益	46,185	31,424	△14,761	資産見返負債戻入	927	820	△107	財務収益	222	292	70	臨時利益	—	3,451	△3,451			
区分	計画	決算	差引増減額																																																																																
費用の部																																																																																			
経常費用	126,175	99,430	△26,745																																																																																
業務経費	120,104	94,610	△25,494																																																																																
寄附金事業費	2,622	1,393	△1,229																																																																																
一般管理費	1,879	2,190	311																																																																																
減価償却費	1,572	1,237	△335																																																																																
臨時損失	—	28	28																																																																																
収益の部																																																																																			
経常収益	126,175	103,369	△22,806																																																																																
運営費交付金収益	11,633	11,046	△587																																																																																
自己収入	43,223	44,185	962																																																																																
受託収入	11	5	△6																																																																																
寄附金収益	2,622	1,391	△1,231																																																																																
補助金等収益	21,353	14,207	△7,146																																																																																
財源措置予定額収益	46,185	31,424	△14,761																																																																																
資産見返負債戻入	927	820	△107																																																																																
財務収益	222	292	70																																																																																
臨時利益	—	3,451	△3,451																																																																																

純利益	-	7,362	7,362
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	7,362	7,362

【奨学金貸与事業】 (単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	105,945	80,916	△25,030
業務経費	104,486	79,778	△24,708
寄附金事業費	129	61	△68
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1,330	1,077	△253
臨時損失	-	-	-
収益の部			
経常収益	105,945	84,940	△21,005
運営費交付金収益	4,736	3,780	△956
自己収入	41,784	42,588	804
受託収入	-	-	-
寄附金収益	129	59	△70
補助金等収益	12,188	6,149	△6,039
財源措置予定額収益	46,185	31,424	△14,761
資産見返負債戻入	702	677	△25
財務収益	222	263	41
臨時利益	-	3,423	3,423
純利益	-	7,447	7,447
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	7,447	7,447

【留学生支援事業】 (単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	17,866	15,905	△1,962
業務経費	15,267	14,490	△777
寄附金事業費	2,493	1,332	△1,161
一般管理費	-	-	-
減価償却費	107	83	△24
臨時損失	-	26	26
収益の部			
経常収益	17,866	15,806	△2,060
運営費交付金収益	4,700	4,807	107
自己収入	1,402	1,548	147
受託収入	11	5	△6
寄附金収益	2,493	1,332	△1,161
補助金等収益	9,166	8,043	△1,123

財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	95	71	△24
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	26	26
純利益	-	△98	△98
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	△98	△98

【学生生活支援事業】

(単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	355	345	△10
業務経費	350	342	△8
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
減価償却費	5	3	△2
臨時損失	-	1	1
収益の部			
経常収益	355	376	20
運営費交付金収益	350	357	6
自己収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	16	16
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	5	3	△2
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	1	1
純利益	-	30	30
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	30	30

【法人共通】

(単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,009	2,264	256
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	1,879	2,190	311
減価償却費	130	74	△56
臨時損失	-	1	1
収益の部			
経常収益	2,009	2,248	240
運営費交付金収益	1,846	2,102	256

				自己収入	38	48	10		
				受託収入	-	-	-		
				寄附金収益	-	-	-		
				補助金等収益	-	-	-		
				財源措置予定額収益	-	-	-		
				資産見返負債戻入	125	69	△56		
				財務収益	-	29	29		
				臨時利益	-	1	1		
				純利益	-	△17	△17		
				目的積立金取崩額	-	-	-		
				総利益	-	△17	△17		
<p>(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>									

4. その他参考情報									
特になし									

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ—（５）	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 （５） 資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
				業務実績				自己評価		評価
—	略	略	<67> 計画と実績の対比 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P111～114 ○平成 27 年度資金計画 【全体】 (単位：百万円)				<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P111～114 <評価> B <評価根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。		評価 B <評価に至った理由> 利払経費節減の観点から期中における利率等を勘案し、資金繰りを精緻化・細分化したこと等により短期借入金の借入額及び返済額が増加しているが、概ね計画どおりの実績となっており、当該評価を B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -
				区分	計画	決算	差引増減額			
				資金支出						
				業務活動による支出	△3,955,740	△7,697,331	△3,741,591			
				奨学金貸与	△1,114,068	△1,063,798	50,270			
				人件費支出	△4,448	△4,357	92			
				短期借入金の返済による支出	△1,759,961	△5,567,800	△3,807,839			
				長期借入金の返済による支出	△1,004,275	△1,003,445	830			
				支払利息	△47,525	△36,741	10,785			
				寄附金事業による支出	△2,622	△1,393	1,229			
				その他の業務支出	△22,840	△19,798	3,043			
				国庫納付金の支払額	-	-	-			
				投資活動による支出	△1,236	△31,175	△29,939			
				財務活動による支出	△645	△418	227			
				次年度への繰越金	120,602	151,904	31,302			
				資金収入						
				業務活動による収入	3,929,905	7,697,140	△3,767,235			
				運営費交付金による収入	12,869	12,869	-			
				政府補給金による収入	9,003	1,024	△7,979			
				国庫補助金による収入	15,169	14,202	△967			

貸付回収金による収入	685,978	708,350	22,371
短期借入による収入	1,759,961	5,567,800	3,807,839
長期借入による収入	1,400,406	1,346,294	△54,112
貸付金利息	38,730	38,678	△52
その他の業務収入	5,157	5,814	658
受託収入	11	-	△11
寄附金による収入	2,622	2,110	△512
投資活動による収入	2,000	62,077	60,077
その他の投資収入	2,000	62,077	60,077
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	146,317	121,325	△24,992

【奨学金貸与事業】 (単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,935,257	△7,678,758	△3,743,501
奨学金貸与	△1,114,068	△1,063,798	50,270
人件費支出	△2,328	△2,134	194
短期借入金の返済による支出	△1,759,961	△5,567,800	△3,807,839
長期借入金の返済による支出	△1,004,275	△1,003,445	830
支払利息	△47,525	△36,741	10,785
寄附金事業による支出	△129	△61	68
その他の業務支出	△6,970	△4,779	2,191
国庫納付金の支払額	-	-	-
投資活動による支出	△640	△31,089	△30,447
財務活動による支出	△628	△400	228
次年度への繰越金	115,901	141,173	25,272
資金収入			
業務活動による収入	3,908,594	7,677,715	3,769,120
運営費交付金による収入	5,377	5,377	0
政府補給金による収入	9,003	1,024	△7,979
国庫補助金による収入	6,003	6,015	12
貸付回収金による収入	685,978	708,350	22,372
短期借入による収入	1,759,961	5,567,800	3,807,839
長期借入による収入	1,400,406	1,346,294	△54,112
貸付金利息	38,730	38,678	△52
その他の業務収入	3,007	3,954	947
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	129	223	94
投資活動による収入	2,000	62,000	60,000
その他の投資収入	2,000	62,000	60,000
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	141,832	112,428	△29,405

【留学生支援事業】 (単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△18,221	△16,048	2,173
奨学金貸与	-	-	-

人件費支出	△733	△891	△158
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,493	△1,332	1,161
その他の業務支出	△14,996	△13,826	1,170
国庫納付金の支払額	-	-	-
投資活動による支出	△324	△78	247
財務活動による支出	△12	△13	△1
次年度への繰越金	3,821	7,498	3,676
資金収入			
業務活動による収入	18,562	16,871	△1,691
運営費交付金による収入	5,025	5,025	-
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	9,166	8,170	△996
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,868	1,790	△79
受託収入	11	-	△11
寄附金による収入	2,493	1,887	△606
投資活動による収入	-	77	77
その他の投資収入	-	77	77
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	3,816	6,702	2,886

【学生生活支援事業】

(単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△353	△312	41
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△280	△229	51
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△74	△83	△9
国庫納付金の支払額	-	-	-
投資活動による支出	△7	△1	6
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	19	35	16
資金収入			
業務活動による収入	358	374	17
運営費交付金による収入	358	358	-
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	17	17
貸付回収金による収入	-	-	-

短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	22	13	△9

【法人共通】

(単位：百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△1,908	△2,213	△304
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△1,108	△1,103	5
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△800	△1,110	△310
国庫納付金の支払額	-	-	-
投資活動による支出	△264	△9	255
財務活動による支出	△5	△5	-
次年度への繰越金	860	3,198	2,338
資金収入			
業務活動による収入	2,391	2,181	△210
運営費交付金による収入	2,110	2,110	-
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	281	71	△210
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	647	2,183	1,536

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	<68> 短期借入金の調達状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P115 ○第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、6,893 億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P115 <評価> B <評価根拠> 限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 限度額の範囲内で短期借入金を調達できており、当該評価を B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
—	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。 国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。 国際交流会館の売却により平成27年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。	<69> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> —	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P116 ○札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館の売却の状況 (1) 大分国際交流会館の売却 ・平成27年7月から8月にかけて売却についての一般競争入札を実施した結果、大分国際交流会館について学校法人立命館が落札者となり、平成28年1月28日に不動産売買契約を締結した。 ※売却額(税込): 76,765,441円 [内訳] 土地: 14,700,000円 建物: 62,065,441円 (うち消費税4,597,440円) ・平成28年3月31日に学校法人立命館から機構へ売却額の入金があり、同日、大分国際交流会館を学校法人立命館に引き渡した。 (2) 大分国際交流会館以外の会館の状況 ・札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、引き続き譲渡に向けた協議等を行った。 ・福岡国際交流会館については、平成28年3月に公益財団法人よかトピア国際交流	<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P116 <評価> B <評価根拠> ・国際交流会館の売却に向けて一般競争入札や地方公共団体との交渉を行った結果、大分国際交流会館については売却先が決定し引き渡しが行われ、福岡国際交流会館についても売却先が決定したことは評価できる。 ・大分国際交流会館売却による収入の国庫納付等手続きについて、独立行政法人通則法に基づき必要な申請等を実施しており、評価できる。	評価 B <評価に至った理由> 国際交流会館の売却に向けて一般競争入札や地方公共団体との交渉を行った結果、大分国際交流会館と福岡国際交流会館の売却先が決定したことは評価できる。大分国際交流会館については、すでに引き渡しが行われ、会館売却による収入の国庫納付等手続きについて、独立行政法人通則法に基づき必要な申請等を実施している。また、当該資産の実勢価額を踏まえた不動産鑑定評価額から解体費用を差し引いた額を最低売却価格に設定した一般競争入札により売却先を選定しており、売却額は適正であると認められる。 以上のことから当該評価をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	

				<p>財団から不動産購入申請があり、利用計画書等を審査した結果、同財団を契約予定者に決定した（平成28年3月31日）。</p> <p>○大分国際交流会館売却による収入の国庫納付等手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第46条の2第2項ただし書き並びに「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」（平成12年政令第316号）第6条第2項及び第3項の定めるところにより、不要財産の譲渡収入による国庫納付を行うために文部科学大臣への報告を行った（平成28年3月31日）。 ・平成28年3月31日に文部科学大臣より国庫納付の通知を受けた。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
—	職員宿舎（百合丘第 1（平成 29 年 3 月廃止予定）については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	平成 27 年度は計画なし。	<70> 職員宿舎の処分に係る実施状況 <主な定量的指標> 特になし（定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> —	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P117 —	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P117 —	—	—

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
—	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<71> 剰余金の活用状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P118 ※平成 27 年度に剰余金の使用実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P118	—	—

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-1	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	<72> 施設及び設備の整備に係る実施状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P119 ○事務所の在り方に係る検討 主たる事務所の事務環境の改善のために設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において、業務量の増大による事務所環境の悪化に対する解決方法の検討等を行った。	<自己評価書参照箇所> 平成27年度業務実績等報告書 P119 <評価> B <評価根拠> ・主たる事務所の在り方に関するPTにおいて、長期的視点に立って、施設・設備の整備を推進したことは評価できる。 ・国際交流会館等について適切に状況確認及び保全を行ったことは評価できる。	評定 B <評定に至った理由> 国際交流会館等について適切に状況確認及び保全を行っていることと評価できる。プロジェクトチームにおいては、業務量の増大により事務所環境が悪化してきており、その解決策として職場環境の改善に向けた執務スペースの確保に資するため、倉庫の設置の可能性についての検討を行うなど、具体的な検討を行っていることと認められる。以上のことから当該評定をBとする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-2	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。	(1) 方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	(1) 方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。	<73> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況 <主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため) <その他の指標> 特になし <評価の視点> -	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P120~121 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、以下の施策を実施した。 ○職員の計画的な採用及び配置 (1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用24人を含む43名を計画的に採用した。 この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、金融関係の分野において1名、施設整備関係の分野において1名を採用した。 また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への登用を行った。(内部登用による平成27年度任期付職員採用14名、常勤職員採用8名) (2) 職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。 (3) 女性職員の課長級への登用を引き続き行った。また、	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P120~121 <評価> B <評価根拠> 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、人材の確保、適正な配置及び人材の育成を行ったことは評価できる。	評価 B	<評価に至った理由> 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、人材の確保、適正な配置及び人材の育成が行われていると評価できる。 以上のことから当該評価を B とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。

＜女性職員の管理職等への登用状況＞

区分	平成27年度			(参考)平成26年度	
	人数	うち女性		人数	うち女性割合
		人数	割合		
部長級	20人	3人	15.0%	21人	29.5%
課長級	57人	14人	24.5%	52人	25.0%
課長補佐級	59人	15人	25.4%	64人	25.0%
合計	136人	32人	23.5%	137人	22.6%

○公正な人事評価の実施

勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正な額を算出の上、支給した。

○人事交流の実施

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。

- ・ 機構から他機関への出向者： 28人
- ・ 他機関から機構への出向者： 34人

○職員研修の実施状況

(1) 管理職研修

機構にとって重要な課題である「リスク管理」をテーマとし、管理職に求められるマネジメント能力の向上を図るため、管理職研修を実施した。(73人)

(2) その他重点的に実施した研修

- ① 新職員研修 (13人)
- ② 新職員フォローアップ研修 (10人)
- ③ 若手職員研修 (16人)
- ④ 主任研修 (31人)
- ⑤ 課長補佐研修 (27人)
- ⑥ 分野別研修 (延べ500人)

※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修

⑦ JASSO講演会 (91人)

※機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修

	<p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 17,799 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>	<p><74> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p> <p><主な定量的指標> 特になし (定量的な指標はそぐわないため)</p> <p><その他の指標> 特になし</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>○事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。また、平成27年度においても平成26年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を行った。</p> <p>○役職員数 (平成28年3月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員 : 7人 (7人) ・職員 : 476人 (483人) <p>※ () は平成27年3月末現在</p>	<p><評定> B</p> <p><評定根拠> 円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>	<p><評定に至った理由> 円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図っており、当該評定をBとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> > -</p> <p><その他事項> -</p>
--	---	---	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4	その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 4 積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	—
—	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	<75> 積立金の利用状況 <主な定量的指標> 特になし （定量的な指標はそぐわないため） <その他の指標> 特になし <評価の視点> —	<実績報告書等参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P122 ※平成 27 年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	<自己評価書参照箇所> 平成 27 年度業務実績等報告書 P122 —	—	—

4. その他参考情報
特になし